

第2章

マレーシア連邦憲法〔解説と翻訳〕

解説：鳥居 高

翻訳：竹下秀邦

マレーシアは衆知の通り、マレー半島部11州およびボルネオ島のサバ、サラワク2州の計13州からなる連邦制国家である。したがってマレーシアで「憲法」といった場合、連邦憲法ならびに各州個別の憲法典が存在する。本章で扱うのは現行の連邦憲法である。

現行連邦憲法は、1957年8月の独立時に発効したマラヤ連邦憲法（Constitution of Federation of Malaya、いわゆるムルデカ〔独立〕憲法）を基礎としながらも、章末に付した「憲法改正法リスト」が示すようにこれまで数多くの改正がなされ、今日のような内容に到った。「頻繁な憲法改正」そのこと自体がマレーシア憲法の特徴とさえいうことができる。

マラヤ連邦憲法の特徴は、以下の4点にまとめることができる。

- ①伝統的なスルタン制度を基礎とする国王（Yang diPertuan Agung）を最高元首とする立憲君主制度を導入した。しかも、その国王はスルタン相互の選挙（実質的には信任投票）によって選出され、輪番制によって就任すること。
- ②イスラームを連邦の国教と定めたこと。
- ③マレー人に特別な地位を保証し、その保護者としての役割をスルタンおよび国王に賦与したこと。
- ④マレー語を国語と位置づけたこと。

これらはいわば、マレーシア（マラヤ）連邦における「マレー的要素」と位置づけることができよう。

今日までの改正を見ると、マラヤ連邦憲法のこれらマレー的要素を残したまま3段階にわたって、付加的な要素が加わって現行憲法の形に到ったと考えられる。

まず第1に、1963年9月16日にそれまで半島部11州のみで構成されていたマラヤ連邦（Federation of Malaya）にサバ、サラワクさらにシンガポールが加入することによって、連邦国家としてマレーシア（Malaysia）が形成され、新しく参加する州のために

なされた必要な修正である。この修正が「マレーシア法 (Malaysia Act 1963)」と呼ばれるものである。その後、1965年8月9日にシンガポールがマレーシア連邦から分離・独立した際に、この分離独立にともなう再修正が加えられている。

これら一連の修正は、連邦を構成する州の変化に伴って行われたもので、マラヤ独立憲法の基本的な枠組みを変更するものではなかった。

第2は、1969年5月13日の種族暴動（いわゆる5.13事件）後に行われた1971年の改正にともなう変化である。暴動発生後、非常事態が宣言がされ、憲法ならびに国会はその機能を停止された。国会は1971年2月に再開され、連邦憲法の第10条の改正が施された。

この改正に伴い、市民権（連邦憲法第3部）、国語としてのマレー語の地位（同：第152条）、マレー人の特別な地位（同：第153条）、スルタンの地位（同：181条）が国会の場を含む公開の場での議論が禁止されることになった。

この措置は、種族暴動後の事態を收拾し、その後の政治・経済システムをの方向性を確立するために設けられた国家運営評議会（National Operation Council）で決定されたものである。つまり1971年の連邦憲法改正はこのNOC体制を正当化する過程と言える。

この71年改正によって、本来であれば争点となるべきマレーシア政治の諸問題を議会制民主主義の下での政治運営の枠組みからは取り除いた政治システムが構築された。

第3は、マハティール時代に行われた改正である。改正の内容は大きく2つに分かれる。1つは、1988年の改正によって行政権が司法権よりも優位にたつことになった。2つめは1983年から1984年、および1990年から1994年にかけて展開されたスルタン制度の再編成に関する憲法改正である。この改正によって、前述したイスラームの長、マレー人の保護者としてのスルタンの地位には変化はみられなかったものの、立法過程における国王・スルタンの権限の明確化に加え、スルタンに対する免責特権などが廃止された。

マレーシア連邦憲法は、１９７２年８月に１９７１年３月までの改正内容（Act A30およびAct A31まで）を含んだ連邦憲法がアジア経済研究所・動向分析部より『所内資料』の形で刊行されている。しかしながら、上述したようにその後、数多くの重要な改正がなされたことを鑑み、当時７１年憲法を翻訳した竹下秀邦氏（当時アジア経済研究所研究員、現・常葉学園浜松大学教授）に全面的な改訳をお願いし、ここに掲載するに到った。

底本はマレーシア政府発行 Federal Constitution(as of Aug. 1.1994)であるが、その後１９９５年６月に付則８条に関する改正が行われているために、それについてはInternational Law Book Services社から刊行されているマレー語版のテキストPerlembagaan Persekutuan (Federal Constitution) を参考にして、その改正内容も加えた。したがって、本翻訳は１９９６年６月３０日までの改正内容を含んでいる。

[凡 例]

文中で使用される（ ）は連邦憲法の原文にあるもの。＜ ＞は翻訳者が原文で使用された語句などを参考のため挿入するために使用したものである。

マレーシア連邦憲法

第1部

諸州、宗教および連邦の法

〔連邦の名称、諸州および領域〕

第1条 (1) 本連邦はマレー語および英語でマレーシアと呼ぶ。

(2) 本連邦の諸州は次の通り ——

(a) ジョホール、クダー、クランタン、マラッカ、ヌグリ・スンビラン、パハン、ペナン、ペラ、ブルリス、サバ、サラワク、スランゴール、およびトレングヌとする。

(3) 本条の(2)にのべた諸州のおおのの領域は、(4)を条件としてマレーシア・デー直前に包含されていた領域である。

(4) 1973年憲法改正（第2号）法により設置されたクアラルンプル連邦区（Federal Territory）をスランゴール州の領域から除外し、また1984年憲法改正（第2号）法により設置されたラブアン連邦区はサバ州の領域から除外する。これら両連邦区は、連邦の領域とする。

〔連邦への新領域の編入〕

第2条 国会は法律により ——

(a) 他州の連邦への編入を認める；

(b) いかなる州の境界をも変更することができる；

ただし州境を変更する法律は当該州（州議会の作る法の表明するもの）および統治者会議の同意なしには可決されない。

〔連邦の宗教〕

第3条 (1) イスラム教は本連邦の宗教である；ただし他の諸宗教も連邦内のいかなる地域にかかわらず平和と調和のうちに行動することができる。

(2) 統治者を持たない州以外のすべての州において、統治者の地位は当該州憲法が認め、宣言するかぎりにおいて、同州におけるイスラム教の長である。また同教の長として統治者がその憲法にもとづき享有するすべての権利、特権、大権などは、これを動かし、損なうことができない。しかし統治者会議において、統治者たちが本連邦に対し一括付託することに同意した行事、祭式、儀式については、各統治者はイスラム教の長としての権能において、最高元首にこれを代わって司る権能を与える。

- (3) マラッカ州、ペナン州の憲法には、同州におけるイスラム教の地位を最高元首に付託するとの規定をつくる。
- (4) 本条の規定はいずれも本憲法の他のいかなる規定によっても損なわれない。
- (5) 本憲法のいかなる規定にも関わらず、最高元首はクアラルンプル、およびラブアンの連邦区におけるイスラム教の長とする。国会はこの目的のため、イスラム教の宗務を定め、かつイスラム教に関する諸事項につき最高元首に助言する評議会を設置するための規定を法律により制定する。

〔連邦の最高法〕

- 第4条 (1) 本憲法は連邦最高の法である。またムルデカ・デー<1957年8月31日>以後制定され、かつ本憲法に矛盾するような法律は、いかなるものも、その矛盾のかぎりにおいて無効とする。
- (2) いかなる法律の有効性も次の理由では疑問に付されない —
- (a) 第9条(2)に述べられた権利に制限を科すが、そこに述べられた事項には関係しないこと。
 - (b) 第10条(2)に述べられるような制限を課すが、これらの制限は、国会が第10条に述べられた目的には、必要でも適切でもないと思ふこと。
- (3) 国会あるいは州議会が制定したいかなる法律も、国会あるいは場合によっては州議会が、自己に立法権のない事項について規定を制定するという理由によっては、その有効性に疑問を付されない。ただし同法が同上の理由で無効であると宣言する訴訟において、あるいは次の場合においては例外とする —
- (a) 同法律が国会制定の法律である場合の、連邦と一州あるいはそれ以上の州との間の訴訟；
 - (b) 同法律がいずれか一州の州議会が制定した法律である場合の、連邦と当該州との間の訴訟。
- (4) 本条の(3)に述べた理由の故にある法律を無効と宣言する訴訟（同項の(a)、(b)に関わらない訴訟）は、連邦裁判所の許可なしには、開始されないものとする。また連邦はこのようないかなる訴訟に対しても、当事者となる資格があり、また(3)の(a)、(b)と同様の目的で起こされた訴訟に対する当事者になるようないかなる州も同様である。

第2部

基本的自由

〔人間の自由〕

第5条 (1) 何人も法律によらざれば生命、人間の自由を奪われない。

(2) 不法監禁の提訴が高等裁判所あるいはその判事に対してなされる場合、同裁判所はこれを調査する。もし同監禁の合法性が認められない場合、同裁判所は当人の出廷を命じ、これを釈放する。

(3) 何人も逮捕される場合は、できるだけすみやかに、その逮捕理由を知らされねばならず、また自己の選ぶ弁護士に相談し、かつその弁護を受けることを認められねばならない。

(4) 何人も逮捕され、釈放されない場合は、不当に遅滞することなく、またいずれにしても24時間以内に（護送に必要な時間を除く）裁判官の前に立たされねばならず、かつ同裁判官の許可なしにこれ以上拘禁されないものとする。

ただし、本項は、居住制限に関する現行法にもとづく逮捕もしくは拘留された者には適用されない。また本項のすべての規定はムルデカ・デー以降、本条の枢要部分を構成すると見なすべきものとする。また、本条を移民に関わる法規により逮捕もしくは拘留された市民以外の者に適用する場合は、「不合理な遅滞なしに・・・。（必要な移動の期間を除き）」を、「14日以内に」として読むものとする。

またさらに、イスラム法廷<Syariah court>で裁かれるべき罪科にもとづく逮捕の場合、本条における地方裁判事<magistrate>への言及は、イスラム法廷の判事への言及を含むものと解釈する。

(5) 本条の(3)と(4)は敵性外国人には適用されない。

〔奴隷制および強制労働の禁止〕

第6条 (1) 何人も奴隷的拘束を受けない。

(2) あらゆる形の強制労働を禁止する。ただし国会は法律により国家目的のための義務的奉仕を規定することができる。

(3) 裁判所が科した拘留判決の服役に付随する労働は本条の意味における強制労働とは解されない。

(4) いずれかの成文法により、いずれかの公共機関の機能の全体もしくは一部が、他の公共機関により遂行される場合、当該機関の遂行を可能にするため前者機関の雇用者<employee>は後者機関で勤務するものとする。この後者機関における勤務は、本条の意味における強制労働とは見なされない。またかかる雇用者は、前者後者のいずれの機関に対しても雇用の移転を理由にする特権を請求する資格をもたないものとする。

〔刑法の不遑及・一事不再理〕

- 第7条 (1) 何人も、行ないあるいは犯した時点で法律では罰せられなかった行為あるいは怠慢を理由にしては、罰せられない。
- (2) ひとつの犯罪についてすでに無罪あるいは有罪の判決を受けたものは、再度同じ犯罪を理由には裁かれない。ただし有罪あるいは無罪の判決が、より上級の裁判所により破棄され、再審が命ぜられた場合は例外とする。

〔平等〕

- 第8条 (1) 何人も法の前には平等であり、法の平等な保護を受ける資格を有する。
- (2) 本憲法がはっきり認めた場合を除き、いかなる法律においても、あるいは公共のいかなる役職への任免にあっても、あるいはまた財産の取得、保有、処分、あるいはいかなる取引、事業、専門職、職業、雇用の設立、実施等に関するいかなる法律の執行においても、単なる宗教、人種、家系あるいは出生地の理由による差別はないものとする。
- (3) いかなる州統治者の州民も、その州民であることを理由には優遇はされない。
- (4) いかなる公共当局も、本連邦内における同局の管轄外の地域に、何人かが住み、事業を行なっているという理由では、同人に不利な差別を行わない。
- (5) 本条は次のことを無効にし、あるいは禁止するものではない —
- (a) 私法を定めるいかなる規定；
 - (b) 特定宗教の業務、あるいは特定宗教を奉ずるグループの経営する機関の業務に関わる役職を、その宗教を奉ずる人々に限定するためのいかなる規定あるいは慣習。
 - (c) マレー半島原住民<Aboriginal peoples>の保護、福祉、進歩（土地の留保を含む）、あるいは原住民<aborigines>に対する公務部門の適切なポストの合理的割合の留保、などのいかなる規定；
 - (d) 選挙資格として、あるいはある州、またはその州のある地域のみを管轄する公共当局への任命資格として、あるいは選挙での投票資格として、その州またはその州のある地域での居住を定めるいかなる規定；
 - (e) 州憲法の規定にして、ムルデカ・デー直前に実施されていたもの、あるいはそれに相当するもの；
 - (f) マレー連隊<Malay Regiment>の募集をマレー人に限定するいかなる規定。

〔追放の禁止および移動の自由〕

- 第9条 (1) いかなる市民も本連邦より追放あるいは排斥されないものとする。
- (2) 本条の(3)を条件として、あるいは本連邦またはそのいずれかの地域の治安、

公共秩序、公衆衛生、あるいは犯罪人の懲罰に関連するいずれかの法律を条件として、市民はすべて連邦内を自由に移動し、またそのいずれの地域にも居住する権利を有する。

- (3) 本憲法においてマラヤ諸州と比較し、その他いずれかの州が特別な地位にあるかぎり、(2)が移動・居住に関して定めた権利については、これを当該州と他州との間のものとして、国会は法により制限を課することができる。

〔言論・集会および結社の自由〕

第10条 (1) 本条の(2)、(3)および(4)を条件として

- (a) あらゆる市民は言論・表現の自由に対する権利を有する。
- (b) すべての市民は平和的にかつ武器をもたずに集合する権利を有する。
- (c) すべての市民は結社の権利を有する。

(2) 国会は法律により次のものを課することができる。 —

- (a) (1)の(a)に述べられた権利に対して、国会が次の場合に必要かつ適切とみなすような諸制限：すなわち本連邦あるいはそのいずれかの地域の治安、他国との友好関係、公共秩序、道徳などのため、および国会あるいは州議会の特権を守るための諸制限あるいは法廷侮辱、中傷あるいは犯罪の扇動等にそなえた諸制限などのため；
- (b) (1)の(b)に述べられた権利に対して、本連邦あるいはそのいずれかの地域の治安または公共秩序のために、国会が必要あるいは適切とみなす諸制限；
- (c) (1)の(c)に述べられた権利に対して、本連邦あるいはそのいずれかの地域の治安、公共秩序あるいは道徳のために、国会が必要あるいは適切と見なす諸制限。

(3) (1)の(c)に述べられた結社の権利について、労働あるいは教育に関係するいかなる法律によっても、制限を課することができる。

(4) (2)の(a)にもとづき、連邦あるいはそのいずれかの地域の治安あるいは公共秩序を守るため制限を課すにあたり、国会は、本憲法の第3部、あるいは、第152条、第153条あるいは第181条の規定により確立され、あるいは保護された、いずれかの事項、権利、身分、地位、特権、宗主権、あるいは大権等について、法律に指定されるそれらの履行に関する以外の面で疑問を呈することを禁ずる法律を議決することができる。

〔宗教の自由〕

第11条 (1) 何人も自らの宗教の信仰を告白し、行なう権利を有し、また(4)にもとづきこれを広める権利を有する。

- (2) 何人もその信ずる宗教以外の宗教の目的のために、全体的にしる部分的にしる、特別に用途の決められた税金の支払を強要されない。
- (3) あらゆる宗教団体は次の権利を有する —
 - (a) それ自身の宗教業務を運営すること；
 - (b) 宗教的または慈善的目的のための機関を設立・運営すること；および
 - (c) 法律にもとづき、財産を保持かつ管理すること。
- (4) 州法、およびクアラルンプルとラブアンの連邦区に関する場合の連邦法は、イスラム教を信仰する人々に対するいかなる宗教の教義、信仰の伝播をも管理もしくは規制することができる。
- (5) 本条は公共秩序、公衆衛生、道徳に関係するいかなる一般法に反する行為をも認めるものではない。

〔教育に関する権利〕

- 第12条 (1) 第8条の一般原則を侵害することなしに、次の場合において、ただ単に宗教、人種、家系、あるいは出生地を理由に、いかなる市民に対しても差別は行わないものとする —
- (a) 公共当局の維持するいかなる教育機関の運営、とくに生徒・学生の入学あるいは授業料の支払い等の場合において；あるいは
 - (b) いかなる教育機関（公共当局の経営する、しないを問わず、また連邦の内外を問わず）においてもその生徒あるいは学生の維持・教育等のため公共当局の資金から財政援助をする場合。
- (2) あらゆる宗教グループは、自己の宗教にもとづき子弟を教育する機関を設立・維持する権利を有する。かかる機関に関係するいかなる法においても、またかかる法の運営においても宗教だけを理由にする差別は行なわない。しかし、連邦や州がイスラム教の諸機関を設立・維持し、もしくは設立・維持を支援すること、あるいはイスラム教教育を供与もしくは供与支援し、かつその目的に必要な費用を負担することは、合法とする。
- (3) 何人も自己の宗教以外の宗教の儀式あるいは礼拝行為の教育をうけるよう、あるいはこれらに参加するよう強要されない。
- (4) 本条(3)の目的のため、18歳以下のものの宗教はその両親あるいは後見人が定める。

〔財産権〕

- 第13条 (1) 何人も法律によらざれば財産を奪われない。
- (2) いかなる法律も、十分な補償をとみなわない財産の強制的収用・使用は、こ

れを規定しないものとする。

第3部 市民権

第1章 市民権の取得

〔法運用による市民権〕

第14条 (1) 第3部の諸規定を条件として、以下の者は法運用による市民である。すなわち；

(a) マレーシア・デー<1963年8月31日>以前に出生し、第2付則の第1部に含まれる規定による連邦の市民；および

(b) マレーシア・デー当日あるいはそれ以降に出生し、第2付則の第2部に明記される資格のいずれかをもつもの。

(c) (廃止)

(2) (廃止)

(3) (廃止)

〔登録による市民権（市民の妻子）〕

第15条 (1) 第18条を条件として、夫が市民である既婚女性は、もしその結婚が1962年10月の始めにおいて存続し、かつその時点において夫が市民であれば、あるいはまた当該人が次の点で連邦政府を納得させれば、連邦政府に申請することにより市民として登録される資格を有している ——

(a) 同人が申請日までの2年間継続して連邦内に居住していたこと、かつその後も永久にそうする意志であること；および

(b) 同人が善良なる性格<of good character>の持主であること。

(2) 第18条を条件として、連邦政府は21歳以下の何人についても、その両親のうち少なくとも一方が市民であれば（あるいはその死亡時に市民であったならば）、その親あるいは後見人による連邦政府への申請にもとづき、これを市民として登録させることができる。

(3) 第18条を条件として、1962年10月始め以前に出生した21歳以下のもので、その父が市民であり（あるいはその死亡時に市民であった）、しかも同10月始めにおいても市民であった（もしその当時生存中であれば）ものは、その親あるいは後見人による連邦政府への申請にもとづき市民として登録される資格を有

する。ただしこれは同人が通常は連邦内に居住し、かつ善良なる性格の持主であることを連邦政府が納得した場合にかぎられる。

(4) 本条の(1)の目的につき、サバ州とサラワク州に含まれる地域におけるマレーシア・デー以前の居住は、連邦内居住として扱われる。

(5) 本条の(1)で言う既婚女性とは、連邦内においてムルデカ・デー以前に施行されていた関係法を含む、施行中のいかなる成分法にも依拠し、あるいはサバ州とサラワク州に含まれる地域においてマレーシア・デー以前に施行されていたいかなる成分法にも依拠して、登録された結婚に係わる女性のことを言う。

ただし本項は同女性が1965年9月始め以前、あるいは最高元首の命令により定められたそれ以降の特定日以前において市民登録の申請を行ない、その当日においてサバ州とサラワク州における通常の居住者であるような場合は適用されない。

(6) (廃止)

〔子供の登録に係わる特別な権限〕

第15A条 第18条を条件として、連邦政府は、適切と思われる特別の状況下において、21歳以下の何人をも、市民として登録することができる。

〔登録による市民権（ムルデカ・デー以前の連邦における出生者）〕

第16条 第18条を条件として、ムルデカ・デー以前に連邦で出生した18歳あるいはそれ以上の何人も、次の点で連邦政府を納得させれば、同政府に申請をすることにより市民として登録される資格を有している —

- (a) 同申請日直前までの7年間に、少なくとも合計5年に亘る期間連邦内に居住していること；
- (b) 永久に連邦内に居住する意志のあること；
- (c) 善良な性格の持主であること；および
- (d) マレー語の初歩的知識<an elementary knowledge>を有していること。

〔登録による市民権（マレーシア・デー当日におけるサバ州、サラワク州の居住者）〕

第16A条 第18条を条件として、マレーシア・デー当日にサバ州もしくはサラワク州に通常居住している18歳あるいはそれ以上のものは、次の点で連邦政府の納得を得れば、1971年9月以前に連邦政府へ申請することにより、いずれも市民として登録される資格を有する —

- (a) (市民権取得のための) 申請日当日までの過去10年間に合計7年を下らず、かつ申請日当日までの過去12カ月を含む期間、マレーシア・デー以前におい

てはこれらの諸州に含まれる地域において、またマレーシア・デー以降においては連邦において居住していること；

(b) 連邦内に永久に居住する意志のあること；

(c) 善良な性格の持主であること；および

(d) 市民権取得申請が1965年9月以前に行われる場合、および申請者が申請日に45歳に達している場合を除き、申請者はマレー語あるいは英語の十分な知識＜a sufficient knowledge＞を有すること、また申請者がサラワク内で現在使用されるいずれかの土着言語＜any native language＞の十分な知識を有すること。

第17条 （廃止）

〔登録に関する一般規定〕

第18条 (1) 何人も18歳あるいはそれ以上の場合、第1付則に定められた宣誓を行なうまでは、本憲法下に市民として登録されない。

(2) 何人も、本憲法下に市民権を放棄し、あるいは剥奪された場合、あるいは1948年マラヤ連邦協定下にムルデカ・デー以前に連邦市民権を放棄し、あるいは剥奪された場合は、連邦政府の承認なくしては、本憲法下に市民として登録されない。

(3) 本憲法下に市民として登録されたものは、その登録日以降、登録による市民であるものとする。

(4) （廃止）

〔帰化による市民権〕

第19条 (1) 下記(9)を条件として、下記の条件が満たされれば、連邦政府は、非市民たる21歳あるいはそれ以上の何人の行なう申請に対しても、当該人に帰化証を交付することができる —

(a)(i) 必要とされる期間、すでに連邦に居住していること、かつ同証が交付されれば永久に居住する意志のあること；

(ii) （廃止）

(b) 善良な性格の持主であること、および

(c) マレー語の十分な知識＜an adequate knowledge＞を有すること。

(2) (9)を条件として、下記の条件が満たされれば、連邦政府は、非市民たる21歳あるいはそれ以上の何人の行なう申請に対しても適切と思われる特別の状況において、当該人に帰化証を交付することができる —

- (a) 必要とされる期間すでに連邦内に居住し、かつ同証が交付されれば永久に連邦に居住する意志のあること；
- (b) 善良な性格の持主であること、および
- (c) マレー語の十分な知識を有すること。
- (3) 帰化証交付に必要とされる連邦内あるいはその関連地域内における居住期間とは、同証の申請日までの過去12年間中合計10年を下らず、かつ申請日当日までの過去12カ月を含む期間である。
- (4) 本条の(1)、および(2)の目的につきサバ州とサラワク州に含まれる地域におけるマレーシア・デー以前の居住は、連邦内居住として扱われる；また(2)の目的につき、マレーシア・デー以前のシンガポールにおける居住、あるいは連邦政府の承認があればマレーシア・デー以後のシンガポールにおける居住は連邦内居住として扱われる。
- (5) 帰化証を交付されたものは同証交付日以降、帰化による市民であるものとする。
- (6) (廃止)
- (7) (廃止)
- (8) (廃止)
- (9) 何人も、第1付則に定められた宣誓を行なうまで、帰化証を交付されない。

第19A条 (廃止)

第20条 (廃止)

第21条 (廃止)

〔領域編入による市民権〕

第22条 いずれかの新しい領域がマレーシア・デー以後第2条に従って連邦に編入される場合、国会は法律により、何人が同領域の併合による市民であるべきか、および当該人が何日より市民であるべきかを定めることができる。

第2章 市民権の停止

〔市民権の放棄〕

第23条 (1) 21歳あるいはそれ以上にして健全な精神<of sound mind>を有し、かつ現在他国民かあるいは他国民となろうとするものは何人も、連邦政府に登録され

る宣言によりその連邦市民権を放棄することができ、かつ直ちに市民たることを停止する。

- (2) 連邦が何らかの戦争に参与している間、本条にもとづく宣言は連邦政府の承認なしには登録されない。
- (3) 本条は既婚の21歳以下の女性に対しても、21歳あるいはそれ以上のものに対すると同様、適用される。

〔外国市民権取得に伴う市民権の剥奪〕

第24条 (1) いかなる市民も、登録、帰化あるいはその他の自発的かつ正式の行為（結婚以外）によって連邦以外の国の市民権を獲得したことが連邦政府に明らかとなった場合、同政府は命令により当該人の市民権を剥奪することができる。

- (2) いかなる市民も、連邦外のいずれかの国の法律のもとに得られ、かつ同国市民にのみ与えられる何らかの権利を自発的に主張しかつ行使したことにつき連邦政府が納得する場合、同政府は命令により当該人の市民権を剥奪することができる。

(3) (廃止)

- (3A) 本条の(2)の一般法則を侵害することなく、かつ(3)の適用を容れた上で、連邦以外の地域における政治選挙で投票権を行使することは当該地域の法律の下に得られる権利自発的主張・行使とみなされる；(2)の諸目的のため、また上記の如く(3)の適用を容れた上で、最高元首が本項の目的のために命令により定めた日以降、——

(a) 連邦外の地域の当局に対して旅券の発行・延長等の申請を行なうもの；
または

(b) かかる当局が旅行証として発行する旅券を使用するもの、
は当該地域の法律により得られ、かつ当該地市民にのみ与えられる権利を自発的に主張し、行使するものとみなす。

- (4) もし第15条の(1)にもとづく登録による市民たる女性が、非市民との結婚により連邦以外のいずれかの国の市民権を取得したことが連邦政府に明らかとなった場合、同政府は命令により同女性の市民権を剥奪することができる。

〔第16A条または第17条にもとづく登録あるいは帰化による市民権の剥奪〕

第25条 (1) 連邦政府は下記の点で納得すれば、第16A条あるいは第17条にもとづく登録による市民、あるいは帰化による市民のいずれについてもその市民権を命令により剥奪ことができる —

- (a) 連邦に対し不忠あるいは離反した<disloyal or disaffected>行為ある

いは言論をしたこと；

(b) 連邦が現在あるいは過去において関与したいかなる戦争の期間中においても敵と不法に通商あるいは連絡を行なうこと、あるいは当該戦争中、敵を援助することを自ら知っているような事業に従事あるいは関係すること；あるいは

(c) 市民権登録日あるいは同証交付日から5年以内に、いかなる国においても5年を下らない期間の拘留あるいは5000マレーシア・リングgitあるいは当該国通貨の相当額を下らない罰金をうけ、かつその罰に関して無条件赦免を受けなかったこと。

(1A) 連邦政府の承認なしに、第16A条あるいは第17条にもとづく登録による市民、あるいは帰化による市民が、連邦外のいずれかの国の政府、あるいはその政治機関、あるいはかかる政府の代理機関等において、忠誠の誓言、証言あるいは宣言を必要とする事務、地位あるいは雇用等の義務を受け入れ、あるいはこれに奉仕し、あるいはこれを遂行したということが、連邦政府にとって明らかな場合は、同政府は命令により当該人の市民権を剥奪することができる。

ただし、何人も1962年10月始め以前において市民でありながら為したことを理由に、本項のもとに市民権を剥奪されることはない。

(2) 第16A条あるいは第17条のもとづくいかなる登録による市民、あるいはいかなる帰化による市民も、5年間継続して通常連邦外のいずれかの国に居住し、かつその期間 —

(a) いずれの時においても連邦政府あるいは連邦政府がその一員となっている国際機関に奉仕しなかったこと、あるいは

(b) 連邦の領事に対し毎年その市民権保持の意向を通達しなかったこと；
などが連邦政府に明らかになった場合、同政府は命令により当該人の市民権を剥奪することができる。

ただし本項は、1977年1月始め以前におけるいずれの英連邦国における居住期間にも適用されない。

(3) (廃止)

〔登録・帰化による市民権の剥奪に対するその他の規定〕

第26条 (1) 登録、あるいは帰化によるいかなる市民も、その登録あるいは帰化証が—

(a) 不正手段、虚偽の意思表示あるいは何らかの具体的事実の隠蔽によって
られたものであること；あるいは

(b) 間違っって作成され、あるいは交付されたものであること、
が明らかとなった場合、連邦政府は命令により、当該人の市民権を剥奪する

ことができる。

- (2) 第15条の(1)にもとづく登録による市民たる女性にして、その市民権登録のもととなった結婚が、死亡以外の理由で結婚日後2年以内に解消したことが明白となった場合、連邦政府は命令により同人の市民権を剥奪することができる。
- (3) (廃止)
- (4) (廃止)

〔市民権喪失者の子供の市民権の剥奪〕

第26A条 第24条(1)あるいは第26条(1)の(a)のもとに、何人かが市民権を放棄しあるいは剥奪された場合、連邦政府は当該人の子にして本憲法にしたがって市民として登録され、しかも当該人の子、あるいは当該人の妻または夫の子として登録された21歳以下の何人の市民権をも命令により剥奪することができる。

〔市民権喪失に関する一般規定〕

- 第26B条 (1) 何人も市民権の放棄あるいは剥奪によって、市民であることを停止する以前に行ない、あるいは犯したことの責任からは免れない。
- (2) 何人も市民であることを続ければ公共の利益に資さないと連邦政府が納得しないかぎり、当該人は第25条、第26条あるいは第26A条により、市民権を剥奪されない；何人も、市民権剥奪の結果いかなる国の市民でもなくなることが連邦政府にとって明らかであれば、第25条、第26条の(b)、あるいは第26A条のもとに市民権を剥奪されない。

〔剥奪の手続き〕

- 第27条 (1) 連邦政府は、第24条、第25条あるいは第26条にもとづく命令を行なう前に、当該命令を出されるものに対し、同命令の出される理由、および当該人が本件を本条にもとづく査問委員会に照会する権利、とを当該人に書面で通知する。
- (2) かかる通知を与えられたものが、上記のごとく当該件の照会を申請する場合、連邦政府はこの目的のために自らが任命する委員長1名（司法経験を有するもの）およびその他2名の委員からなる査問委員会に本件を照会する。また連邦政府はその他いかなる件についても同様の照会をすることができる。
- (3) かかる照会の場合、委員会は連邦政府が指定するような方法で査問を行ない、その報告書を同政府に提出する；また連邦政府は命令を出すかどうかの決定を下す際に本報告書を考慮する。

〔法運用による市民に対する第2章の適用〕

第28条 (1) 本章の上記諸規定の諸目的のため —

- (a) ムルデカ・デー以前において連邦市民となったもの、すなわち、1948年マラヤ連邦協定あるいはいずれかの州の何らかの規定のもとに、市民としての登録により、あるいはいずれかの州統治者の州民としての登録の結果、あるいは市民権証の交付によって、連邦市民となったものは、何人も登録による市民として、また当該人が連邦内で出生しなかった場合は第17条にもとづく登録による市民として、それぞれ扱われる。
 - (b) ムルデカ・デー以前において連邦市民となった女性、すなわち、連邦市民あるいは州統治者の州民と結婚した女性の登録を認める1948年マラヤ連邦協定、あるいはいずれかの州の法律の何らかの規定にもとづき、市民としての登録により、あるいはいずれかの州統治者の州民としての登録の結果連邦市民となった女性は、第15条(1)にもとづく登録による市民として扱われる。
 - (c) ムルデカ・デー以前において、1948年マラヤ連邦協定のもとに連邦市民として帰化したもの、あるいはいずれかの州の法律のもとに州統治者の州民となったものは、何人も((2)を条件として)帰化による市民として扱われる。また本章の第27条以前の諸規定における市民の登録あるいは帰化についての諸言及も、同様に解釈されるものとする。
- (2) 連邦内に出生したものは何人も、本条により、第25条にもとづく市民権の剥奪を蒙らないものとする。
- (3) ムルデカ・デー以前に連邦市民であったことにより、同日において法運用による市民となったものは、同日あるいはそれ以前に為したいずれかの行為を理由にして、第24条(1)あるいは(2)のもとに市民権を剥奪されないものとする。ただしかかるものの場合、第25条(2)は、ムルデカ・デー以前に始まる外国での居住期間および同日あるいはそれ以降に始まるかかる期間について等しく適用される。

〔マレーシア・デーに市民となったものの市民権の剥奪〕

第28A条 (1) (廃止)

- (2) 第24条、第25条、第26条および第26A条の諸目的のため、マレーシア・デー以前においてイギリスおよび諸植民地の市民の身分を持っていることの結果、マレーシア・デーにおいて法運用による市民となったものは —
- (a) 登録によりその身分を得たのであれば登録による市民；および
 - (b) 帰化により、あるいはその結果としてその身分を得たのであれば帰化による市民；
- として扱われるものとする；また第24条、第25条、第26条および第26A条等にお

- ける市民の登録あるいは帰化に関する諸言及も同様に解釈されるものとする。
- (3) いずれかの女性が本条のもとに登録による市民として扱われ、かつまたかように扱われる原因となる身分が結婚によって得られたものである場合、第24条の(4)および第26条の(2)の目的のため、同人は第15条の(1)にもとづく登録による市民として扱われるものとする。
- (4) マレーシア・デー以前に出生したものが、サバ州もしくはサラワク州との何らかの関係から、本条のもとに登録による市民として扱われ、しかも同人がサバ州とサラワク州に含まれるいずれの地域においても出生したものでない場合、当該人に対しては、あたかも第16A条あるいは第17条にもとづく登録による市民であるかの如く、第25条が適用される。
- (5) 何人かが本条のもとで帰化による市民として扱われる場合、もし当該人がサバ州とサラワク州に含まれるいずれかの地域において、マレーシア・デー以前に出生し、しかもこれらの地域における帰化により、あるいは帰化の結果として得た身分のゆえに、かように扱われる場合は、第25条により市民権を剥奪されない。
- (6) 何人かがマレーシア・デー以前において保持していた何らかの身分のゆえに、同日において法運用による市民となったものの、同人が同日以前に行なったことのために、関係法規により連邦市民たる身分の剥奪を免れないものであった場合、上記諸項を侵害することなしに、連邦政府は命令により、当該人の市民権を剥奪することができる；ただしこの場合その目的のための手続きは1965年9月以前に始められているものとする；しかし第26A条(2)、および本条の(7)を条件とした上での第27条は、本項にもとづく命令に適用される。これはこれら2条が第25条にもとづく命令に適用されるのと同様である。
- (7) 何人かの人が本条(6)にもとづく市民権の剥奪を蒙り、かつまた当該人がその市民権を獲得した原因となる身分を剥奪するための手続きがマレーシア・デー以前に始められていた場合、それらの手続きは本項にもとづく市民権剥奪の手続きとして扱われるものとし、かつまたこうしたものとして継続されるものとする。しかしこれらの手続きはマレーシア・デー以前における身分に関する法律に従って継続されるものとし、これに関する連邦政府の諸機能は同政府が定めることのできる関係州の当局に付託される。

第3章 補足

〔英連邦市民権〕

第29条 (1) 連邦の英連邦内における地位に従い、連邦市民は何人も、その連邦市民であ

るがゆえに、他の英連邦諸国の市民と共通の身分を享受する。

- (2) いかなる現行法も、国会が他に規定しないかぎり、英連邦市民ではないところのアイルランド共和国の市民に関しても英連邦市民と同様適用される。

〔市民権証〕

- 第30条 (1) 連邦政府は、何人かの市民権申請に関して、事実上、法律上を問わず疑いの存する場合でも、当該人が市民であると証明することができる。
- (2) 本条の(1)のもとに発行された証明書は、不正手段、虚偽の意志表示、あるいは何らかの具体的事実の隠蔽によって得られたものであることが証明されないかぎり、それにかかわる当該人が同証明書に記された日において市民であったことを証明するものであるが、また同人がそれ以前の日において市民であったといういかなる証拠をも侵害するものではない。
- (3) 何人かの人が連邦市民として出生したかどうかを決定する目的のため、同人が他の国の市民として出生したかどうかという問題は、連邦政府により決定される。かくして連邦政府のこれに関する証明書は（不正手段、虚偽の意志表示あるいは具体的事実の隠蔽によって得られたと証明されないかぎり）最終的なものとする。
- (4) (廃止)

第30A条 (廃止)

第30B条 (廃止)

〔第2付則の適用〕

- 第31条 国会が他に規定しないかぎり、第2付則の第3部に含まれる補足的諸規定は、この第3部の諸目的のため、効力をもつ。

第4部 連 邦

第1章 最高元首

〔最高元首とその配偶者〕

- 第32条 (1) Yang di-Pertuan Agong と呼ばれる最高元首を置く。同元首は連邦内の何人よりも上位に位し、かつまた、第15部より設立される特別法廷を除き、いかなる訴迫も受けない。
- (2) 最高元首の配偶者<Consort> (Raja Permaisuri Agong 皇后と呼ばれる) は、最高元首に次ぎ、連邦の何人よりも上位に位する。
- (3) 最高元首は5年を任期に統治者会議によって選出される。しかし統治者会議に宛てた本人の自筆の書状により、何時でも辞任することができ、あるいは統治者会議により解任されるものとする。また統治者であることを停止すると同時に、元首の職務を停止する。
- (4) 最高元首の選出・罷免には第3付則の第1部および第3部が適用される。

〔連邦の副元首〕

- 第33条 (1) 副連邦元首 (Timbalan Yang di-Pertuan Agong と呼ばれる) を置く。副元首は最高元首のいかなる空位期間、および最高元首が病気、連邦内不在、その他何らかの理由で、その職務を遂行しえないいかなる期間についても、最高元首の職務を代行し、その特権を保持する。ただし、副連邦元首は、連邦元首の執務不能期間もしくは15日以内と期待される不在期間については、副元首自らがそれを必要もしくは当を得たもの<expedient>であると同意する場合を除き、かかる機能を行行使しないものとする。
- (2) 副元首は統治者会議により5年を任期に、あるいは最高元首の在任中に選出される場合は最高元首の残りの任期をもって、選出される。しかし統治者会議に宛てた自筆の書状によりいかなる時でも辞任することができる。また統治者であることを停止すると同時に副元首の職務を停止する。
- (3) 副元首の任期中に、最高元首の座が空位となる場合、前者の任期は後者の空位状態が止むとともに満了する。
- (4) 副元首の選出には第3付則第2部の諸規定が適用される。
- (5) 最高元首の諸機能は(1)にもとづき、副元首により代行されるが、後者の空位、病気、連邦内不在、あるいはその他の理由により、これが代行されない場合は、国会は法律により別の統治者をして代行さるよう規定することができる。ただしかかる法律は統治者会議の同意なしには議決されない。

〔最高元首、有罪の場合職務停止〕

- 第33A条 (1) 最高元首は、第15部にもとづき設置される特別法廷において何らかの法律により罪科を科せられる場合、最高元首としての機能の行使を停止する。
- (2) 最高元首が本条(1)にもとづき最高元首としての機能を停止する期間は、本

憲法第32条(3)に規定する連邦元首の任期の一部と見なされる。

〔最高元首の執務不能、その他〕

- 第34条 (1) 最高元首はイスラム教の長としての諸機能を除けば、自己の州の統治者としての諸機能を遂行しない。
- (2) 最高元首はいかなる有給の職にも就かない。
- (3) 最高元首はいかなる商企業にも積極的に関わらない。
- (4) 最高元首は、自己の州の憲法あるいはいずれかの州法の諸規定にもとづき州統治者として同人に支払われ、または帰属するいかなる種類のいかなる給与をも受けとらない。
- (5) 最高元首は他国への国賓訪問の場合を除き、統治者会議の同意なしには15日以上連邦を不在にすることができない。
- (6) 上記(2)、(3)は皇后には適用されない。
- (7) 副元首、あるいは法律により任ぜられた何人かが、最高元首の機能を15日以上にわたって代行する場合、(1)～(5)の諸規定がその期間につき、最高元首に対すると同様、当該人に適用される。
- (8) 本条の(1)は何ら、最高元首が自己に付与された下記の権限を自己の州の統治者として単独で、あるいは他のいずれかの権威と協力して、行使することを妨げるものではない —
- (a) 州憲法を改正する；または
- (b) 摂政あるいは場合により摂政府の一員が死亡し、あるいは何らかの理由でそれぞれの任務を果たしえなくなった場合、代わりの摂政あるいは摂政府の一員を任命する。

〔最高元首とその配偶者の王室費、および副元首の報酬〕

- 第35条 (1) 国会は法律により最高元首の王室費を定める。この王室費は皇后に支払われる年金についての規定を含む。またその支払いは統合基金に既定されたものとし、最高元首の在位中には削減されない。
- (2) 国会は、副元首の報酬、あるいは最高元首の機能を代行するよう法律により任ぜられたものに対する、その代行期間についての報酬に関して法律により定める。また本項に従ってその規定が作られるところの報酬は統合基金に既定されるものとする。

〔国璽〕

- 第36条 最高元首は連邦の国璽<Public Seal>を保持し、使用する。

〔最高元首の就任宣誓〕

- 第37条 (1) 最高元首は自己の職務を遂行する前に、統治者会議の前、および連邦裁判所首席裁判官（首席裁判官不在の場合は同裁次席上級裁判官）の面前で、第4付則第1部にある就任宣誓を行ない、これに署名するものとする。また同宣誓は、この目的のため統治者会議が任命した2名のものの立会で行なわれる。
- (2) 副元首は、統治者会議を召集する目的で行使する場合以外の機能を行行使する前に、統治者会議の前、および連邦裁判所首席裁判官（首席裁判官不在の場合は同裁次席上級判事）の面前で、第4付則第2部にある就任宣誓を行ない、かつこれに署名する。
- (3) 英語に翻訳された上記2つの誓言は、第4付則第3部に記載する。
- (4) 第33条(5)にもとづき制定される法律には、いずれも（必要な修正を加えた上で）本条(2)に相当する規定を設ける。

第2章 統治者会議

〔統治者会議〕

- 第38条 (1) 統治者会議 (Majlis Raja-Raja <Conference of Rulers>) を置く。この会議は第5付則に従って構成される。
- (2) 統治者会議は次の機能を遂行する —
- (a) 第3付則の諸規定に従う最高元首および副元首の選出、
 - (b) 宗教的行事、儀式あるいは式典などの連邦全体への拡大に関する賛否の表明、
 - (c) 法律に対する同意あるいは同意の保留。また本憲法にもとづき統治者会議の同意を必要とし、または同会議との協議によりまたは協議後に行なわれるべき任命について助言を与えること、
 - (d) 本憲法第182条(1)にもとづく特別裁判所の委員 <members> の任命、
 - (e) 本憲法第42条(12)にもとづく特赦・刑罰の執行延期・猶予の下賜、もしくは判決の差し戻し・一時延期・減刑、
- また国家的政策（たとえば移民政策などの変更）の諸問題およびその他同会議が適切と思う何事についても討議することができる。
- (3) この会議が国家的諸事につき討議する際は、最高元首は首相の、またその他の統治者および知事 <Yang di-Pertua Yang di-Pertua Negeri> は各々の州首相 <Menteri-Menteri Besar、あるいはChief Ministers> の、陪席を得るものとする；かかる討議は、内閣の助言に従う最高元首、および各州政府内閣<

executive council>の助言に従うその他の統治者および知事などの遂行する機能のひとつとする。

- (4) 統治者の特権、地位、爵位、あるいは位階に直接影響を及ぼす法律は、いずれも統治者会議の同意なしには可決されない。
- (5) 統治者会議は、第153条にもとづく行政活動に影響を及ぼすよう何らかの政策変更が行われる前には、協議をうける。
- (6) 統治者会議の委員は、下記の諸機能に関するいかなる議事についても自己の自由判断により行動することができる ——
 - (a) 最高元首の選出あるいは解任、あるいは副元首の選出、
 - (b) 任命に関する助言、
 - (c) 州境を変更し、あるいは統治者の特権、地位、爵位あるいは位階に影響するいかなる法律にも同意あるいは同意の保留をすること、あるいは
 - (d) 宗教的行事、儀式あるいは式典などの連邦全体への拡大に対する賛否表明、
 - (e) 本憲法第182条(1)にもとづく特別裁判所委員<members>の任命、
 - (f) 本憲法第42条(12)にもとづく特赦・刑罰の執行延期・猶予の下賜、もしくは判決の差し戻し・一時延期・減刑。
- (7) 宗教的行事、儀式あるいは式典などの連邦全体への拡大に関し賛否を行なうという、統治者会議の機能は、サバ州あるいはサラワク州へは及ばないものとする。したがってこれらの州は第3条(2)および本条における連邦全体への言及からは除外されたものとしてとり扱う。

第3章 行政府

〔連邦の行政権〕

第39条 連邦の行政権は最高元首に付与され、かつ連邦法、あるいは第2付則の諸規定に従い、最高元首あるいは内閣あるいは内閣の任ずるいずれかの閣僚によって行使されるものとする。しかし国会は法律により行政機能を他のものに与えることができる。

〔助言にもとづく最高元首の行動〕

第40条 (1) 最高元首は、本憲法あるいは連邦法にもとづく機能を遂行するに際し、本憲法によって別に規定される場合を除き、内閣あるいは内閣の一般的権限のもとに行動する一大臣の助言に従って行動する。しかし最高元首は、内閣の入手しうる連邦政府に関するいかなる情報についても要請により知る資格を有する。

(1A) 連邦憲法もしくは連邦法は、最高元首が助言に従い、助言にもとづき、助言を考慮して行動するよう定めている。最高元首は、かかる機能を行使する際、かかる助言を受け入れ、それに従って行動する。

(2) 最高元首は次の機能を果たすに際し、自己の自由判断により行動することができる。すなわち —

(a) 首相の任命、

(b) 議会解散の要請に対する同意の保留、

(c) 統治者ら<Their Royal Highnesses>の特権、地位、爵位、および位階のみに関する統治者会議の開催要求、およびかかる会議におけるあらゆる行動。

また本憲法に述べるその他いかなる場合においても、同様とする。

(3) 最高元首が下記以外の機能を遂行する場合、連邦の法は同人が内閣以外の何人あるいは何らかの団体と協議の後、あるいはその勧めにもとづいて行動するよう要求する規定を作ることができる。

(a) 自由裁量で遂行する機能、

(b) 遂行について他の条で規定が作られているような機能。

〔軍の最高指揮〕

第41条 最高元首を連邦軍隊の最高司令官とする。

〔恩赦権等〕

第42条 (1) 最高元首は、軍法会議によって処せられたすべての犯罪、およびクアラルンプルおよびラブアンの連邦区で犯されたすべての犯罪に関し、恩赦、執行猶予および執行延期等を与える権限を有する。また州の統治者あるいは知事は当該州内で犯された他のすべての犯罪に関し、恩赦、執行猶予および執行延期等を与える権限を有する。

(2) (10)を条件として、また善行・特別奉仕を考慮した判決の差し戻しに関する連邦法の規定を損なうことなしに、いずれの犯罪についても刑を恩赦、一時停止、あるいは減刑すべく連邦または州の法により与えられる権限は、もしその刑が軍法会議の議決するものであれば、最高元首により行使されるものとする。またそれ以外の場合はいずれも、その犯罪の犯された州の統治者あるいは知事がこれを行使する。

(3) いずれかの犯罪が全体的にあるいは部分的に連邦外において、あるいは数州において、あるいはどこで犯されたか疑わしいような状況で犯された場合は、本条の目的のため、当該裁判の行なわれた州で犯されたものとして、扱われる

ものとする。本項の目的のため、クアラルンプル連邦区、もしくは場合によりラブアン連邦区、は州として見なされる。

(4) 本条で言及された権限は ——

(a) 最高元首がこれを行行使するかぎり、第40条(3)にもとづき、連邦法がそれについて規定を作ることのできる機能に属する；

(b) 州の統治者あるいは知事がこれを行行使するかぎり、(5)に従って当該州のために構成される恩赦会議<Pardon Board>の助言にもとづき行使されるものとする。

(5) 各州のために構成される恩赦会議は、連邦の法務長官、当該州の州首相、および統治者あるいは知事の任命する3名以下の委員により構成される。しかし法務長官は時々文書により、同庁の一員としての機能を他の何人にも付託することができる。また統治者あるいは知事は自己の任命したいいずれかの委員が不在あるいは行動不能の場合、他のものを任命し、一時的にその機能を代行させることができる。

(6) 統治者あるいは知事の任命する恩赦会議の委員は3年の任期をもって任命されるものとし、再任の資格があるものとする。しかしいずれの時点においても辞任は可能とする。

(7) 州の立法議会、あるいは下院議会の議員は、恩赦会議の一員となり、あるいはかかる一員の機能を一時的にせよ遂行すべく、統治者あるいは知事により任命されないものとする。

(8) 恩赦会議は統治者あるいは知事の前に会し、統治者あるいは知事がこれを司会する。

(9) 恩赦会議はいずれの件についても自己の助言を提する前に、法務長官がこれについて配布する書面による意見を考慮する。

(10) 本条のいずれの規定にもかかわらず、マラッカ州、ペナン州、サバ州あるいはサラワク州、またはクアラルンプルとラブアン連邦区においてはイスラム教の諸問題を規定する。いかなる法律のもとに設立されたいかなる法廷が科す刑についても、恩赦、執行猶予および執行停止を下す権限は、同州のイスラム教長たる最高元首がこれを行行使する。

(11) 本条の目的のため、クアラルンプル連邦区とラブアン連邦区に単一の恩赦会議を設置する。本条の(5)(6)(7)(8)、および(9)の諸項は、必要な変更を施した上で本項(11)による恩赦会議に適用される。ただし統治者もしくは州知事への言及は最高元首への言及とし、また州主席大臣へのそれはクアラルンプル連邦区とラブアン連邦区を所轄する閣僚へのそれとする。

(12) 本憲法のいかなる規定にもかかわらず、本条に言及される諸権限が ——

- (a) 州元首により行使されうるものであり、また州元首もしくはその妻、息子もしくは息女に関して行使されるものとする場合、かかる権限は、本条にもとづき当該州に設立される恩赦会議の助言にもとづき行動する最高元首が行使するものとする。最高元首はこの恩赦会議を主宰する。
 - (b) それぞれ場合により最高元首、州統治者、もしくはその配偶者に関して行使される場合、かかる権限は、統治者会議により行使され、次の規定が適用される。
 - (i) 最高元首は、本項(12)にもとづく議事に出席する場合、首相を随伴せず、その他の統治者も州政府主席大臣を随伴させない。
 - (ii) 本項(12)にもとづき何らかの事項につき決定を行なう場合、統治者会議は、まず法務長官の出す書状による見解を検討せねばならない。
 - (c) 自己の息子もしくは息女について最高元首もしくは場合により州統治者により行使される場合、かかる権限は、統治者会議が指名する州の統治者により行使されるものとする。なおこの際統治者らは、本条により当該件のために設置される恩赦会議の助言に従って行動するものとする。
- (13) (12)の(b)(c)の目的のため、最高元首もしくは場合により該当する州統治者、および諸州元首は、統治者会議のメンバーたるをえない。

〔内閣〕

- 第43条 (1) 最高元首は、自己の職務の遂行に際し、自己に助言を与える内閣<Juma'ah Menteri>を任命する。
- (2) 内閣は下記に従い任命される ——
- (a) 最高元首は自己の判断において、下院議会議員の過半数の信任を得そうな下院議員を、内閣を主宰する首相<Perdana Menteri>として任命する；また
 - (b) 最高元首は首相の助言にもとづき両院の議員のうちからその他の大臣<Menteri>を任命する；
- しかしもし国会の解散中に任命が行なわれる場合には、解散直前の下院議会において議員であったものが任命される。しかしこうして首相に任命されたものが、もし新しい下院議会の議員でなく、またその他いずれの場合においても下院議員でも上院議員でもない場合は、当該人は新国会の開始後はその職を続けないものとする。
- (3) 内閣は国会に対して集団的に責任を負う。
 - (4) もし首相が下院議会議員の過半数の信任を失い、しかも最高元首が同首相の要請にかかわらず国会を解散しない場合、首相は内閣の辞表を提出する。
 - (5) (4)を条件として、いずれかの大臣の任命が首相の助言にもとづき最高元首

により取り消されない場合、これら首相以外の閣僚は最高元首の嘉みする間その職を保持するものとする。しかしいかなる大臣も辞職することができる。

- (6) 大臣はその職の機能を遂行する前に、最高元首の面前において、第6付則に定めた就任および忠誠の宣言および秘密保持の誓言を行ない、これに署名する。
- (7) 本条のいかなる規定にもかかわらず、第17条にもとづく帰化あるいは登録による市民は、首相には任命されない。
- (8) (廃止)
- (9) 国会は、内閣の閣僚の報酬について法律により定める。

〔副大臣〕

- 第43A条 (1) 最高元首は、首相の助言にもとづき、両院の中から副大臣<Deputy Minister>を任命することができる；しかしもし国会の解散中に、この任命が行なわれる場合は、解散直前の下院議会において議員であったものを任命することができる。しかしもし同人は、次の国会においていずれの院の議員でもない場合は、同会期の開始後、その職を保持しない。
- (2) 副大臣は大臣の義務および職務の遂行を補佐する。
 - (3) 第43条の(5)および(6)の諸規定は大臣に対すると同様、副大臣にも適用される。
 - (4) 国会は、副大臣の報酬について法律により定める。

〔政務次官〕

- 第43B条 (1) 首相は両院の議員の中から政務次官を任命することができる；しかしもしこの任命が国会の解散中に行なわれる場合は、解散直前の下院議会において議員であったものを任命することが可能である。しかしもし同人は、次の国会においていずれの院の議員でもない場合は、同会期の開始後、その職を保持しない。
- (2) 政務次官は大臣および副大臣の義務および機能の遂行を補佐する。また政務次官はかかる目的のため、大臣および副大臣の全権限をもつ。
 - (3) 政務次官はいかなる時にも辞任することができる。また首相はいかなる時でも政務次官の任命を決めることができる。
 - (4) 政務次官はその職の機能を遂行する前に、第6付則に定められた秘密保持の宣誓を首相の面前において行ない、かつこれに署名する。
 - (5) 国会は、政務次官の報酬について規定を定める。

〔政治秘書〕

第43C条 (1) 首相は自ら適切と考える数の政治秘書<Political Secretary>を任命することができる。

(2) 本条により政治秘書に任命されるものは、——

(a) いずれの院の議員である必要もない；

(b) いかなる時も辞任することができる；

(c) 上記の(b)を条件として、首相によってその任命が決められる時まで、その職を保持する。

(3) 第43B条(4)の規定は、政務次官に対すると同様、政治秘書にも適用される。

(4) 政治秘書の義務および機能、およびその報酬は内閣がこれを決定する。

第4章 連邦立法府

〔国会の構成〕

第44条 連邦の立法権は、国会に付与される。国会は、最高元首および上院議会<Dewan Negara>、下院議会<Dewan Rakyat>として知られる2つの院<Majlis>により構成される。

〔上院議会の構成〕

第45条 (1) 本条の(4)を条件として、上院議会は次の通り、選出議員および任命議員により構成される；

(a) 各州につき2名の議員が第7付則に従い選出される；および

(aa) 最高元首は、クアラルンプル連邦区に2名、およびラブアン連邦区に1名を任命する。；および

(b) 40名の議員が最高元首により任命される。

(2) 最高元首が任命する議員は、公務員として著しく貢献し、あるいは専門職、商業、工業、農業、文化活動あるいは社会事業等に著しく貢献し、あるいは少数民族を代表し、あるいは原住民<aborigines>の利益を代表しえる、等と同一元首が考えるものとする。

(3) 上院議員の任期は第7付則の諸規定を条件として、3年とする。これは国会の解散により影響を受けないものとする。

(3A) 上院議員は、継続的であると否とにかかわらず、2期以上務めないものとする。

(4) 国会は法律により ——

(a) 各州の選出議員数を3名に増す；

(b) 各州の選出議員を当該州の選挙人の直接投票により選出するよう定める；

- (c) 任命議員の数を減らし、あるいはこれを廃止する；
ことができる。

〔下院議会の構成〕

第46条 (1) 下院議会は192名の選出議員からなるものとする。

(2) 選出区別議員数は以下の通りとする。

(a) マレーシアの諸州は以下の通り、181名とする。

- (i) ジョホール州から20名；
- (ii) クダー州から15名；
- (iii) クランタン州から14名；
- (iv) マラッカ州から5名；
- (v) ヌグリ・スンビラン州から7名；
- (vi) パハン州から11名；
- (vii) ペナン州から11名；
- (viii) ペラ州から23名；
- (ix) ブルリス州から3名；
- (x) サバ州から20名；
- (xi) サラワク州から27名；
- (xii) スランゴール州から17名；
- (xiii) トレンガヌ州から8名；および

(b) クアラルンプルとラブアンの連邦区は以下の通り、11名とする。

- (i) クアラルンプル連邦区から10名；
- (ii) ラブアン連邦区から1名。

〔国会議員の資格〕

第47条 連邦に居住する市民は何人も —

- (a) 30歳以下でなければ、上院議員の資格を有する；
- (b) 21歳以下でなければ、下院議員の資格を有する；

ただし、本憲法あるいは第48条に従って制定されたいずれかの法律により、議員たることの資格を失っている場合を除く。

〔国会議員の欠格事項〕

第48条 (1) 本条の諸規定に従い、下記の場合はいずれの院の議員の資格もないものとする。

- (a) 不健全な精神<of unsound mind>の持主であることが、現在および過去において明らかにされ、あるいは宣言されている場合；あるいは

- (b) 免責未決済破産者である場合；あるいは
 - (c) 有給の職を保持している場合；あるいは
 - (d) 両院あるいは州立法議会への候補者として指名され、あるいはかかる立候補者に対する選挙責任者として働きながらも、法が要求する選挙支出報告を定められた期間内および方法で提出しなかった場合；あるいは
 - (e) 連邦（あるいはマレーシア・デー以前にあってはサバ州、サラワク州またはシンガポール）における裁判所において有罪の判決をうけ、一年を下らざる期間の拘留あるいは2000リンギットを下らざる額の罰金刑を宣告され、しかも恩赦をうけていない場合；あるいは
 - (f) 自発的に、連邦外のいずれかの国の市民権を獲得し、あるいはその市民権にもとづく諸権利を行使し、あるいは連邦外のいずれかの国に対し忠誠を宣言した場合。
- (2) 連邦法は、選挙に関連して犯罪を犯した両院いずれの国会議員に対しても、同法に明記された期間、資格の剥奪を科すことができる。また選挙に関連して有罪の判決をうけたもの、あるいは選挙に関係する訴訟において、かかる罪を構成する行為を犯したことが判明したものも、連邦法律に明記された期間、資格を失うものとする。
- (3) 本条の(1)の(d)あるいは(e)にもとづく議員資格の剥奪は、最高元首が、これを撤回することができる。またかかる撤回が行なわれない場合でも、(d)でふれた選挙支出報告の提示が求められた日、あるいは(e)にいう有罪者が釈放された日、または(e)にいう罰金が当該人に科された日、より5年の期間を経れば、この議員資格の剥奪は停止される。また市民になる以前に為したことだけを理由に(1)の(f)にもとづき、資格を失うことはない。
- (4) 本条の上記規定にもかかわらず、上下両院いずれの議員であれ、(1)の(e)により、あるいは(2)にもとづく連邦法律により、議員資格を喪失する場合、
- (a) その資格喪失は、以下の日から14日を経た時点で発効する。
 - (i) 当該議員が上記(e)で指定された如くに、有罪とされ、刑を宣告された日、もしくは
 - (ii) 有罪とされ、あるいは(2)にもとづく連邦法律にいう、ある種の行為を犯したと証明された日、もしくは
 - (b) もし上記(a)に指定された14日の期間内にかかる有罪宣告や刑判決に関して控訴もしくは何らかの法廷手続きが行なわれる場合、あるいは場合によりかかる有罪宣告や刑判決がなされる場合、資格喪失は、かかる控訴もしくは他の法廷手続きが法廷により処理されたその日から14日を経て、発効する；もしくは

- (c) もし上記(a)に指定された期間以内に、もしくは上記(b)に指定された控訴やその他の法廷手続きが処理された後の期間に、恩赦請願がなされる場合、かかる資格喪失は、請願処理に引き続き直ちに発効する。
- (5) (4)は、何人かを上下院へ指名、選出、任命する目的のためには適用されない。かかる目的のためには、資格喪失は、(1)の(e)、もしくは場合により(2)に述べられた事項<event>の発生にともない直ちに発効する。
- (6) 下院議会議員を辞職するものは、その辞任が発効する日から5年間は、下院議会議員になる資格を喪失する。

〔両院議員兼職等に対する禁止規定〕

第49条 何人も同時に両院の議員たるをえない。また何人も一つ以上の選挙区を代表する下院議員、あるいは一つ以上の州を代表する上院議員に選出されえず、また何人も同時に上院の選出および任命の議員たるをえない。

〔欠格による欠員、同意のない指名、任命の禁止〕

- 第50条 (1) いずれの院においても議員がその院の議員資格を剥奪される場合、その議席は欠員となる。
- (2) 下院議員たる資格のないものが、同院に選出された場合、あるいは上院議員たる資格のないものが同院に選出あるいは任命された場合、あるいはいずれの院においても選出あるいは任命が第49条に反する場合、これらの選出あるいは任命は無効とする。
- (3) (廃止)
- (4) 何人も自ら同意することなしに、いずれの院の議員にも立候補者として指名されず、また上院議員にも任命されない。

〔議員の辞任〕

第51条 両院いずれの議員も、上院議員であれば上院議長あての、また下院議員であれば下院議長あての自筆書状により、議員を辞任することができる。

〔議員の欠席〕

- 第52条 (1) 両院いずれの議員も、院の許可なく6カ月間すべての会期に欠席する場合、同院はその議席を欠員と宣言することができる。
- (2) 上下院いずれかの議員にして、自己の属する議会の会期に欠席する許可を与えられた者は、その欠席期間中、議会の行事・議事への参加は如何なる形式においても認められない。

〔議員資格剥奪の決定〕

第53条 (1) 国会議員に資格問題が発生する場合、当該院が決定を下し、これを最終的なものとする：

ただし、本条は、院の決定に影響を及ぼす訴訟行為（資格剥奪の排除をねらった訴訟を含む）、あるいはその判決に猶予を与えるために、院が自己の決定を遅らせようという慣行を妨げるものとは解されない、ものとする。

(2) 上下院いずれの議員も、第48条(1)の(e)にもとづき、もしくは第48条(2)により作られた連邦法にもとづき資格を喪失する場合、本条の(1)は適用されず、同院の議員であることを停止する。またその議席は、第48条(4)に従って資格喪失が発効するや直ちに空席となる。

〔上院の欠員および臨時欠員〕

第54条 (1) (3)に規定する場合を除き、上院議員に欠員がある場合、もしくは下院議員に不時の欠員がある場合、かかる欠員もしくは不時の欠員は、上院議長<President of the Senate>が欠員ありと定めた日、もしくは場合により選挙委員会委員長が不時の欠員ありと定めたその日、から60日以内に充足するものとし、選挙を行ない、あるいは任命を行なうものとする。

ただし、(1)に指定した期間以内に任命がなされなかった場合でも、時期遅れの任命は無効とはならない。

また、（下院の場合、訳者補足）下院議会が本憲法第55条(3)にもとづき解散となる日までの2年以内に、当該議会に不時の欠員が確定した場合、かかる不時の欠員は、同院議長が選挙委員会に対して書面で、下院議会の多数を制する与党の数的勢力がかかる欠員により影響をうけていると通知するのでなければ、充足されないものとする。一方与党が影響を受ける状況にあっては、選挙委員会が通知を受領した日から60日以内にかかる欠員を充足するものとする。

(2) (廃止)

(3) 上院議員の欠員が本憲法第7付則にもとづき州が選出する議員で充足されるべき欠員である場合、(1)の諸規定は適用されない。

〔国会の召集、停会および解散〕

第55条 (1) 最高元首は時々、国会を召集し、一会期の最終日と次の会期の初日に定められた日との間に6カ月を経過させないものとする。

(2) 最高元首は国会を停会あるいは解散させることができる。

(3) 国会は期前解散しないかぎり最初の開会日より5年継続し、その後に解散す

る。

- (4) 国会が解散される場合は、解散の日から60日以内に総選挙を行なう。また国会は、その日から120日を越えない日に召集されるものとする。
- (5) 国会で未決の法案は、国会の停会を理由にしては廃案としない。
- (6) (廃止)
- (7) 第66条の(4)もしくは(4A)にもとづき最高元首の同意を待つ法案は、国会の停会もしくは解散を理由にしては廃案としない。

〔上院の正・副議長〕

- 第56条 (1) 上院は時々、その議員の1名を議長<Yang di-Pertua Dewan Negara, 英語名はPresident of the Senate>に、また1名を副議長に選出する。また(1)を条件として上院は議長の職が欠員のあいだ、議長の選出以外のいかなる議事も行なわないものとする。
- (2) 議長あるいは副議長の職を有するものは、上院議員として選出あるいは任命された期間の満了をもって、あるいはその他の理由で上院議員たることを停止することによって、同職の保持を停止する。またいかなる時でもその職を辞することができる。
- (3) 議長が会期に不在の場合は副議長、あるいは副議長も不在の場合は上院の議事手続きが定めるその他の議員が、議長として職務をとるものとする。
- (4) 州立立法議会の議員が議長に選出される場合、同人はその機能を遂行する前に立法議会を辞任するものとする。
- (5) 上院議長に選出された者は、選出3カ月後、もしくはその後のいずれの時点にあっても、公共その他いずれを問わず何らかの組織あるいは機関の、もしくは商業、工業、あるいはその他の事業の、理事会あるいは経営重役会の一員となり、もしくは従業員あるいは雇用者となり、もしくはそれら事業体の諸事あるいはビジネスに従事する場合は、そこからいかなる給与、報酬、利益、利潤を受ける受けないにかかわらず、議長職を持つ資格を喪失するものとする：
- ただし、それらの事業体何らかの福祉、もしくはボランティア事業、もしくは社会やその一部に利益をもたらす目的、もしくは慈善その他社会的性質の事業もしくは目的、を遂行するものである場合、そしてそこからいかなる給与、報酬、利益、利潤をも受けない場合は、上記の資格喪失は適用されないものとする。
- (6) (5)における上院議長の資格喪失につき何らかの疑義が生じた場合、上院議会の決定が行なわれ、それが最終となる。

〔下院の正・副議長〕

第57条 (1) 下院議会は時々 —

(a) 同議会の議員あるいは同議会に選出される資格を有するものを議長<Yang di-Pertua Dewan Rakyat>に選出する。

(b) 同議会の議員のなかから2名を副議長に選出する。

また下院は、(3)を条件として、議長の職が欠員のあいだ、議長の選出以外のいかなる議事も行なわないものとする。

(1A) 下院議員でなくして、議長に選出されたものは —

(a) その職に就く前に、第6付則に定めた就任および忠誠の宣誓を議会において行ない、かつこれに署名する、また

(b) その職を保つことにより、第46条に従って選ばれた議員に加えて、下院の1議員になるものとする。

ただし(b)は本憲法の次の諸規定、すなわち第43条、第43A条、第43B条、第50条～第52条、第54条および第59条の諸目的のためには効力をもたない。また何人も(b)を理由にしては下院議会における投票資格を与えないものとする。

(2) 議長はいかなる時においても、下院議会書記あての自筆書状によりその職を辞すことができる。また議長は下記の場合、職を辞す —

(a) 総選挙後下院議会がはじめて開かれる時；

(b) 議会解散以外の理由で、議員たることを停止する際、または議長が(1A)の(b)による議員資格を停止する時；

(bb) (5)により資格を失った時；

(c) 下院がそれを議決する場合。

(2A) 副議長はいかなる時においても、下院議会書記あての自筆書状により、その職を辞すことができる。また副議長は下記の場合職を辞す —

(a) 下院議員たることを停止する際；

(b) 下院議会がそれを議決する場合。

(3) 議長が空席の場合、もしくは議長が総選挙後の最初の会期以外の理由で欠席の場合、副議長の一人、もしくは両副議長とも欠席の場合や欠員の場合は議会の議事手続き規則の定める他の議員が、議長の役割を果たす。

(4) 州立法議会の議員が議長に選出される場合、同人はその機能を遂行する前に立法議会を辞任するものとする。

(5) 下院議長に選出された者は、選出3カ月後、もしくはその後いずれの時点にあっても、公共その他いずれを問わず何らかの組織あるいは機関の、もしくは商業、工業、あるいはその他の事業の、理事会あるいは経営重役会の一員となり、もしくは従業員あるいは雇用者となり、もしくはそれら事業体の諸事ある

いはビジネスに従事する場合は、そこからいかなる給与、報酬、利益、利潤、を受ける受けないにかかわらず、議長職を持す資格を喪失するものとする；

ただし、それらの事業体は何らかの福祉、もしくはボランティア事業、もしくは社会やその一部に利益をもたらす目的、もしくは慈善その他社会的性質の事業もしくは目的、を遂行するものである場合、そしてそこからいかなる給与、報酬、利益、利潤を受けない場合は、上記の資格喪失は適用されないものとする。

- (6) (5)における下院議長の資格喪失につき何らかの疑義が生じた場合、下院議会の決定が行われ、それが最終となる。

〔両院正・副議長の報酬〕

第58条 国会は法により、上院の正・副議長および下院の正・副議長の報酬を定める。また上院議長および下院議長について定めた報酬は統合基金に規定されるものとする。

〔議員の誓言〕

第59条 (1) 両院のすべての議員は、議席につく前に院を司会するものの面前において第6付則に定めた形式の誓言を行ない、かつこれに署名する。しかし上院の議長あるいは下院の議長の選出については、いずれの議員もこの誓言を行なう前に、これに参加することができる。

- (2) もし議員が、選挙後最初の国会開催日以降6カ月以内、あるいは国会が認めたそれ以上の期間内に、議席につかない場合、この議席は欠員とする。

〔最高元首の演説〕

第60条 最高元首は、いずれかの院あるいは合同した2つの院に対して演説することができる。

〔内閣および法務長官に関する特別規定〕

第61条 (1) 閣僚はすべて、いずれかの院の議員としての権利のほか、他方の院の議事に参加する権利を有する。

- (2) いずれの院も法務長官あるいは閣僚の1人を当該人がその院の議員でない場合でも、院の委員会委員に任命することができる。

(3) 本条は国会議員でないものに対し、当該院あるいはそのいずれかの委員会において投票する権利を与えるものではない。

- (4) 本条において「閣僚」とは副大臣と政務次官を含む。

〔国会議事手続き〕

- 第62条 (1) 本憲法および連邦法の諸規定に従い、国会の各院は自己の議事手続きを定める。
- (2) 各院とも、その議員に欠員があっても活動することができ、また議員資格のないものの出席あるいは参加があっても、その議事を無効にすることはない。
- (3) 本条の(4)、第89条の(1)、第159条の(3)および第13付則の(10)および(11)等に従い、いずれの院も、全会一致でない場合、投票議員数の単純多数により議決を行なう。議長は第57条(1A)の(b)のみによる議員でない場合、可否同数を回避する必要があるれば、投票を行なう。ただしこれ以外の場合は投票を行なわない。
- (4) 各院とも、その議事手続きを定めるに際し、その手続きに関係するいずれの決定も、一定の多数あるいは一定の投票数によらざれば行なわれないものとする、と規定することができる。
- (5) 院を欠席している議員は投票を認められない。

〔国会の特権〕

- 第63条 (1) 国会あるいはこれに付属する委員会の議事の有効性は、いずれの法廷においても疑問に付されないものとする。
- (2) 何人も国会あるいはこれに付属する委員会の議事に参加して行なった発言あるいは投票に関しては、いかなる法廷におけるいかなる訴迫も受けないものとする。
- (3) 何人も国会によりあるいは国会の責任で公布されたものに関してはいかなる法廷におけるいかなる訴迫も受けないものとする。
- (4) 本条の(2)は、国会が第10条の(4)にもとづき制定した法律にもとづく罪を有するもの、あるいは、非常事態（緊要権限）勅令第45号、1970年により修正された扇動法1948年にもとづく罪を有するもの、には適用されないものとする。
- (5) (4)にもかかわらず、何人も上下院もしくはその委員会のいずれかの議事に参加している際には、最高元首もしくは統治者に関して以下の例外事項を除き如何なる言説を行なっても、そのために、いずれの法廷においても何ら法的措置を被るものではない。最高元首としてのYang di-Pertuan Agongの憲法上の地位、もしくは州統治者の憲法上の地位、の剥奪を主張することは、例外事項となる。

〔議員の報酬〕

- 第64条 国会は法律により各院の議員の報酬を定める。

〔上院および下院の書記〕

第65条 (1) 上院議会および下院議会にそれぞれ書記<clerk, setiausaha>を置く。

(2) 上院議会および下院議会の書記は、一般公務員の中から最高元首が任命する。同人は、年齢未了のまま辞任するか、もしくは他の公務職へ配置転換される場合を除き、満55歳になるまでその職に勤めるものとする。

(3) 本項(3)が発効するまで、上院議会・下院議会の書記の職にあった者は、それぞれ満55歳に達しないか、あるいは自ら選んで連邦の一般公務職になるのではない場合は、本項(3)の発効以前に適用されていたものを下らない条件<terms and conditions>により、その職を継続維持し、また連邦裁判事と同様の理由・方式による以外はその職を免ぜられないものとする。またこの点に関し、本憲法第125条(3)にある建議（同条の場合は、判事罷免を求めるもの、訳者補足）は、上院議会議長、もしくは場合により下院議会議長による建議、であるものとする。

(4) (廃止)

(5) (廃止)

第5章
立法手続き

〔立法権の行使〕

第66条 (1) 国会の立法権は、両院（あるいは第68条で述べる場合は下院議会）が議決し、また本条で他に規定される場合を除き、最高元首が同意した法案により行使されるものとする。

(2) 第67条に従い、両院のいずれも法案を提出することができる。

(3) 法案は、立案した院がこれを議決したのち、他方の院に送られる。また後者がこれを議決し、修正案について両院間で同意が達せられた後、あるいは第68条にもとづき必要とされる場合、最高元首に提出され、その同意を求めるものとする。

(4) 最高元首は、法案の提示を受けてから30日以内に、国璽<public seal>を印することで同意しなければならない。

(4A) 法案は、最高元首が(4)に指定された期間以内に同意しない場合でも、その期間が経過すれば、あたかも同元首が同意したのと同様の形で、法律となるものとする。

(4B) (廃止)

- (5) 法案は、最高元首の同意を得、もしくは(4A)に定められる方式で、法律となる。しかしいかなる法も、公刊されるまでは効力を表さない。ただこのことは、法律の運用を延期させ、もしくは遡及的法律を作ろうとする国会の権限を妨げるものではない。
- (6) 連邦政府の行為が関係する法案はその行為に従う場合を除き、元首には提出されないものとする、という意味の、その行為を確認する法はいずれも、本条あるいは第68条によっては無効にされないものとする。

〔法案上程の制限および課税・支出を含む改正法案の提出〕

第67条 (1) 次の事項に関する規定を（直接、間接をとわず）定める法案、あるいは改正法案は大臣による以外は議会上程もしくは動議提出されないものとする；すなわち —

- (a) いかなる税の課徴または増税、あるいは現行税の廃止または軽減；
- (b) 連邦による金銭の借入れ、あるいは担保の提供、あるいは連邦の財政義務に関する法律の改正；
- (c) 統合基金の管理、同基金からの支出、あるいはかかる支出の廃止または変更；
- (d) 統合基金への払込み、同基金からの支払義務のない金銭の支出、振出しまたは引出し、あるいはかかる支出、振出しまたは引出し等の増額；
- (e) 連邦に対する債務の棒引きあるいは軽減；
- (f) 州に対する税あるいは料金の割当てあるいは交付金の下付；
- (g) 統合基金のための金銭の受けとり、あるいはかかる金銭の管理または振出し、あるいは連邦または州の会計検査；

これらは、それについて財務担当大臣が、当該法案あるいは当該改正案の諸目的について、ただ単に付随的であり、実質的な性格を持たない、という域を越えるものであることを、示すところの規定である。またこれらいずれかの規定を定める法案は上院議会には上程されないものとする。

(2) 上記いずれの事項を規定する法案あるいは改正案も、単に次の理由だけでは制定されないものとする —

- (a) その規定が何らかの罰金あるいはその他の金銭による刑罰の賦課あるいは変更を求めたり、あるいはそれがライセンス料、あるいは何らかの奉仕に対する料金あるいは経費の支払い、あるいは要求を定めるものであるという理由；あるいは
- (b) その規定が、いずれかの地方自治体による地方自治目的のための税金ある

いは税率の賦課、変更あるいは規則の制定であるという理由。

〔下院議会のみが議決した法案に対する元首の同意〕

- 第68条 (1) 下院議会を通過した金銭法案が、会期を未だ少なくとも1カ月以上あます上院議会に送られながら、その期間に改正案が出されずに否決された場合、同法案は下院議会が他に定めないかぎり、最高元首に提出されその同意を求めるものとする。
- (2) 金銭法案以外の法案は、次の場合下院議会が他に定めないかぎり、両院が合意する改正案を付して、最高元首に提出され、その同意を求めるものとする。
- (a) 下院議会を通過した法案が、会期を未だ少なくとも1カ月以上あます上院議会に送られ、否決された場合、あるいは下院議会の同意しない改正案を付して可決された場合；および
- (b) 下院議会が法案を最初に可決してからすでに一年以上を経た次の会期において（同一国会であろうとなかろうと）、同法案が(3)にのべる改正のみを付して下院議会により再度可決され、かつ会期を未だ少なくとも1カ月以上あます上院議会に送られたにもかかわらず上院議会より否決され、あるいは下院議会の同意しない改正案を付して可決された場合。
- (3) 上記(2)に言及した改正とは、下院議長が当該法案が前会期に可決されて以来経過した時間の故に必要と認めた改正であるか、あるいは同人が前会期において上院議会が付した改正案に相当するものと認めた改正とする。
- (4) 本条に従って、法案が最高元首に提出される場合、同法案には、本条の諸規定が遵守されたという下院議長の証明書を添付するものとする。またこの証明書はあらゆる目的に対して最終的なものであり、かついかなる法廷においても疑問に付されないものとする。
- (5) 本条は、本憲法に対して何らかの改正を行なおうとする法案には適用されない。この場合の改正とは、第159条(3)の諸規定から除外された改正以外のものを指す。
- (6) 本条において、金銭法案とは下記の事項のすべて、あるいはいずれかを扱う規定のみを含むものであると、下院議会議長が考え、かつ同人が金銭法案であると証明するところのものを意味する。すなわち —
- (a) 第67条の(1)にいう事項、あるいは税の規則；
- (b) 第67条の(1)の(d)にいう額の削減；
- (c) これらの諸事項、あるいはそのいずれかの事項には付随的な事項。

第6章

財産、契約および訴訟に関する権限

〔財産、契約および訴訟に関する連邦の権限〕

- 第69条 (1) 連邦はいかなる種類の財産に関してもこれを取得、保持および処分し、かつ契約を結ぶ権限を有する。
- (2) 連邦は訴訟を起こし、かつ起こされることができる。

第5部

州

〔統治者および知事の序列〕

- 第70条 (1) 州の統治者<Ruler>および知事<Yang di-Pertua Negeri>は、最高元首およびその配偶者の序列を条件として、何人よりも上位に位する。また各々の統治者あるいは知事は、自己の州内においては他の統治者よりも上位に位する。
- (2) 上記の(1)を条件として、統治者は知事の上に位し、統治者の間では統治者に就任した日付に従う。知事は知事に任命された日付に従って上位を決める。2名の知事が同日に任命された場合は年輩者が上位に位する。

〔連邦による州憲法の保障〕

- 第71条 (1) 連邦は、州の統治者が位を継ぎ、州憲法に従い憲法上の諸権利および特権を保持、享受、行使する権利を保障する。しかしいずれの州の統治者の継承に関するいかなる紛争も、当該州の憲法により規定された当局および仕方によってのみ解決されるものとする。
- (2) 上記(1)は、必要な修正をほどこした上で通常の州統治者に対すると同様、ヌグリ・スンビラン州の部族の首長<Ruling Chief>にも適用される。
- (3) いずれかの州において、本憲法あるいは当該州の憲法のいずれかの規定が、慣習的に無視されていることが明らかな場合、国会は本憲法のいかなる規定にもかかわらず、法によりこれらの規定を遵守させるための規定を作ることができる。
- (4) いずれかの州の憲法が、本条の(5)（以下この項を”基本規定” <essential provisions>と呼ぶ）に認められた修正の有無にかかわらず第8付則の第1部に述べる諸規定あるいは実質的に同趣旨の規定を含まず、あるいは基本規定と一致しない規定を含んでいる場合、国会は本憲法のいかなる規定にもかかわらず、当該州において、この基本規定を有効ならしめ、あるいは一致しない規定を除くための規定を法により定めることができる。
- (5) 第8付則の第1部に述べられている諸規定は、以下に述べる場合において、第2節あるいは第4節、あるいはその双方の代わりに、同付則第2部に述べられた諸規定をもって代えることにより、修正されうるものである —
- (a) すべての州において、これらの諸規定あるいは以上のようにして修正された諸規定に従って構成された第二期立法議会が解散するまでの間；
- (b) プルリス州においては、同州議会が決定する時期まで、また第8付則第2節にのべた規定については無期限に。

- (6) 本条にもとづき州のために定められた法律は、国会がこれを事前に廃止しない場合は、当該法律の可決後に成立した新しい当該州議会が定める日に失効するものとする。
- (7) サバ州もしくはサラワク州に関しては、
 - (a) 上記(5)は適用されない；しかし
 - (b) 1975年8月末まで、あるいはそれ以前については連邦最高元首が知事の協力を得て命令により定める時まで、(4)が適用される。この場合(5)に認められた修正に関する言及は、マレーシア・デー当日に施行されていた州憲法による修正に関する言及として扱われる。
- (8) (廃止)

〔州議会の特権〕

- 第72条 (1) いかなる州の州議会におけるいかなる議事も、その有効性は、いかなる法廷においても疑問に付されないものとする。
- (2) いかなる州の州議会あるいはそのいかなる委員会において、その議事に参加して行なわれた発言あるいは投票に関しては、何人もいかなる法廷においても訴迫されないものとする。
- (3) 何人も、いかなる州の州議会により、あるいはその権限において出版されたものについては、いかなる法廷においても訴迫されないものとする。
- (4) 上記(2)は、本憲法第10条(4)により国会が可決した法にもとづく罪、あるいは非常事態（緊要権限）令第45号、1970年により改正された扇動法1948年にもとづく罪をかせられたものには適用されない。
- (5) (4)にもかかわらず、何人も、いずれの州の州議会もしくはその委員会のいずれかの議事に参加している際には、統治者に関していかなる言説を行なっても、そのために、いずれの法廷においても何等法的措置を被らないものとする。ただし統治者の同州における統治者としての憲法上の地位の剥奪を主張する場合を除く。

第6部 連邦と州の関係

第1章 立法権の配分

〔連邦法律および州法律の適用範囲〕

第73条 本憲法により付与された立法権を行使するにあたり —

- (a) 国会は連邦全体あるいはそのいずれかの部分に対する法律、および連邦の内
外において効力を有する法律を制定することができる；
- (b) 州立法府はその州の全体あるいはそのいずれかの部分に対する法律を制定す
ることができる。

〔連邦法律および州法律の主たる対象〕

第74条 (1) 国会は、その他のいずれかの条によるを問わず、付与された立法権を侵すこ
となく、連邦管轄事項表あるいは連邦・州共同管轄事項表（すなわち、第9付
則にあげる第1表あるいは第3表）に列挙した諸事項のいずれについても、法
律を制定することができる。

(2) 州議会は、他のいずれの条によるを問わず、付与された立法権を侵すことな
く、州管轄事項表（すなわち、第9付則にあげる第2表）あるいは連邦・州共
同管轄事項表に列挙した諸事項のいずれについても、法律を制定することがで
きる。

(3) 本条により付与された立法権は、特定の事項につき本憲法に課せられた条件
あるいは制限に従ったうえで、行使される。

(4) 第9付則の諸表に列挙された諸事項を叙するに際し、一般的かつ特殊的表現
が使用される場合は、前者の一般性は後者によって制限されないものとする。

〔連邦法律と・州法律との矛盾〕

第75条 いずれかの州法律が連邦法律に矛盾する場合は、連邦法律が優先し、州法律は矛
盾のかぎりにおいて無効となる。

〔特定事項に関する州に代わる連邦の立法権〕

第76条 (1) 国会は次の場合州管轄事項表に列挙されたいずれの事項についても立法する
ことができる —

- (a) 連邦といずれかの国との間のいかなる条約、協定、あるいは連邦が一員と
なっている国際機関のいずれかの決定を実施しようとする場合；あるいは

- (b) 2州、あるいはそれ以上の数州の法律に統一性を持たそうとする場合、あるいは；
- (c) いずれかの州の州議会がそのように要請する場合。
- (2) 上記(1)の(a)に従う立法は、イスラム教徒またはマレー人の慣習、あるいはサバ州とサラワク州における土着法または慣習等に関することについては一切係らないものとする。また(a)にもとづく法律の法案は当該州の政府が協議をうける前には、国会のいずれの院にも上程されないものとする。
- (3) (1)の(b)あるいは(c)に従う法は、いずれの州においてもその州の立法府が制定する法律により採用されるまでは、本条の(4)に従い施行されないものとする。またかくして採用された法律は州法とみなされ、連邦法律とはならない。したがって同法律は当該州の立法府が制定する法律により、改正・廃止されるものである。
- (4) 国会は、法律と政策の統一性を確保するという目的の場合のみ、次の事項について法律を作ることができる；すなわち土地保有、地主と小作との関係、土地に関する権利証書類の発記、土地の譲渡、土地に関する抵当、賃借権、および料金、地役権およびその他の土地に関する権利や利権、土地の強制収用、土地評価見積もり、および地方自治。(1)の(b)および(3)は、これらいずれの事項に関するいかなる法律にも適用されない。

〔州の立法権を拡大する国会の権限〕

- 第76A条 (1) 連邦管轄事項表に列挙された事項に関する法律を制定する国会の権限の中には、諸州立法府あるいはそのいずれかに対して当該事項の全体あるいは一部について法律を制定することを認める権限も含まれる、ことをここに宣言する。ただし州立法府は国会が課す条件あるいは制限に従うものとする。
- (2) 第75条にもかかわらず、本条の(1)に触れたごとく国会法により与えられた権限にもとづく州法律は、それ自身が規定するかぎりにおいて、同法律以前に通過した（当該州に関する）いかなる連邦法律をも改正あるいは廃止することができる。
- (3) 州立法府が国会法により当分の間立法を認められた事項は、本憲法の第79条、第80条および第82条の諸目的のため、当該州に関しては連邦・州共同管轄事項表に列挙された事項の如くに、扱われるものとする。

〔残余の立法権〕

- 第77条 第9付則にあげた諸表のいずれにも列挙されない事項にして、国会が立法権を有する事項でないものについては、州立法府が立法する権限を有するものとする。

〔河川利用を制限する立法〕

第78条 国会制定の法律、あるいはかかる法律にもとづく条令が、一州内のみを流れるいずれかの河川の航行あるいは灌漑につき、当該州あるいはその住民の権利を制限するものである場合、同州立法議会が議員総数の過半数による決議でこれを承認するまでは、同法律は同州内で発効しないものとする。

〔共同管轄事項に関する権限の行使〕

- 第79条 (1) 法案あるいは法案に対する改正案が、連邦・州共同管轄事項表に列举された事項のいずれか、あるいは州管轄事項表に列举され、かつ、連邦が本憲法の第94条に従いそれについて機能を行使するような事項のいずれか、に関する法に変更を提案している、ということが国会のいずれかの院、あるいはいずれかの州の州立法議会の主宰者<presiding officer>に明かになった場合、同人は本条の諸目的のため同法案あるいは同改正案を証明するものとする。
- (2) 本条により証明された法案あるいは改正案については、主宰者が、州政府あるいは場合により連邦政府が協議をうけたことを認め、緊急を要するためにこれに関する議事進行を許可するのでなければ、その発表後4週間を経過するまではこれに関する議事を進めないものとする。

第2章

行政権の配分

〔行政権の配分〕

- 第80条 (1) 本条の以下の諸規定に従い、連邦行政権は、国会に立法権のあるすべての事項におよぶ。また州行政権は州立法府に立法権のあるすべての事項におよぶ。
- (2) 連邦の行政権は、本憲法の第93条、第94条、第95条に定めた場合を除き、州管轄事項表に列举したいずれの事項にもおよばず、また連邦法律あるいは州法律に定めた場合を除き、連邦・州共同管轄事項表に列举したいずれの事項にもおよばない。
- また連邦法律あるいは州法律が連邦・州共同管轄事項表に列举されたいずれかの事項につき、連邦に行政権を付与するかぎり、州の行政権は排除されることとなる。
- (3) 第76条(4)にもとづく法律が、連邦に行政権を与える規定を定めている場合、同法律は、関係州の立法議会の決議によって承認されないかぎり、いかなる州においても施行されない。
- (4) 連邦法は、州の行政権が連邦法律の特定の規定の実施過程に及ぶものとする、

と定めることができる。またこの目的のため州のいかなる機関にも権限を与え、義務を課することができる。

(5) 連邦法律あるいは州法律の諸規定にしたがい、連邦と州とは、後者の機関に代わり、前者の機関が機能を遂行するための取り決めに結ぶことができる。このような取り決めは、これにより必要ないかなる費用の支払いについても規定することができる。

(6) 本条(4)に従い、なんらかの機能が、連邦法律により、州のいずれかの機関に与えられる場合、連邦は、連邦・州間で合意するような、あるいはこの合意のない場合は連邦裁判所首席判事の任命する裁定機関の定める、支払いを州に対して行なうものとする。

〔連邦に対する州の義務〕

第81条 あらゆる州の行政権は、下記に従い行使されるものとする。

- (a) 当該州に適用される連邦法に合致し；また
- (b) 連邦の行政権の遂行をさまたげないこと。

第3章

財務負担の分担

〔連邦・州共同管轄事項表の諸事項に関する支出の分担〕

第82条 連邦・州共同管轄事項表に列挙したいずれかの法律あるいは行政行為が支出を要するものである場合、その支出は他に合意のないかぎり下記の要領で負担されるよう、本憲法のもとに行動がとられるものとする。

- (a) その支出が、連邦の仕事に由来する場合、あるいは連邦の政策に従い、かつ連邦政府の特別な承認を得て行なわれる州の仕事に由来する場合は、連邦によって負担される。
- (b) その支出が、一州あるいは数州がそれ自身の責任で行なう一州あるいは数州の仕事に由来する場合は、当該一州あるいは数州が負担する。

第4章

土地

〔連邦目的のための土地の収用〕

第83条 (1) 州内の土地で譲渡されたものでない土地が連邦目的のため必要とされる場合、連邦政府は州政府と協議の後 — これは前者の義務とする — 州政府に対し

て、自らが定める土地を自らにあるいは自らの定める公共機関に提供するよう義務づけることができる。

ただし連邦政府がこの土地収用は国益に沿うものであると、自ら納得しない場合は、州目的に留保されたいかなる土地の提供をも要求しないことを条件とする。

- (2) 本条の(1)に従い連邦政府が州政府に対して土地の永久提供を求める場合、この提供は土地の使用に関する制限を付すことなく、行なわれるものとする。ただし適性な免役租<quit rent>が毎年支払われるものとする。また連邦はこの提供に対し、市場価格に等しいプレミアムを州に対して支払うものとする。また連邦政府が州政府に対して正当な年賃借料および、州政府が要求する場合は正当と思われるプレミアムを支払うものとする；

ただし、当該地が連邦目的のため留保されている間に（州以外の支出により）ほどこされた何らかの土地改良により、土地の価格が上昇した場合、この上昇分は本項の目的のために市場価格、賃借料あるいはプレミアムを決定する際には考慮されないことを条件とする。

- (3) 本条(1)にもとづき、いずれかの土地に関する要求がなされながら、その要求の時点において当該地が州目的として意図されている場合、もし —

(a) 他の土地が代わりに州によって収用され；また

(b) こうして収用された土地の価格が、連邦に提供された利権に関する(2)にもとづく連邦の支払い額（賃借料以外のもの）を越える場合、連邦はこの超過分に関して公正な額を州に対して支払うものとする。

- (4) その利権が連邦あるいはいずれかの公共機関に属しているような土地に関して、本条に従って追加的に提供される場合、これに関する(2)によるプレミアムの支払い額は、当該利権が上記のごとく帰属して以来、ほどこされた諸改良の市場価格に等しい額だけ、減額されるものとする。

- (5) 本条の上記の諸規定（ただし(3)を除く）は、下記の諸修正に従い譲渡された土地に対しても適用される； —

(a) (1)において” 州政府と協議の後” という表現は削除される。

(b) (1)にもとづき要求がなされる場合、その要求に応ずるために必要な土地に対する利権を、合意により、あるいは強制的に、収用させることも州政府の義務とする。

(c) (b)に従う土地の収用において、あるいはそれに関して州が負担した支出はいずれも、連邦により償われるものとする。ただし収用が合意による場合でも、連邦がこの合意の当事者でない場合、連邦には強制収用における支払い以上の支払いを行なう義務はないものとする。

- (d) (c)に従う連邦の州に対する支払い額は、本条(2)の諸目的のため、市場価格、適性な免役租、あるいは公正な年間地代を決定するに際し、考慮されるものとし、かつまた(2)にもとづき連邦から支払われるいかなるプレミアムからも控除されるものとする。
- (6) ムルデカ・デー以前においてマラヤ連邦政府の支出で州政府が収用した土地、あるいはその土地に対する利権に関して、本条(1)に従い何らかの提供が連邦に対して行なわれる場合、(5)の(d)がマラヤ連邦政府による収用に関して支払われた額に適用される。これは(5)の(c)に従い連邦により支払われた額とみなされる。また(3)はかかる土地には適用されない。
- (7) 本条のいかなる規定も、連邦政府と州政府との間で合意するような条件で当該州内の土地を連邦目的のために留保することを妨げるものではない。また本条にもとづく連邦政府の要求なしに、州の関係当局が当面施行中のいずれかの法律に従いすでに譲渡された土地を連邦目的のために収用する権限も影響も受けないものとする。
- (8) 本条は、州の土地が連邦政府と州政府との間で合意された約定と条件にもとづき、連邦政府に本条にもとづく要件を課すことなしに、連邦へ譲渡することを何ら妨げるものではない。

第84条 (廃止)

〔連邦目的のためにリザーブされた土地の連邦への譲渡〕

- 第85条 (1) 州の土地が連邦目的のためいリザーブされている場合、連邦政府は州政府に対して、利用法につき何ら制約を受けることなくその土地を、永久に譲渡するよう求めることができる。しかしこの譲渡は、(2)に従って決められるプレミアムの支払い、および適性な免役租の各年毎の支払いを条件とする。
- (2) (1)に言うプレミアムは、以下の額を除いた当該地の市場価格に等しいものとする —
- (a) 同地が連邦目的のために使用されていた際に、(州の支出以外で)ほどこされた改良事業の市場価値；および
- (b) 州政府が当該地に関わる何らかの利権を獲得した費用に関して、連邦が支払い、もしくはムルデカ・デー以前にあってはマラヤ連邦政府が支払った、額。
- (3) (1)を妨げることなしに、州の土地が連邦目的のためにリザーブされている場合、連邦政府は、州政府が連邦に対して(2)の(a)と(b)に述べられた市場価値と額とを支払うことを条件に、その土地を州に譲与<release>することができる。

- (4) 本条に規定される場合を除き、連邦目的のためにリザーブされている州の土地は、かかるリザーブの状態を停止しないものとする。リザーブされた土地はすべて、連邦政府により、もしくは連邦政府のために、管理・運営されるものとする。また連邦政府は、かかる土地の全体、もしくは部分の占有・管理・運営の権利、もしくは貸出あるいはリースを、何人にも認めることができる。
- (a) 当該人による同地の利用は、期間を設けず連邦目的であれ、もしくは補助的、付随的目的であれ認められる；もしくは
- (b) 連邦政府が当面当該地を何らかの理由で利用できない場合は、当該人による連邦目的以外の目的のための同地の利用は、連邦政府が定める期間、約定、条件で認められる。
- (5) 本条において、連邦目的のためにリザーブされた州の土地とは、次のものを含む —
- (a) ムルデカ・デー後は連邦目的となったところの目的のため、ムルデカ・デー以前に当時当該州で施行されていた法の諸規定に従いリザーブされていた土地；
- (b) ムルデカ・デー以後、当該州で当面施行されている法の諸規定に従い連邦目的のためにリザーブされた土地；
- (c) すでに廃止された本憲法第166条(4)にいうところのあらゆる州有地<any state land>；
- (d) 本憲法第83条(7)により連邦目的のためにリザーブされた州内のあらゆる土地<any land in a State>。

〔連邦に帰属する土地の処分〕

- 第86条 (1) 土地に対する利権が、何らかの目的のために、連邦もしくは公共機関<public authority>に帰属している場合、連邦もしくは公共機関は、その土地に対する利権全体もしくはその僅小なる部分を、適切と見なされるものに対して処分することができる。
- (2) 州の土地に対する利権が、本条もしくは第85条に従い連邦もしくは公共機関により、または連邦もしくは公共機関に対して処分される場合、その取引をしかるべく登記するのは当該州の政府の義務とする。

〔地価に関する紛争の裁決〕

- 第87条 (1) 本章の上記諸条にもとづく連邦による、あるいは連邦に対する何らかの支払い、あるいはかかる支払いの額に関して、連邦政府と州政府との間に何らかの紛争が発生する場合、この紛争は、連邦政府あるいは州政府のいずれかの依頼

で、本条にもとづき任命された土地裁判所<Lands Tribunal>に付されるものとする。

(2) 土地裁判所は次のものにより構成される —

(a) 委員長 1 名。これは連邦裁判所首席裁判官が任命し、あるいは現在において連邦裁判所、控訴裁判所、もしくは高等裁判所の裁判官であるか、あるいはその資格を有するもの、あるいはマレーシア・デー以前において高等裁判所の裁判官であったものとする；

(b) 委員 1 名。これは連邦政府が任命するものとする；および

(c) 他の委員 1 名は当該州政府が任命するものとする。

(3) 土地裁判所の手続きは規則委員会<Rules Committee>、あるいは連邦裁判所の定める諸規則を成文法下に定める権限を有するその他の当局が作る裁判所規則によって規定されるものとする。

(4) 法律のいかなる問題についても土地裁判所から連邦裁判所への控訴は成立する。

〔統治者を有せざる州への第83条～第87条の適用〕

第88条 統治者を有せざる州への第83条～第87条の適用は次の場合に有効とする —

(a) これらの諸条が統治者を有する州に適用されると同様の仕方（土地保有制度上の違いを考慮し出来るかぎり实际的に）、これらの州に適用されるべく必要とされる修正にして、国会が法律により規定するような修正に従う；また

(b) サバ州とサラワク州の場合、第83条の(5)の(a)は除外される。

〔マレー人の保留地〕

第89条 (1) いずれかの州内の土地にしてムルデカ・デー直前において当時の法律に従いマレー人保留地<a Malay reservation>であったものは、当該州の立法議会の法<Enactment>により他に規定されるまではその法律に従いマレー人保留地として継続されうる者とする。この場合州立法議会の法とは次のものとする —

(a) 立法議会の全議員の過半数および出席投票議員の3分の2を下らない票により議決されたもの；および

(b) 国会のいずれかの院の全議員の過半数により議決された当該院の決議および投票議員の3分の2を下らない票により承認されたもの。

(1A) マレー人保留地の所有権、もしくはそれに対する権利あるいは利権は、それを保持する個人、もしくは団体<corporation>、会社あるいはその他の機関<body>（法人・非法人を問わず）がマレー人保留地に関する関連法規に従いそれらを保持する資格や適性を失えば、それらの所有権、権利、利権を州当局

<State Authority>に対して喪失し、返還されもしくは剥奪される、ということを、(1)にもとづき成立する法律が規定する場合、同法律は、第13条との整合性の欠如を理由にしては、無効とはされないものとする。

(2) 現行法律に従い、当面はマレー人保留地ではなく、かつ開発・耕作されていないいかなる州内の土地についても下記のことを条件にして同法律に従いマレー人保留地として公布することができる； —

(a) 州のいずれかの土地が本項にもとづきマレー人保留地として公布される場合、同州内の土地にして未だ開発・耕作されていない同じ広さの土地が一般譲渡のため供されるものとする；および

(b) 本項にもとづき当面マレー人保留地として公布された一州内の全面積は (a)に従い一般譲渡のために供されている同州内の全面積をいかなる時点においても越えないものとする。

(3) 本条(4)に従い、いかなる州の政府も現行法律に従い下記の土地をマレー人保留地として公布することができる。 —

(a) この目的のため同州政府が合意により収用したあらゆる土地；

(b) その他いずれの土地でも地主の申請にもとづき、かつそれに権利あるいは利権を有するすべての人の同意がある場合；

また、(州政府は)特定の土地がマレー保留地でなくなる場合、同様の特性をもち、かつ当該地の面積を越えない面積をもつ土地を、現行法律にもとづきマレー保留地として直ちに宣言するものとする。

(4) 本条のいかなる規定も、非マレー人がその時点で所有もしくは占有し、あるいは、かかる人が何らかの権利もしくは利権を有する土地を、マレー人保留地として公布することを認めるものではない。

(5) いかなる州政府も、(3)を侵害することなく、法律に従い、マレー人あるいはその他種族を居住させるため土地を収用し、かつその目的のため信託機関を作ることができる。

(6) 本条において「マレー人保留地」とは、当該地の位置する州のマレー人あるいは原住民<natives>に対する譲渡のために保留された土地を意味する；また「マレー人」とは、当該人が居住する州の法律にもとづき、土地の保留の目的のためマレー人として扱われるあらゆる人を含む。

(7) 本条は、第161A条に従い、本憲法のその他のいかなる規定にもかかわらず、効力を有するものとする。しかし(このようなその他の規定を侵害することなく)いかなる土地も本条および第90条に規定される以外は、マレー人保留地として保留あるいは公布されないものとする。

(8) 本条の諸規定は、クアラルンプル連邦区にも他の州に対すると同様に適用さ

れる。ただし(1)はクアラルンプル連邦区への適用に当たり、以下のように読むべく修正される。即ち、クアラルンプル連邦区のうちムルデカ・デー直前まで現行法律にもとづきマレー保留地であった土地は、国会各院総数の大多数が議決し、かつ各院の出席投票議員の3分の2を下らない数が議決する国会の法により他に規定されるまで、当該法律に従いマレー保留地であることを続ける。

〔ヌグリ・スンビラン州およびマラッカ州の慣習法適用地およびトレンガヌ州のマレー人保有地に関する特別規定〕

第90条 (1) 本憲法のいかなる規定も、ヌグリ・スンビラン州あるいはマラッカ州の慣習法適用地<customary land>あるいはそれに伴う利権の譲渡あるいは貸借に関し法律が課したいかなる制限の有効性にも影響を及ぼさないものとする。

(1A) (1)の目的のため、

(a) 「譲渡<transfer>とは、あらゆる種類の委託(charge)、譲渡(transmission)あるいは付与(vesting)、もしくは先取り特権あるいは委任の設定、もしくは何らかの手続き差し止め通告の記載、もしくはいかなる種類・性質のものであれ、あらゆる形態の取引あるいは処分、をも含む；また、

(b) リースとは、いかなる形態・期間の貸出<tenancy>をも含む。

(2) 本憲法のいかなる規定にもかかわらず、マレー人保有地<Malay holdings>に関するトレンガヌ州の現行法律は、第89条(1)に述べた通り議決・承認された同州立法府の法<Enactment>により他に規定されるまで、施行されるものとする。

(3) トレンガヌ州立法府のかかる法はいずれも、統治者を有するその他の州において施行されている現行法律に相当するマレー人保有地のための規定を作ることができる。この場合、上記第89条が下記の修正を加えたうえでトレンガヌ州に関して効力をもつものとする；すなわち —

(a) ムルデカ・デー直前において、当時の現行法律に従いマレー人保留地であった土地に対する(1)における言及はトレンガヌ州立法府の当該法の議決直前においてマレー人保有地であった土地に対する言及と入れかえられるものとする。

(b) 上記に従い、現行法律のいかなる言及も上記州立法府の法と解するものとする。

〔国家土地評議会〕

第91条 (1) 国家土地評議会<National Land Council>を置く。委員長は閣僚とし、委員は統治者あるいは知事の任命する各州からの代表各1名、また連邦政府が任

命する同政府の代表からなる。ただし連邦政府の代表者数は第95E条の(5)に従い、10名を越えないものとする。

- (2) 委員長は国家土地評議会に提出されたいかなる問題にも投票することができるが、賛否同数の場合における決定投票権はもたないものとする。
- (3) 国家土地評議会は委員長により委員長が必要と考える回数召集されるものとする。ただし毎年少なくとも一回は開かれるものとする。
- (4) もし委員長あるいは州あるいは連邦政府の代表が会議に出席不能の場合、当該人を任命した当局は別人を任命し、同会議に出席させることができる。
- (5) 国家土地評議会は、連邦政府、諸州政府および国家財政評議会等と時々協議のうえ、鉱業、農業、林業あるいはその他いずれかの目的のための全連邦内の土地利用の促進・管理またこれらに関する諸法の実施などのための国家的政策を制定することを義務とする。また連邦・州政府はかくして制定された政策に従うものとする。
- (6) 連邦政府あるいはいずれの州政府も、土地利用に関するその他の事に関し、あるいは土地に関わる何らかの法案、あるいはかかる法の実施に関して国家土地評議会と協議することができる。かくして国家土地評議会はこれらの事項につき当該政府に勧告することを義務とする。

第5章 国家開発

〔国家開発計画〕

- 第92条 (1) もし最高元首が専門家委員会の勧告の後、また国家財政評議会<National Finance Council>、国家土地評議会および関係州政府と協議の後、1州あるいは数州における、1あるいはそれ以上の地域において開発計画を実施することが国家利益に資すると納得する場合、同人は同計画を公表後当該地域を開発地域として宣言することができる。かくしてその計画に関わる事項のいずれかが、本条に関わりなく、州のみに立法権の存する事項であるとしても、国会は同開発計画あるいはその一部を発効させる権限を有するものとする。
- (2) 本条に従い議決された法<Act>はいずれも、この旨を述べ、また(1)の規定が守られたことを述べるものとする。また第79条はかかる法のためのいかなる法案あるいはかかる法案に対するいかなる改正案にも適用されないものとする。
- (3) 本条において、「開発計画」とは、開発地域の天然資源の開発、改良あるいは保護、かかる天然資源の利用、あるいは同地域の雇用手段の増大等に対する計画を意味する。

- (4) 連邦政府は、その他のいずれかの条項にもとづき土地の利権を連邦目的のために取得あるいは提供せしめるための自己の権限を侵害することなく、開発地域における私人の占有しない土地を開発目的のために個々に明記されるかぎりにおいて保留することを時々要求することができる。しかし保留の結果として州が受けとる歳入の減少は連邦により償われるものとする。
- (5) 開発計画の実施により連邦が受けとる所得のすべては、(6)に従い下記のものに当てられる —
- (a) 第一に、当該開発計画のための資本準備および運営費への充当；
 - (b) 第二に、計画実施にあたって連邦が負担した、(4)にもとづく支出を含む、あらゆる支出の連邦への払い戻し；および
 - (c) 残高については、開発地域の位置する州への支出、あるいはもしその地域が2つあるいはそれ以上の数州に位置する場合は、連邦政府の決める割合によってそれらの諸州への支出にあてられる。
- (6) もし連邦政府と開発地域の全体あるいは一部を含むいずれかの州の政府との間で、開発計画実施にともなういずれかの支出が当該州によってまかなわれることに合意があれば、かかる支出は同州へ払い戻されるものとする。またこの払い戻しは、連邦が負担した支出の連邦への払い戻しと同等の地位を有するものとする。
- (7) 国会は本条に従って議決されたいかなる法をも廃止・改正することができる。また国会はその目的のため、自らが必要と考える付随的かつ必然的規定を作ることができる。
- (8) 本条のいかなる規定も国会あるいは州立法府の下記の権限に影響を及ぼすものではない —
- (a) 本憲法のいずれか他の規定にもとづき課すことが認められているような国税あるいは地方税を課すこと；あるいは
 - (b) 連邦統合基金あるいは場合により州統合基金から本条の(5)あるいは(6)にもとづく払い戻しのされない交付を行なうこと。
- ただし次の場合は除外される；すなわち、本条なかりせば州法によって課せられたであろう地方税が、(1)に従って連邦法律により何らかの財に課せられる場合には、同じ種類のいかなる地方税も、連邦法律が課した地方税が支払われる期間については、州法律によっては課されないものとする。

第6章

連邦による調査、州への助言、および州活動の監査

〔調査、測量及び統計〕

- 第93条 (1) 連邦政府は自ら適切と考える調査（委員会あるいはそれ以外のいずれであれ）を行ない、測量を許可し、かつ統計を収集・出版することができる。以上はこれらの調査、測量、統計の収集・出版が州立法府の立法権の及ぶ事項に関係すると否とに関わりがない。
- (2) 連邦政府が本条下にその権限を遂行する際、州政府およびその全官吏・関係機関はこれを援助することを義務とする。また連邦政府はこの目的のため、必要と考える指示を与えることができる。

〔州事項に関する連邦の権限〕

- 第94条 (1) 連邦の行政権は州立法府に立法権のあるいかなる事項に関しても調査の実施、実験・展示所の供与・維持、州政府に対する助言・技術援助の提供、および州住民のための教育、広報活動、展示の供与などの事項に及ぶ。またいかなる州の農・林業関係官吏といえども、本項のもとに当該州政府に与えられる専門的助言はこれをいずれも受け入れるものとする。
- (2) 本憲法のいずれにもかかわらず、現存の農業局、土地・森林・社会福祉局長はムルデカ・デー直前において自ら遂行していた機能を継続遂行することができる。
- (3) 本憲法のいかなる規定も、州の立法権内にある事項に関し、連邦政府が第93条および本条にもとづきその機能を遂行するため省あるいは局を設立することを妨げないものとする。なおかかる事項には土壤保護、地方自治および都市・農村計画を含めることができる。

〔州活動の監査〕

- 第95条 (1) 本条の(3)に従い、連邦政府により認められた公務員はいずれも、連邦の行政権を行使するに際し、州政府のいかなる局あるいは事業についても連邦政府に対し報告を行なうため、これらを監査することができる。
- (2) 本条にもとづき作成された報告は、連邦政府の指示があれば、当該州政府に伝えられ、同州立法議会に提出されるものとする。
- (3) 本条は、一州の独占的立法権内に属する事項のみを扱い、あるいはそれのみに関して行なわれた局あるいは事業の監査については、これを認めないものとする。

第7章

国家地方自治評議会

〔国家地方自治評議会〕

第95A条 (1) 国家地方自治評議会<National Council for Local Government>を置く。

委員長は閣僚とし、委員は統治者あるいは知事の任命する各州1名の代表、および連邦政府が任命する連邦政府の代表からなるものとする。ただし第95E条の(5)に従い連邦政府の代表者数は10名を越えないものとする。

(2) 委員長は本評議会のいかなる問題にも投票することができ、また賛否同数の場合の決定投票権を有する。

(3) 本評議会は委員長により、同人が必要と考える回数、召集されるものとする。ただし毎年少なくとも一回は開かれるものとする。

(4) もし委員長あるいは州あるいは連邦政府の代表が、会議に出席不能の場合、同人を任命した当局は別人を任命し、同会議に出席させることができる。

(5) 本評議会は、連邦政府および諸州政府と時々協議のうえ、連邦全体における地方自治の促進、発展および監督、およびこれに関する法律の運用等のための国家的政策を制定することを義務とする。かくして連邦・州政府はこうして制定された政策に従うものとする。

(6) 連邦政府およびいずれの州の政府も、地方自治を扱う法案に関して本評議会にはかることを義務とする。また本評議会はこれらの事項につきこれらの諸政府に勧告することを義務とする。

(7) 連邦政府あるいはいかなる州の政府も、地方自治に関するその他のあらゆる事項について本評議会にはかることができる。

第8章

サバ州、サラワク州への適用

〔サバ州、サラワク州に対する立法権配分の修正〕

第95B条 (1) サバ州、サラワク州の場合 —

(a) 第9付則の第2表に付した補足は、州管轄事項表の部分をなすと見なされ、そこに列挙された諸事項は、連邦管轄事項表あるいは連邦・州共同管轄事項表には含まれない、と見なすものとする；また

(b) 第9付則の第3表に付した補足は、州管轄事項表に従い、連邦・州共同管轄事項表の部分をなすと見なされ、またそこに列挙された諸事項は連邦管轄事項表には含まれない、と見なすものとする（しかし連邦管轄事項表に言及

する場合は、州管轄事項表の解釈に影響しないものとする)。

- (2) 本条の(1)により、一州に対する一期間のみにかぎった項目<item>が、連邦・州共同管轄事項表に含まれる場合、その期間が満了しても、連邦法律あるいは州法律により規定される場合を除き、同項目により議決したいかなる州法律の継続的運用も影響を受けないものとする。
- (3) サバ州とサラワク州の立法府はまた販売税を課するための法律を作ることができる。またサバ州とサラワク州において州法律により課せられたいかなる販売税も、連邦管轄事項表ではなく、州管轄事項表に列挙された事項に属するものと見なされる；しかし
 - (a) 州販売税の徴収あるいは実施においては、同じ種類の商品間には商品の由来する場所に応じた差別を行わないものとする；また
 - (b) 連邦販売税の徴収は、州販売税が徴収される以前の当該税を負担すべき人から集めた額からまかなわれるものとする。

〔命令により州の立法・行政権を拡大する権限〕

第95C条 (1) マレーシア・デー以後に可決した国会の法の諸規定に従い、最高元首は、国会の法により定められる規定をいかなる州に関しても、下記の目的のために、命令により作ることができる —

- (a) 州立法府に対して第76A条に述べたような法律の制定を認めるため；あるいは
 - (b) 州の行政権、および第80条の(4)にいう州行政権の権限あるいは義務を拡大するため。
- (2) 本条(1)の(a)により下された命令は、マレーシア・デー以後に可決した国会の法を同法がその旨規定しないかぎり改正・廃止する権限を州立法府に対して、与えないものとする。
- (3) 第76A条の(3)および第80条の(6)は、国会の法に関して適用されると同様、本条(1)の(a)および(b)それぞれにもとづく命令に関して適用されるものとする。
- (4) 本条にもとづく命令が、その後の命令により取消される場合、後者には前者によって可決されたいかなる州法律、あるいはかかる州法律にもとづき定められたいかなる補助的立法あるいは為されたいかなることをも（一般的にあるいはその命令が明記する度合いに応じ、あるいはその目的のために）、継続施行させる規定を含めることができる。

ただし、国会の法により定められたものでないかぎり、本項によってはいかなる規定も継続施行されないことを条件とする。

- (5) 本条にもとづく最高元首のいかなる命令も、国会の各院に提出されるものと

する。

〔サバ州、サラワク州に対する国会の土地あるいは地方自治に関する統一法を国会が可決する権限の排除〕

第95D条 (1) サバ州とサラワク州に関しては第76条(4)は適用されず、また同条(1)の(b)は、国会に対して同条(4)に述べられた事項に関する法を定める権限を与えないものとする。

〔土地利用、地方自治、開発等の国家計画からのサバ州、サラワク州の除外〕

第95E条 (1) サバ州とサラワク州に関しては、第91条、第92条、第94条および第95A条は下記の諸項に従い、効力を有するものとする。

- (2) 本条の(5)に従い、第91条および第95A条においても、州政府は国家土地評議会あるいは場合により国家地方自治評議会の定める政策に従うことを要求されないものとする。しかし当該州の代表は、当該評議会において投票の資格はないものとする。
- (3) 第92条においても、州のいかなる地域も、当該知事の同意なしには開発計画の諸目的のために開発地域として宣言されないものとする。
- (4) 第94条の(1)（これにもとづき連邦は、州管轄事項表中の諸事項に関して調査を行ない、助言・技術援助等を与えることができる）においても、サバ州とサラワク州の農林関係官吏は、州政府に与えられた専門的助言を考慮はするが、受け入れる必要はないものとする。
- (5) 本条(2)は次の場合州への適用を停止するものとする。
 - (a) 第91条に関し、もし国会が知事の同意を得てその旨規定する場合；あるいは
 - (b) 第95A条に関し、もし国会が立法議会の同意を得てその旨規定する場合；しかし本項により、サバ州もしくはサラワク州の代表が国家土地評議会あるいは国家地方自治評議会において投票資格を得る場合、その代表1名につき、連邦政府代表の総数も1名増やされるものとする。

第7部
財政規定
第1章
総則

〔法律の認めない課税の禁止〕

第96条 いかなる国税あるいは地方税はいずれも、連邦法律によらず、あるいはこれにもとづかなければ、連邦の諸目的のためには徴収されないものとする。

〔統合基金〕

- 第97条 (1) 連邦が募りあるいは受けとったすべての歳入および金銭は、本憲法あるいは連邦法律の諸規定に従い、一個所に払い込まれ、ひとつの基金を形づくるものとする。この基金は連邦統合基金として知られる。
- (2) 州が募りあるいは受け取ったすべての歳入及び金銭は、本条の(3)およびいづれの法律にも従い、一個所に払い込まれ、ひとつの基金を形づくるものとする。この基金は当該州の統合基金として知られる。
- (3) ザカット、フィトラー、バイトウルマル<Zakat, Fitrah, Baitul-Mal>もしくは同様のイスラム教歳入<revenue>が、州法律に従い、もしくはクアラルンプルとラブアンの連邦区に関しては連邦法律に従い、徴収される場合は、それらは別個の基金に払い込まれ、州法律もしくは他方の場合は連邦法律、の権威にもとづかない場合は支出を行なうべきではない。
- (4) 本憲法においては、他に説明を要しない場合、統合基金に対する言及はいずれも連邦統合基金へのそれと解するものとする。

〔連邦統合基金に既定された支出〕

- 第98条 (1) いずれか他の条あるいは連邦法律にもとづき支払われる、供与、報酬あるいはその他の金銭に加え、次の支払いが統合基金に既定されるものとする —
- (a) 連邦に義務のあるすべての年金、官職喪失の場合の補償、および賜金；
- (b) 連邦に義務のあるすべての債務；および
- (c) いずれの裁判所によるを問わず、連邦にとって不利な裁定、決定あるいは判定に応ずるために必要なすべての金銭。
- (2) 連邦は、本第11部の諸規定に従い州へ何らかの交付金を支払う場合、当該州が連邦に対して支払うべくその州統合基金に既定されたいかなる債務の額をも控除することができる。
- (3) 本条の諸目的のため、債務とは利子、減債基金支払、債務の返済あるいは

定時償還、および統合基金を担保にする公債発行およびそれによる債務の返済
および償還等に関するすべての支出を含むものである。

〔年度財政報告〕

第99条 (1) 最高元首は、各財政年度に関して、その年度の連邦の収支見積書を下院議会
に提出させるものとする。またもし国会がいずれの年に関しても他に規定しな
い場合は、同見積書は同年度の始まる前に提出されるものとする。

ただし歳入見積と歳出見積とは別個の書類にすることも可能である。この場
合歳入見積書は当該年度の始まる前に提出される必要はないものとする。

(2) 歳出見積とは以下を示す —

- (a) 統合基金に課せられた支出を賄うに必要とされる全額；および
- (b) (3)を条件として、統合基金から賄うべきその他の諸目的のための支出に
見合うに必要な額。

(3) 本条(2)の(b)に示された額は次のものを含まない —

- (a) 連邦が特殊目的のため募り、また公債発行を認める法によりそれらの目的
のために充当される公債の募集額に相当する額；
- (b) いずれかの信託に従い連邦が受け取る何らかの金銭あるいはそれに伴う利
子に相当する額にして、その信託の諸条件に従い使用されるべきもの；
- (c) 連邦が保有する金銭にして、連邦法律により、あるいはこれに従い設立さ
れた何らかの信託基金の目的のために受けとられ、あるいは充当されるよう
な金銭に相当する額。

(4) 上記見積書はまた、可能なかぎり、前会計年度末における連邦の資産と負債、
資産の投資・保有状況、および未決済となっている負債の諸目的などを示すも
のとする。

〔支出法案〕

第100条 支出法案<supply bill>として知られる法案には、既定費および第99条の(3)に
述べた額に当たる支出以外にして、統合基金から支払われる諸支出項目が含まれる
ものとする。かくしてこの法案は、上記の支出にみあうべく必要な額を統合基金よ
り出し、かつこれを同法案に明記した諸目的に当てるよう定めるものとする。

〔補正および超過支出〕

第101条 いずれの財政年度についても、次のことが明らかになった場合、すなわち —

- (a) いずれかの目的のため支出法案により当てられた額が不十分であること、
あるいは支出法案によりいかなる額も当てられなかったような目的に対して、

支出が必要となったこと；あるいは

- (b) 支出法案によりいずれかの目的のために当てられた額を超過して、その目的のために支出が行なわれたこと。

以上の場合、必要とされ、または支出されるべき額を示す補正見積が下院議会に提出されるものとする。またこれらの支出項目も支出法案に含まれるものとする。

〔不確定目的のための支出認可権〕

第102条 国会はいかなる財政年度に関しても次の権限をもつものとする —

- (a) 支出法案の可決前に、当該年度の一部に対する支出を法律により認めること；
- (b) 第99条～第101条に従わない場合でも、何らかの公務の増大もしくは不確定的性格のため、あるいは異常に緊急な事態のため、そうすることが国会にとって望ましい場合、当該年度の全体あるいは部分に対する支出を法律により認めること。

〔予備基金〕

- 第103条 (1) 国会は法律により予備基金<contingencies fund>の創設を定め、かつ財政担当大臣に対し、もし同人が規定の存在しないような支出につき緊急かつ予見しえない必要が発生したと納得する場合、かかる必要に添うため予備基金より前払いさせるよう定めることができる。
- (2) 上記(1)に従い何らかの前払いが行なわれる場合、補正見積が提出され、かつこの前払い額に代わる目的で出来るだけ早く支出法案が導入されるものとする。

〔統合基金からの引き出し〕

- 第104条 (1) 下記(2)を条件として、次の場合以外ではいかなる金銭も統合基金からは引き出されないものとする —
- (a) 統合基金に既定されている場合；あるいは
- (b) 支出法案により支出が認められる場合；あるいは
- (c) 第102条にもとづき支出が認められる場合。
- (2) 上記(1)は第99条(3)に述べたようないかなる額にも適用されない。
- (3) 連邦法律に規定された方法以外では、いかなる金銭も統合基金からは引き出されない。

〔会計監査長官〕

- 第105条 (1) 会計監査長官<Auditor-General>を置くものとする。同人は最高元首の助言にもとづき、かつ統治者会議と協議の後に任命されるものとする。
- (2) 会計監査長官の職を保持するものは、再任の資格があるが、それ以外のいかなる連邦の公職、あるいは州のいかなる公職にも任官の資格がないものとする。
- (3) 会計監査長官はいかなる時も職を辞すことができるが、連邦裁判所裁判官と同様の理由および方法によらない場合は罷免されないものとする。
- (4) 国会は法により、会計監査長官の報酬を定める。かくして定められた報酬は統合基金に既定されるものとする。
- (5) 会計監査長官の報酬およびその他の任官条件（年金権を含む）は、同人の任命後は同人の不利になるよう変更されないものとする。
- (6) 本条の諸規定に従い、会計監査長官の服務条件は連邦法律により、また連邦法律の諸規定に従い最高元首により、決定されるものとする。

〔会計監査長官の権利および義務〕

- 第106条 (1) 連邦および諸州の会計は会計監査長官により監査されかつ報告されるものとする。
- (2) 会計監査長官は、連邦および州の会計およびその他の公共当局および最高元首が命令により指定される諸団体の会計に関して、連邦法律により規定されるようなその他の義務を遂行し、かつかかる権限を行使する。

〔会計監査長官の報告〕

- 第107条 (1) 会計監査長官はその報告を最高元首に提出し、後者はこれを下院議会に提出させるものとする。
- (2) 州の会計、あるいは州法律により権限を行使する公共機関の会計に関するかかる報告のコピーは当該州の統治者あるいは知事に提出され、後者はこれを当該州立法議会に提出させるものとする。

〔国家財政評議会〕

- 第108条 (1) 国家財政評議会<National Finance Council>を置く。構成員は首相、首相の選任する他の複数の閣僚、および統治者あるいは知事の任命する各州1名の代表とする。
- (2) 国家財政評議会は首相により首相が必要と考えるだけ、および3州あるいはそれ以上の州の代表が会議を要求する時、召集される。しかし少なくとも1

- 2ヶ月に1回は会議を開くものとする。
- (3) 国会財政評議会のいかなる会議においても、連邦の他の閣僚は、首相の代理をつとめることができ、また首相、あるいは同人の欠席の場合これに代わる閣僚が、司会するものとする。
- (4) 連邦政府は下記の事項に関し国家財政評議会と協議するを義務とする —
- (a) 連邦による州への交付金の下付；
 - (b) いずれかの連邦税あるいは料金の徴収額の全体あるいは部分の州への割当て；
 - (c) 連邦および州の年間借款必要額、および連邦および州による借入権限の行使；
 - (d) 州への借款の供与；
 - (e) 第92条に従う開発計画の作成；
 - (f) 連邦管轄事項表第7項目の(f)および(g)に言及する諸事項；
 - (g) 第109条の(2)あるいは第110条の(3)あるいは(3A)に述べるような法律のための法案の導入提案；
 - (h) 本憲法あるいは連邦法律により国家財政評議会との協議を定められるようなその他の事項。
- (5) 連邦政府はその他いずれの事項に関してもそれが財政問題を含むと否にかかわらず、国家財政評議会に意見を求めることができる。またいずれの州の政府も、当該州の財政状態に影響を及ぼすようないずれの事項に関しても本評議会に意見を求めることができる。

〔州への交付金〕

- 第109条 (1) 連邦は各財政年度に関し、各州に対して次の交付金を下付する —
- (a) 人頭交付<Capitation Grant>として知られる交付。これは第10付則の第1部の諸規定に従い算定されるものとする；
 - (b) 州道交付として知られる州道路維持のための交付。これは第10付則の第11部の諸規定に従い算定されるものとする。
- (2) 国会は時々法律により人頭交付の率を変えることができる。しかしかかる法律の結果が交付を減ずるものである場合、同法律の中に規定を設け、いずれの州がいずれの財政年度においても受け取る交付額がその前年度に受け取った額の90%を下らないことを保障することとする。
- (3) 国会は法律によりいずれの州に対しても特殊目的のため交付を行なうことができる。交付の条件はかかる法により規定することができる。
- (4) 本条の上記の諸規定に述べた交付を行なうに必要な額は統合基金に規定さ

れるものとする。

(5) 第103条に従い、予備基金が創設される場合、支出の緊急かつ予見しない必要に応ずるために同基金から前払いを行なう権限は、かかる必要に応ずるため、州に対してかかる前払いを行なう権限を含むものとする。

(6) 連邦は下記のことを州準備基金<state reserve fund>として知られる基金に払い込むものとする —

(a) (廃止)

(b) 毎財政年度に関し、連邦政府が国家財政評議会と協議の後必要であると決定するような額；

かくして、連邦は時々、国家財政評議会と協議の後、開発目的のため、あるいは一般的に州歳入を補正するためいかなる州に対しても、州予備基金から交付を行なうことができる。

〔税・料金などの州への割当〕

第110条 (1) 下記の(2)を条件として、各州は、第10付則の第3部に明記した各種の税、料金等およびその他の財源のうちから、当該州内において集められ、課せられあるいは募られたあらゆる徴収額を受けとるものとする。

(2) 国会は時々法律により、第10付則の第3部の1、3、4、5、6、7、8、12あるいは14の各セクションに明記されたいずれの財源をも、実質的に同価値の他の財源に代えることができる。あるいはこうして代えられたいずれの財源も同様に代えられる。(訳者注。第10付則の第3部ではsectionとはせず、itemとしている)

(3) 各州は、連邦法律により、あるいはそれにもとづき、規定されるような条件により、当該州に産出される錫の輸出税の10パーセント、あるいは同様にして規定されるようなそれ以上の額を受け取る。

(3A) 国会は、各州が連邦法律によりあるいはこれにもとづき定められるような条件により当該州に産出する(錫以外の)鉱物にかかる輸出税のうち、同様にして定められるような割合を受け取るものとする、と法律により規定することができる。本条において鉱物とは鉱石、金属および鉱物油を意味する。

(3B) 国会は、(3)あるいは(3A)が認める条件を課す権限を侵害することなしに、法律により規定されるような場合において、あるいはこのような場合を除き、鉱物にかかる鉱山使用料あるいは同様の料金の徴収を(借地契約あるいはその他の手段によると、あるいは州法<Enactment>によるとを問わず、また本項の施行前後いずれにおいても当該手段がとられ、あるいは州法が可決するとにかかわらず)、同法律により禁止し、あるいは制限するよう、規定することが

できる。

(4) 国会は、(3)あるいは(3A)の諸規定を侵害することなしに、法律により次の行為をなすことができる —

(a) 連邦が募り、あるいは徴収したいいずれかの税あるいは料金の全部あるいはいずれかの部分を州に移転する；および

(b) 連邦法律により認められたいずれかの税あるいは料金を州目的のために集める責任を州に移管する。

(5) 本条の(1)、(2)あるいは(4)にもとづき州が受け取るべき額は統合基金へは払い込まれないものとする。また(3)および(3A)にもとづき州が受け取るべき額は統合基金に既定されたものとする。

〔借り入れに関する制限〕

第111条 (1) 連邦は連邦法律にもとづかない場合は借り入れを行なわないものとする。

(2) 州は、州法律の権威にもとづかない場合、借り入れを行なわない。また州法律は、州が連邦以外から、もしくは5年を越えない期間に限れば、連邦政府がその目的のために認めた銀行あるいはその他の金融機関以外から借り入れることを認めない。なお後者の場合も連邦政府が指定する条件に従わねばならない。

(3) 州は、州法律の権威にもとづく以外はいかなる保証も行なわない。州による保証は、連邦政府の許可および連邦政府が指定する条件に従う場合を除き、行なわれないものとする。

〔州の定員制変更に関する制限〕

第112条 (1) 本条の(2)を条件として、いかなる州も、連邦の承認なしには、それ自身のあるいはその部局の定員を増やしたり、あるいはそうすることの結果が年金、賜金あるいはその他の手当などに関する連邦の債務を増すことになる場合、確定した給与の率を変更することはしないものとする。

(2) 本条は次の場合適用されない —

(a) 年金のつかない任命でその最大給与が月に400リングットもしくは最高元首命令により定められるその他の額を越えないもの；あるいは

(b) 年金のつく任命でその最大給与が月に100リングットもしくは最高元首命令により定められるその他の額を越えないもの。

第2章

サバ州、サラワク州への適用

〔サバ州、サラワク州の会計監査〕

第112A条 (1) 会計監査長官はサバ州およびサラワク州の会計、あるいはそのいずれかの州において州法律により付与された権限を行使するいずれの公共当局の会計を問わず、それに関する報告を最高元首（同人はこの報告を下院議会に提出せしめる）および当該州の知事に提出するものとする。したがって第107条の(2)はこれらの報告には適用されない。

(2) 知事は自己に提出されたかかる報告を州立法議会に提出させるものとする。

(3) 1969年前において終了するいずれかの期間に対する、(1)で述べた会計に関する会計監査長官の権限と義務は、サバ州もしくはサラワク州においては、当該州にそのつど駐在する会計監査局の上級公務員により代わって行使・遂行されることを条件とする。

ただし同公務員の不在あるいは執務不能、あるいは空席の間は、その権限および義務は会計監査長官自身あるいは同人の選定する会計監査局の公務員によって行使・遂行されることを条件とする。

〔サバ州、サラワク州の借入れ権〕

第112B条 第111条の(2)は、それが当面の間連邦の中央銀行の承認を得ていれば、サバ州もしくはサラワク州が自州の法律により自州内において借り入れる権限を制限しないものとする。

〔サバ州、サラワク州に対する特別交付および歳入の割当〕

第112C条 (1) 第112D条の諸規定および第10付則の関係項目に示された制限を条件として、

(a) 連邦はサバ州とサラワク州に対して、各財政年度に関して第10付則の第4部に明記した交付を行なうものとする；および

(b) 各州は第10付則の第5部に明記した税、料金、および賦課金の全徴収額のうち、当該州内において集められ、課せられ、あるいは募られたもの、あるいはそのように明記された部分を、受け取るものとする。

(2) 同付則第4部に明記した交付を行なうため必要とされる額、および同第5部の3あるいは4にもとづきサバ州もしくはサラワク州が受け取るべき額は、統合基金に既定されたものとする。また同第5部にもとづきサバ州もしくはサラワク州が別に受け取るべき額は統合基金に払い込まれないものとする。

(3) 第110条において(3A)および(4)はサバ州もしくはサラワク州に適用されないものとする。

(4) 第112D条(5)を条件として、第110条の(3B)は、サバ州もしくはサラワク州

に関して —

- (a) 鉱物油を含む全ての鉱物に関して適用されるものとする；しかし —
- (b) 国会に対しては、いずれの鉱物についても州による鉱山使用料の徴収を禁止したり、あるいは州によって徴収される鉱山使用料を制限するような権限を認めないものとする。これは、州が有する（輸出税として計算される）従価10パーセントに及ぶ使用料の受取資格を制限しないためである。

〔サバ州、サラワク州への特別交付の再検討〕

第112D条 (1) 第10付則第4部の1および2の(1)に明記された交付、および本項によりなされる代替的あるいは追加的交付は、下記(4)にもいう間隔をおいて、連邦および関係州の政府によって再検討されるものとする。またもしこれら諸政府がこれらの交付の変更あるいは廃止、あるいはこれらの交付あるいはそのいずれかの代わりにあるいはそれに加えて、別の交付を行なうことに同意する場合、上記第4部および第112C条の(2)には、この同意を施行させるために必要とされる改正を、最高元首の命令によりほどこすものとする：

ただし、最初の再検討において同第4部1の(2)に明記された交付は、その後の5年間の額を定めるという目的のため以外では、疑問に付されないことを条件とする。

- (2) 本条にもとづく再検討はいずれも、関係諸州の不足分とともに連邦政府の財政状態をも考慮するものとする。しかしこの再検討に際しては（こうした考慮に従い）州歳入が再検討の時点において州の諸公共事業の費用に見合い、かつ事業の拡大のため合理的と思われるだけの支給を含めて十分であることを保証するよう努めるものとする。
- (3) 再検討において支給が行なわれるべき期間は、5年あるいは（最初の再検討の場合を除き）連邦と関係州の間で合意するそれ以上の期間とする；しかし(1)にもとづき、再検討の結果を施行するための命令は、同項にもとづくその後の命令により代えられる場合を除き、同期間の終了後も継続施行されるものとする。
- (4) 本条にもとづく再検討は、1968年末以降からの再検討、あるいは第2回またはそれ以降の再検討においては前回の再検討により定められた期間の終了以降からの再検討、の諸結果を施行できるよう保証するため、合理的に必要な時期以前には行なわれないものとする；しかし、以上を条件としてサバ州とサラワク州に関する再検討は1969年および1974年をもって始まる期間について行なわれるものとし、またその後については、連邦あるいは州の政府が必要とする時（前回の再検討において定めた期間あるいはその後）に2州中

のいずれの州についても行なわれるものとする。

- (5) もし本条にもとづくいずれかの再検討に際し、連邦政府が、第10付則第5部にもとづく歳入の割当（本項にもとづく代替的あるいは追加的割当を含む）のいずれかを変更しあるいは第112C条(4)を変更するという意向を州に通告する場合、この再検討はこの変更を考慮するものとし、かつ同再検討において定めた期間の始めからこの変更を施行するために、最高元首の命令により、支払いが行なわれるものとする。

ただし本項は4、7および8などのセクションにもとづく割当には適用されず、また第2回の再検討までは5あるいは7のセクションにもとづく割当にも適用されないことを条件とする。

- (6) もしいずれの再検討に際しても連邦政府と州政府とがいずれかの事項について合意に達しない場合、この件は独立した査定人に委託されるものとし、その勧告は関係諸政府を拘束し、かつあたかもこれら諸政府間の合意であるかの如くに、実施されるものとする。
- (7) 第108条の(4)は、本条のもとに発生する諸問題に関し、連邦政府をして国家財政評議会に意見を打診せしめることには適用されないものとする。
- (8) 本条にもとづく最高元首の命令は国会の各院に提出されるものとする。

第112E条 （廃止）

第8部

選挙

〔選挙の管理〕

第113条 (1) 選挙委員会<Election Commission>を設置する。同委員会は第114条に従って構成される。同委員会は、連邦法律の諸規定に従い、下院議会および州立法議会の選挙を管理し、かかる選挙のための選挙人名簿を準備・改訂するものとする。

(2)(i) 下記(ii)を条件として、選挙委員会は、自ら必要と見なすに従い時に応じて、連邦、州の選挙区分割<division>を見直し、第13付則に定められた諸規定を満たすべく必要と思われる変更を勧告する。立法議会選挙のための選挙区見直しは、下院議会選挙のための選挙区見直しと同時に進行するものとする。

(ii) 本条にもとづく1回の見直しの完了日と次回の見直しの開始日までには8年を下回らない間隔を置くものとする。

(iii) 上記(i)にもとづく見直しは、開始日より2年を越えない期間以内に完了するものとする。

(3) もし選挙委員会が、第2条にもとづき制定された法律の結果、本条の(2)に述べた再検討を行なうことが必要である、と考える場合、(2)にもとづく最後の再検討より8年を経過していると否とにかかわらず、再検討を行なうものとする。

(3A)(i) 下院議会の選出議員数が第46条の改正により変更される場合、もしくは州立法議会の選出議員の数が州立法議会の制定する法律により変更される場合、選挙委員会は、(3B)を条件として、かかる変更の結果影響を受ける地域の連邦もしくは州への分割の見直しを行なうものとする。

(ii) 上記(i)による見直しは、(2)の(i)にいう見直しに関しては、(ii)に規定された間隔に影響しないものとする。

(iii) 第13付則の諸規定は、本項による見直しに適用されるが、ただし選挙委員会が必要と考える修正を条件とするものとする。

(3B) (3A)の(i)にいう本憲法第46条への改正、もしくは州立法議会で成立した法律が、(2)でいう最後の見直しの完了日から8年を経て施行される場合、また選挙委員会が(2)にもとづく見直しを行なう必要があるとの見解にある場合、選挙委員会は、(3A)の(i)にもとづく見直しを行わず、代わりに(2)にもとづく見直しを行なう。かかる見直しを行なうに際して選挙委員会は、(3A)の(i)にいう法律改正の結果影響を被る地域を考慮するものとする。

- (4) 連邦法律あるいは州法律は、選挙委員会に対して、(1)にふれたもの以外の選挙の管理を認めることができる。
- (5) 選挙委員会は、本条にもとづく諸機能の目的に必要なかぎり、規則を定めることができる。しかしかかる規則はいずれも連邦法律の諸規定を条件として、効力をもつものとする。
- (6) 本条の(2)にもとづく再検討はマラヤ諸州およびサバ州、サラワク州について別個に行なわれるものとする。本第8部の諸目的のため、「再検討の単位」<unit of review>という表現は連邦選挙区については、再検討の地域、および州選挙区については、州を意味するものとする。また「マラヤ諸州」という表現はクアラルンプル連邦区とラブアン連邦区とを含むものとする。
- (7) 本条の(3)を条件として、いずれかの再検討の単位に関する(2)にもとづく最初の検討のための期間は、本憲法あるいはマレーシア法にもとづく当該単位に対する最初の選挙区の区画から起算されるものとする。
- (8) 本条の(7)にもかかわらず、(2)でいう見直し期間は、1973年憲法改正（第2号）法の可決後に行なわれたマラヤ諸州の見直し単位に関しては、同法可決直後の見直し単位に関する最初の選挙区画定から起算するものとする。
- (9) (2)もしくは場合により(3A)にもとづく見直しの開始日は、第13付則の4にいう（国会議長および首相への、訳者補足）通知を官報で公示する日とする。
- (10) (2)もしくは場合により(3A)にもとづく見直しの完了日は、第13付則の8にいう首相に対する報告書の提出日とする。またかかる日の通知は、選挙委員会により官報に公示されるものとする。

〔選挙委員会の規則〕

- 第114条 (1) 選挙委員会は、最高元首が統治者会議と協議の後任命するものとする。同委員会は委員長1名、副委員長1名、委員3名からなるものとする。
- (2) 最高元首は、選挙委員会の委員を任命するにあたり、公けの信任をうるような委員会を確保することの重要性に留意するものとする。
- (3) 選挙委員会の委員は、年齢65歳に達するか、あるいは(4)にもとづき資格を喪失すれば、職を停止するものとする。また委員はいかなる時も最高元首にあてた自筆の書状によりその職を辞することができるが、しかし連邦裁判所の判事と同様の理由・手続によらない場合、罷免されないものとする。
- (4) 最高元首は、(3)のいずれにもかかわらず、次の場合は選挙委員会のいずれの委員をも命令により罷免するものとする。
- (a) 委員が免責未決済破産者である；もしくは
 - (b) 当該委員が有給の職、もしくは委員会以外の職に従事する場合；も

しくは

(c) 委員が国会のいずれかの院あるいは州立法議会の議員である場合。

(4A) (4)における欠格規定に加え、選挙委員会の委員長は、もし同職任命3カ月後もしくはその後のどの時点においても、公共その他いずれを問わず何らかの組織あるいは機関の、もしくは商業、工業、あるいはその他の事業の理事会あるいは経営重役会の一員となり、もしくは従業員あるいは雇用者となり、もしくはそれら事業体の諸事あるいはビジネスに従事する場合は、そこからいかなる給与、報酬、利益、利潤を受ける受けないにかかわらず、その職を保持する資格を奪われるものとする；

ただし、それらの事業体は何らかの福祉、もしくはボランティア事業、もしくは社会やその一部に利益をもたらす目的、もしくは慈善その他社会的性質の事業もしくは目的を遂行するものである場合、またそこからいかなる給与、報酬、利益、利潤をも受けない場合は、上記の資格剥奪は適用されないものとする。

(5) 国会は法律により選挙委員会委員の報酬を定めるものとする。この報酬は統合基金に既定されるものとする。

(5A) 本条の諸規定を条件として、国会は法律により選挙委員会委員の報酬以外の職務条件を定めるものとする。

(6) 選挙委員会委員の報酬およびその職務条件は、当該委員の任命後においては、同人に不利になるよう変えられないものとする。

(7) 選挙委員会委員長が、いずれかの期間につき、最高元首より休暇を下賜されている場合、もしくは連邦内不在、病気、あるいはその他の原因で職務を遂行できない場合、副委員長がその期間につき委員長の職務を遂行する。またもし副委員長も不在の場合、もしくは職務遂行不能の場合、連邦元首は同委員会の委員をその期間につき委員長の職務を遂行させるよう任命することができる。

〔選挙委員会への援助〕

第115条 (1) 選挙委員会は、自らか最高元首の承認をえて決める数の人員を、同様にして決めた条件で雇用することができる。

(2) すべての公共当局は委員会の要請にもとづき、委員会の義務遂行に対して可能なかぎりの援助を与えるものとする。また委員会は、第113条に述べた選挙区画定のために勧告を行なうという機能を行使するに際し、連邦政府の2名の公務員の助言を求めるものとする。この2名は、連邦選挙のための再検討の単位における地誌および人口の分布等に特別の知識を有するものとする。またこの2名は同上の目的のため最高元首により、選定されるものとする。

〔連邦選挙区〕

第116条 (1) 下院議会議員の選挙に関し、再検討の単位は、第13付則に含まれる諸規定に従い選挙区に分割されるものとする。

(2) 選挙区の総数は、議員の数に等しいものとし、1選挙区につき1議員が選挙されるものとする。またマラヤ諸州においてはこの総数から、第46条と第13付則に含まれる諸規定に従い決められた数が各州に配分されるものとする。

(3) (廃止)

(4) (廃止)

(5) (廃止)

〔州選挙区〕

第117条 州立法議会議員の選挙に関し、州は選出議員と同数の選挙区に分割され、1選挙区につき1議員が選挙されるものとする；この分割は、第13付則に含まれる諸規定に従い行なわれるものとする。

〔選挙に対する異議申し立ての方法〕

第118条 下院議会あるいは州立法議会のいかなる選挙も、当該選挙の行なわれた地域において司法権を有する高等裁判所に対して提出される選挙請願<election petition>によらない場合は、疑問に付されないものとする。

〔落選の選挙請願を問う方法〕

第118A条 下院議会もしくは州立法議会への落選に対する不服の申し立ては、選挙請願と見なされる。高等裁判所は当選させるに適切と思う命令を出すことができる。だが第54条あるいは第55条により、もしくは場合により州憲法の相当する規定により指定される期間以内に当選が果たされない場合は、当該人が正当な選出を受けなかったと宣言する理由は存在しないものとする。

〔選挙人資格〕

第119条 (1) すべての市民は、もし —

(a) 資格審査日において21歳に達し；また

(b) かかる資格審査日においていずれか1選挙区の居住者であり、あるいはもし居住していない場合は不在投票者であれば、下院議会あるいは立法議会のいずれの選挙においても投票の資格があるものとする。ただし同人が(3)にもとづき、あるいは選挙に関して犯した罪に関する法律にもとづき資格を喪失する場合は例外とする；しかし何人も同一の選挙において1つ以上の選

挙区では投票しないものとする。

- (2) もし何人かが、精神病もしくは精神欠陥を患う者を全般的にあるいは主に受け入れ、治療する場所にいる患者であるという理由だけで特定の選挙区内にいる場合、あるいは拘留状態にあるという理由だけでいずれかの選挙区内にいる場合、同人は(1)の諸目的のため、当該選挙区には居住していないものと見なす。
- (3) 何人も次の場合、下院議会あるいは立法議会の選挙において、選挙人としての資格を失う —
 - (a) 資格審査の当日、不健全な精神の持ち主<a person of unsound mind>として拘留されているか、拘留宣告に服している場合；あるいは
 - (b) 資格審査日の前に英連邦のいずれかの地域において、有罪と宣せられ、死刑あるいは12カ月を越える期間の拘留を宣告されており、このため資格審査日においてもこの刑罰に服していなければならない場合。
- (4) 本条において「資格審査日」とは、その日現在において選挙人名簿が準備され、あるいは改訂されたところの日を意味し、また「不在投票者」とは選挙に関する法律の諸規定にもとづき、いずれかの選挙区に関して不在投票者として登録された市民を意味する。

〔上院議会の直接選挙〕

第120条 第45条(4)に従い、選挙人の直接投票による上院議員の選挙に関し、国会により規定が作られる場合、

- (a) 州全体が単一の選挙区を構成し、各選挙人は、その選挙で充されるべき議席数と同じ数の投票権を上院議会のいかなる選挙においても、もつものとする；また
- (b) 下院議会選挙に対する選挙人名簿は上院議会選挙に対する選挙人名簿でもあるものとする；また
- (c) 第118条、第118A条および第119条は上院議会選挙に関しても、下院議会選挙に対すると同様に適用されるものとする。

第9部 司 法

〔連邦の司法権限〕

第121条 (1) 同等の司法権と地位をもつ2つの高等裁判所を置く。すなわち —

(a) マラヤ諸州には、マラヤ高等裁判所<High Court in Malaya>として知られ、クアラルンプルを主たる所在地とする裁判所；および

(b) サバ州とサラワク州には、サバ・サラワク高等裁判所<High Court in Sabah and Sarawak>として知られ、最高元首が定めるサバ、サラワク州内の場所を主たる所在地とする裁判所である。

(c) (廃止)

また連邦法律が定める下級裁判所<inferior court>を置く。高等裁判所と下級裁判所は、連邦法律により、もしくはそれにもとづき、付与される司法権と権限をもつものとする。

(1A) (1)にいう裁判所は、イスラム法廷<Syariah Court>の司法権に属する事項に関しては司法権を持たないものとする。

(1B) 控訴裁判所<Mahkamah Rayuan, Court of Appeal>として知られ、クアラルンプルを主たる所在地とする裁判所を置く。この控訴裁判所は、以下の司法権を持つ、すなわち —

(a) 高等裁判所もしくはその裁判官の決定（高等裁判所の登録官もしくはその他の事務官がだす同裁の決定で、連邦法律により同裁裁判官に対して控訴可能なものを除く）に由来する控訴を裁く司法権； および

(b) 連邦法律により、もしくはそれにもとづき付与されるその他の司法権。

(2) 連邦裁判所<Mahkamah Persekutuan, Federal Court>として知られ、主たる所在地をクアラルンプルとする裁判所を置く。この連邦裁判所は、以下の司法権を持つものとする。

(a) 控訴裁判所、もしくは高等裁判所、もしくはその裁判官、の決定に由来する控訴を裁く司法権；

(b) 第128条および第130条に明記されるような第一審管轄権あるいは顧問司法権<consultative jurisdiction>；および

(c) 連邦法律により、もしくはそれにもとづき付与されるその他の司法権。

(3) 連邦法律により、あるいはもとづき課せられた諸制限を条件として、(1)にいう裁判所あるいはその裁判官による、いかなる命令、判決あるいは令状（その性格が許す限り）も、その趣意に従い、連邦中で完全な強制力と効力を持つものとし、かつ連邦のいかなる地域においても実施、あるいは施行することが

できる。また連邦法律は、連邦の一方の地域における裁判所あるいはその係官が他方における裁判所のために働くよう規定することができる。

- (4) 最高元首は、サバ州・サラワク州高等裁判所の主たる所在地を決定するに際して、首相の助言にもとづき行動するものとする。また後者はサバ州およびサラワク州の州首相および高等裁判所の首席裁判官に意見をきくものとする。

〔連邦裁判所の組織〕

- 第122条 (1) 連邦裁判所は、裁判所長官（その呼称は連邦裁判所首席裁判官 <Chief Justice of the Federal Court>）、控訴裁判所長官、高等裁判所首席裁判官 <Chief Judges of the High Court>のほか、最高元首が命令により他に規定するまで、4名*の他の裁判官および、(1A)に従い任命される追加的裁判官などにより構成される。

下段に次の注記あり。「*現在は7名 see P.U.(A) 114/82」

- (1A) 本憲法のいかなる規定にもかかわらず、連邦裁判所首席裁判官の助言にもとづき行動する最高元首は、自らが指定する特定の目的もしくは期間につき、マレーシアで高度の司法職にあるものを連邦裁判所の特別裁判官 <additional judge>として任命することができる：

ただし、かかる特別裁判官は、65歳の年齢に達したとの理由では任官の資格を失わないものとする。

- (2) 控訴裁判所の長官以外の控訴裁判所裁判官は、連邦裁判所の首席裁判官が司法の利益にとり必要と見なせば、連邦裁判所の裁判官として執務することができる。また当該裁判官は首席裁判官により（必要に応じて）その目的のために指名されるものとする。

〔控訴裁判所の構成〕

- 第122A条 (1) 控訴裁判所は、委員長（呼称は長官 <President of the Court of Appeal>）および、最高元首が命令により他に定めるまで、他の10名の裁判官により構成される。

- (2) 高等裁判所の裁判官は、控訴裁判所長官が司法の利益にとり必要と見なせば、控訴裁判所の裁判官として執務することができる。また当該裁判官は、控訴裁判所長官が高等裁判所首席裁判官と協議の後（必要に応じて）その目的のために指名するものとする。

〔高等裁判所の構成〕

- 第122AA条 (1) 各高等裁判所は、首席裁判官<Chief Judge>とその他4名を下回らない数の裁判官により構成される；しかし他の裁判官の数は、最高元首が命令により他に定めるまで、以下の数を越えないものとす ——
- (a) マラヤ高等裁判所においては47名；および
- (b) サバ・サラワク高等裁判所においては10名。
- (2) 高等裁判所裁判官として任命される資格のあるものは、第122B条に従い（必要に応じて）その目的のために指名されれば、同裁判所の裁判官として執務することができる。

〔補助裁判官の任命〕

- 第122AB条 (1) マラヤ高等裁判所およびサバ・サラワク高等裁判所の業務の円滑化をはかるため、首相の助言にもとづき行動する最高元首は、連邦裁判所首席裁判官と協議後、高等裁判所裁判官として任命される資格のあるものを、命令により期間、目的を指定した上で補助裁判官<judicial commissioner>として任命することができる。かくして任命されたものは、自らが遂行する必要があると思う高等裁判所裁判官の職務を遂行する権限をもつ。この任命により行動する際に当人の行なうことはすべて、当該裁判所の裁判官のそれと同じ有効性と効力を持つものとする。
- (2) 第124条の(2)および(5)の諸規定は、高等裁判所裁判官に対すると同様、補助裁判官にも適用される。

〔連邦裁判所および高等裁判所の裁判官の任命〕

- 第122B条 (1) 連邦裁判所首席裁判官、控訴裁判所長官、高等裁判所首席裁判官、および（第122C条を条件として）連邦裁判所、控訴裁判所、高等裁判所のその他の裁判官は、首相の助言にもとづき行動する最高元首が統治者会議と協議した後に任命するものとする。
- (2) 首相は、(1)にもとづく連邦裁判所首席裁判官以外の裁判官の任命に関する助言を行なう前に、同首席裁判官と協議する。
- (3) 首相は、(1)にもとづく高等裁判所首席裁判官の任命に関する助言を行なう前に、各高等裁判所の首席裁判官と協議する。またもしその任命がサバ・サラワク高等裁判所に関するものである場合は、サバ、サラワク各州の首席大臣と協議する。
- (4) 首相は、(1)にもとづく連邦裁判所首席裁判官、控訴裁判所長官もしくは高等裁判所首席裁判官以外の裁判官の任命に関する助言を行なう前に、もしその

任命が連邦裁判所に関するものであれば、連邦裁判所首席裁判官と、またその任命が控訴裁判所に関するものであれば、控訴裁判所長官と、さらにその任命が高等裁判所に関するものであれば、高等裁判所首席裁判官とそれぞれ協議する。

- (5) 本条は、高等裁判所の首席裁判官以外の裁判官の任命に適用されると同様に、第122AA条(2)にもとづき高等裁判所裁判官として執務するものの指名に適用される。
- (6) 連邦裁判所、控訴裁判所、もしくは高等裁判所の諸裁判官の任命日にもかかわらず、首相の助言にもとづき行動する最高元首は、連邦裁判所首席裁判官と協議した後、かかる裁判官間相互の序列を決定する。

〔高等裁判所間の裁判官の転任〕

第122C条 第122B条は、一方の高等裁判所の首席裁判官でない裁判官を他方の高等裁判所の首席裁判官でない裁判官へ配置転換させる場合には、適用されない。かかる配置転換は、最高元首が連邦裁判所首席裁判官の推薦にもとづき2つの高等裁判所の首席裁判官と協議をした後に行なわれるものとする。

〔連邦裁判所、控訴裁判所および高等裁判所の裁判官の資格〕

第123条 第122B条による連邦裁判所裁判官、控訴裁判所裁判官、もしくは高等裁判所裁判官への任命資格には、次を条件とする —

- (a) 市民<a citizen>であること；および
- (b) 任命の前の10年間、これらの裁判所の弁護士<advocate>であったもの、もしくは連邦の司法・法務業に従事していたもの、もしくは州の法務業に従事していたもの、もしくはこの期間時に応じてこれらを転任したものの。

〔裁判官の就任誓言〕

- 第124条 (1) 連邦裁判所の首席裁判官は、職務を遂行する前に第6付則に定められた就任と忠誠の誓言を行ない、署名せねばならない。またこれは最高元首の面前で行なうものとする。
- (2) 連邦裁判所の首席裁判官以外の裁判官、控訴裁判所裁判官、もしくは高等裁判所裁判官は、裁判官の職務を遂行する前にいずれの裁判所においても司法上の義務に関して第6付則に定められた就任と忠誠の誓言を行ない、署名せねばならない。
- (3) 高等裁判所首席裁判官に就任するに際して誓言を行なうものは、これを同高等裁判所の上級裁判官の面前で行なうものとする。

- (4) (3)を条件として、連邦裁判所裁判官に就任するに際して誓言を行なうものは、これを同裁判所の首席裁判官の面前で行なう。もし同人が不在の際には、在席する次の上級裁判官の面前で行なうものとする。
- (5) 高等裁判所の裁判官（首席裁判官を除く）に就任するに際して誓言を行なうものは、これを同高等裁判所の首席裁判官の面前で行なう。もし同人が不在の際には、在席する次の上級裁判官の面前で行なうものとする。

〔連邦裁判所裁判官の在職期間と報酬〕

- 第125条 (1) (2)から(5)までの諸規定を条件として、連邦裁判所裁判官は、満65歳、もしくは最高元首が承認すればこれを6カ月越えない時期、に至るまで在任する。
- (2) 連邦裁判所裁判官は、最高元首へ宛てた自筆の書によりいつでも辞任することができる、しかし本条の以下の諸規定による以外は、解任されないものとする。
- (3) もし首相、もしくは首相と協議した連邦裁判所首席裁判官が、最高元首に対して、連邦裁判所裁判官が、(3A)に定められた倫理コードのいずれかの規定に背馳したとの理由で、あるいは心神の衰弱もしくはそのほかの原因により公務を適切に執行できないことを理由により職務を適切に果たしえないとの理由で、解任されるべきであると提議する場合、最高元首は、(4)にもとづく裁決機関<tribunal>を任命し、これにその提議を付託するものとする。元首は、同機関の勧告にもとづき同裁判官を解任することができる。
- (3A) 最高元首は、連邦裁判所首席裁判官、控訴裁判所長官および高等裁判所首席裁判官の勧告にもとづき、首相と協議した後、連邦裁判所の全裁判官が遵守すべき倫理コードを書面で規定することができる。
- (4) 上記の裁決機関は、連邦裁判所、控訴裁判所、もしくは高等裁判所の裁判官を過去・現在において任官したことのある5名を下回らない数の委員により構成される。あるいはもし最高元首が適切と考えれば、英連邦のいずれかの国で過去・現在において同等の職についていたか、いるものをもって構成される。またその主宰者は次の序列、すなわち連邦裁判所首席裁判官、控訴裁判所長官、そして高等裁判所首席裁判官の順で、またその他の委員については、委員への就任の順序（任命日が同一の場合年輩者が年少者の先となる）で決められる。
- (5) (3)による付託と勧告を待つ間、最高元首は首相の勧告にもとづき、またその他の裁判官の場合は連邦裁判所首席裁判官と協議した後で、連邦裁判所裁判官を停職させることができる。
- (6) 国会は、連邦裁判所裁判官の給与について法により規定する。この規定にもとづく給与は、統合基金から既定費として支出される。

- (6A) 本条の諸規定を条件として、国会は、連邦裁判所裁判官の給与以外の任官条件を法により規定することができる。
- (7) 連邦裁判所裁判官の給与その他の任官条件（年金権を含む）は、任命後当該人の不利になるよう変更されないものとする。
- (8) (1)にもかかわらず、連邦裁判所裁判官によるいかなる行動の妥当性も、当人が退任の年齢に達したとの理由によっては、疑問に付されないものとする。
- (9) 本条は、連邦裁判所裁判官に対すると同様、控訴裁判所の裁判官、および高等裁判所裁判官に適用される。ただし、最高元首は、(5)にもとづき、控訴裁判所の長官を除く裁判官、もしくは高等裁判所の首席裁判官を除く裁判官を停職させる前に、連邦裁判所首席裁判官に代わり同長官もしくは同首席裁判官と協議するものとする。
- (10) 控訴裁判所長官と高等裁判所首席裁判官は連邦裁判所首席裁判官に対して責任を負うものとする。

〔裁判官による権限の行使〕

第125A条 (1) 本憲法の何事にかかわらず、以下のように宣言される —

- (a) 連邦裁判所の首席裁判官と裁判官は、控訴裁判所の裁判官と高等裁判所の裁判官が有する権限のすべてを行使することができる。
- (aa) 控訴裁判所の長官と裁判官は、高等裁判所の裁判官が有するすべての権限を行使することができる。
- (b) マラヤ高等裁判所の裁判官は、サバ・サラワク高等裁判所の裁判官が有するすべての権限を行使ことができ、また逆にサバ・サラワク高等裁判所の裁判官もマラヤ高等裁判所の裁判官が有するすべての権限を行使することができる。
- (2) 本条の諸規定は、マレーシア・デー以降、本憲法の肝要な部分をなしている見なすべきものである。

〔侮辱を罰する権限〕

第126条 連邦裁判所、控訴裁判所もしくは高等裁判所は、自己の法廷に対する侮辱を罰する権限を持つ。

〔裁判官の行状に関する国会討議の制限〕

第127条 連邦裁判所、控訴裁判所もしくは高等裁判所の裁判官の行状は、国会のいずれの院においても議員総数の4分に1を下回らない数により公告される実質的動議にもとづかない場合は討議されず、またいずれの州の立法議会においても討議されない

ものとする。

〔連邦裁判所の司法権〕

- 第128条 (1) 連邦裁判所は、権限の行使を規定する法廷規則に従い、次の事項を決定する権限を持つ。なおかかる権限は他のいかなる裁判所にも認められない —
- (a) 国会、あるいは場合により州立法府が、自己に立法権のない事項に関する規定を定めることを理由に、同規定を盛り込む法律をつくることが無効であるかどうかを問う問題；および
- (b) 州と州の間、もしくは連邦と州との間の、その他のあらゆる問題に関する紛争。
- (2) 連邦裁判所は、自己の上訴管轄権を妨げることなく、他の裁判所で行なわれる訴訟手続きにおいて本憲法のいずれかの規定につき疑義が生ずる場合、かかる問題を裁決し、その裁決に従い処理させるべく他の裁判所へこの件を付託する権限を有する（かかる権限の行使を規定する法廷規則を条件として）。
- (3) 控訴裁判所や高等裁判所もしくはそれらの裁判官からの控訴を裁決する連邦裁判所の上訴管轄権は、連邦法律により規定することのできるものとする。

第129条 (廃止)

〔連邦裁判所の顧問司法権＜advisory jurisdiction＞〕

- 第130条 最高元首は、本憲法のいずれの規定の効力に関しても既に発生し、あるいは発生しそうに思われる問題を連邦裁判所にはかり、その意見を求めることができる。
- また連邦裁判所は付託されたかかる問題に関する見解を公開の法廷で述べるものとする。

第131条 (廃止)

〔連邦裁判所首席裁判官、控訴裁判所長官もしくは高等裁判所首席裁判官の執務不能に関する規定〕

- 第131A条 (1) 連邦裁判所首席裁判官、控訴裁判所長官、もしくは高等裁判所首席裁判官の職務にして、当職が空席の場合、もしくは担任者が職務遂行不能の場合に連邦裁判所の他の裁判官が職務を代行することに関して連邦法律が定める規定は、本憲法にもとづく担任者の職務に及ぶものとする。
- (2) 控訴裁判所長官、もしくは高等裁判所首席裁判官の職務にして、当職が空席の場合、もしくは担任者の職務遂行不能の場合に控訴裁判所もしくは高等裁

判所の他の裁判官が職務代行することに関して連邦法律が定める規定は、連邦裁判所裁判官としての職務以外の本憲法にもとづく担任者の職務に及ぶものとする。

第10部

公 務

〔公務〕

第132条 (1) 本憲法の諸目的のため、公務とは次のものとする —

- (a) 軍務；
- (b) 司法および法務；
- (c) 連邦の一般的公務
- (d) 警察
- (e) (廃止)
- (f) 第133条にいう共同公務
- (g) 各州の公務 — ；および
- (h) 教職<education service>。

(2) 本憲法により別に明白に規定する場合を除き、本条(1)の(g)以外の公務職への任命資格および服務条件は、連邦法律が、またかかる法律の諸規定を条件として最高元首が、これを規定することができる。また州公務職への任命資格および服務条件は、州法律が、またかかる法律の諸規定を条件として当該州の統治者あるいは知事が、これを規定することができる。

(2A) 本条(1)の(a)、(b)、(c)、(d)、(f)および(h)にいう諸公務職にあるものはいずれも、本憲法により明白に規定する場合を除き、最高元首の嘉みする間、その職を保持する。また州公務職にあるものはいずれも、当該州憲法により明白に規定する場合を除き、統治者あるいは知事の嘉みする間、その職を保持する。

(3) 公務とは次のものを含まないものとする —

- (a) 連邦あるいは州における行政職；あるいは
- (b) 国会の両院、あるいは州立法議会の議長、副議長あるいは議員の職；あるいは
- (c) 連邦裁判所、控訴裁判所、あるいは高等裁判所の裁判官の職；あるいは
- (d) 本憲法により設立されるいずれの委員会あるいは評議会の委員の職；あるいは
- (e) 最高元首が命令により定める外交使節の職にして、この命令がなければ連邦の一般公務職であるもの。

(4) 第136条および第147条を除き、本第10部において、公務職にあるものへの言及は次のものには適用されない —

- (a) (廃止)

- (b) 法務長官、あるいは州の法務顧問<legal adviser>。ただし後者については任免の規定が当該州の憲法に明瞭に含まれているか、あるいは、同人が当該州の司法・法務職あるいは公務職以外から任命される場合にかぎる；あるいは
- (c) 最高元首あるいは統治者あるいは知事の個人的スタッフ；あるいは
- (d) マラッカ州およびペナン州の場合に、州法律により以下の任命規定が定められている場合 —
 - (i) 宗務局局長；
 - () 宗務局事務長；
 - () ムフティ<Mufti>；
 - () カディ・ブサル<Kadi Besar>；あるいは
 - () カディ<Kadi>

〔共同公務〕

- 第133条 (1) 連邦および1州あるいは数州に、あるいは諸州の要請により2つあるいはそれ以上の州に共通する共同公務<Joint services>は、連邦法律によりこれを設けることができる。
- (2) いずれかの公務の職にあるものが —
- (a) 一部連邦目的のため、また一部州目的のため、あるいは
 - (b) 2つあるいはそれ以上の州の目的のために、
- 雇用されている場合、連邦および州あるいは関係諸州により、あるいは場合により関係諸州各々により、支払われるべき報酬の割合は、連邦法律を条件として、協定により、あるいは協定のない場合は同人に管轄の及ぶ委員会により、決められるものとする。

〔公務員の出向〕

- 第134条 (1) 連邦は、州、地方公共機関あるいは法定機関、もしくはマレーシア内外のいかなる機関からの要請に対しても、それら諸組織の業務のために公務員を出向させることができる。また州も、連邦もしくは他の州、地方公共機関あるいは法定機関、もしくはマレーシア内外のいかなる機関からの要請に対してもそれら諸組織の業務のために自己の公務員を出向させることができる。
- (2) 本条のもとに出向する公務員は、本人が本来所属している公務部門の1員の身分を保持する。しかし本人の給与は、本人が出向する連邦、州、機関もしくは組織により支払われるものとする。

〔解雇および降格に関する制限〕

第135条 (1) 第132条(1)の(b)～(h)に述べた公務職にあるものは、何人も、解雇あるいは降格を行なう機関がその時点で同等の地位の公務職員を任命する権限を有する局より下級である場合、解雇あるいは降格されないものとする。

ただし本項は、第132条(1)の(g)に述べた公務職員に適用される場合は、次のようないかなる法律にも適用されないことを条件とする；すなわちペナン州およびマラッカ州を除く州の立法府が、当該州の公務委員会の全権限および機能のうち、終身職または年金職への最初の任命を行なう権限以外のものを、当該州統治者の任命する委員会により行使させるよう規定するために定める法に適用されない。

また、本項にいう諸公務に属する公務員が、出向先の機関により、この第10部が適用される公務委員会により託された権限に従い、解雇され、もしくは地位を低められる場合には、本項は適用されない。またこの但書は、ムルデカ・デー以降、本項の肝要なる部分であると見なすべきものである。

(2) 上記の公務職にあるものは何人も申し立ての妥当な機会を与えられることなくしに、解雇あるいは降格されないものとする。

ただし、本項は次の事項には適用されない：

- (a) 当該人が刑事告発され有罪が証明された行為を理由に解雇もしくは降格される場合；もしくは
- (b) 解雇もしくは降格を行なう権限を有する機関が、書面で記録される何らかの理由により、当該人の場合本項の規定を遂行することに合理的現実性がないと認める場合；もしくは
- (c) 最高元首が、あるいは州公務員の場合は当該州の統治者が、連邦もしくはその一部分の保全のため、本項の規定を遂行することが適切ではない、と認める場合；もしくは、
- (d) 当該公務員に対して拘留、監視、居住制限、追放もしくは流刑などの命令が下された場合、もしくは連邦あるいはその一部分の安全保障、犯罪阻止、予防拘禁、居住制限、追放、移民、もしくは婦女子保護などに関わる法にもとづき、何らかの形の制限もしくは拘束その他による監視が科された場合：さらにまた、本条の目的のため、特定公務員の業務が、当面施行されている何らかの法にもとづき、もしくは本憲法第132条の(2)にもとづき最高元首が下す規則により、公共の利益のために停止される場合、かかる業務の停止は、それが同人の不正行為もしくは怠慢と関係するしないにかかわらず、もしくはかかる業務停止の結果がある種の懲罰であるないにかかわらず、解雇を正当化しないものとする。またこの但書は、ムルデカ・デーに遡り、本条の肝

要なる部分であると思なすべきものである。

- (3) 第132条(1)の(c)、(f)あるいは(g)に述べた公務職にあるものは、同人が法により与えられた司法上の機能を遂行する際に行ない、あるいは怠ったことに対し司法・法務委員会の同意なしには、解雇あるいは降格あるいはその他の懲罰的措施を被らないものとする。

(訳者注、1994年版に付せられた注によると、本条(1)中にいう(h)は、Act A193により(g)へ変更されたとある。だが(h)はもともとAct A193により本条へ新規に追加されたものであるから、この注は、(g)と(h)を取り違えたものかもしれない。)

〔連邦雇用者の公平な扱い〕

第136条 連邦の公務職において同格にあるものは、人種をとわず、雇用の諸条件に従い、公平に扱われるものとする。

〔軍評議会〕

第137条 (1) 軍評議会<Armed Forces Council>を置く。同評議会は最高元首の権威のもとに軍の指揮、軍紀および管理等、また作戦以外での軍の使用に関する諸事項に対して責任をもつものとする。

- (2) 本条の(1)は、連邦法律の諸規定を条件として、発効する。またかかる法はいずれも、軍評議会に対し、軍に関するいかなる機能をも帰属せしめるよう規定することができる。

- (3) 軍評議会は次の委員からなるものとする；すなわち —

- (a) 防衛に対する責任を担う閣僚。これを議長とする；
- (b) 統治者等を代表し、統治者会議により任命されるもの1名；
- (c) 最高元首により任命される参謀総長；
- (d) 文官1名。防衛次官の職務を遂行するもので、軍評議会の書記とする；
- (e) 最高元首が任命する2名の連邦陸軍上級参謀；
- (f) 最高元首が任命する1名の連邦海軍上級参謀；
- (g) 最高元首が任命する1名の連邦空軍上級参謀；
- (h) その他武官・文官を問わず最高元首が任命する2名の追加委員。

- (4) 軍評議会は委員に空席があっても機能し、本憲法および連邦法律を条件として次の諸事項のすべて、あるいはいずれかについて定めることができる；

—

- (a) 作業の構成、機能遂行の方法および記録・議事録の作成；
- (b) 評議会の特定議員の義務・責任。これは評議会のいずれかの議員に対す

- る権限あるいは義務の委任を含む；
- (c) 議員以外の人々に対する意見の打診；
 - (d) 業務（定足数決定を含む）、議員の中からの副議長の任命、および副議長の機能等の処理に当り評議会が従うべき手続き；
 - (e) 評議会が自己の機能をよりよく遂行するために、規定することが必要あるいは便宜的と考えるようなその他の諸事項。

〔司法・法務委員会〕

- 第138条 (1) 司法・法務委員会<Judicial and Legal Service Commission>を置く。その管轄は司法・法務職にあるすべてのものに及ぶものとする。
- (2) 司法・法務委員会は、以下により構成される —
- (a) 公務委員会委員長、同人は当該委員会の委員長を努める；
 - (b) 法務長官、もしくは法務長官が国会議員であるか、あるいは司法・法務委員会委員以外から任命されている場合は、法務次長；および
 - (c) 最高元首が連邦裁判所首席裁判官と協議の後、連邦裁判所、控訴裁判所あるいは高等裁判所の裁判官であるもの、もしくはマレーシア・デー以前において最高裁判所の裁判官であったもの、もしくはそれらの資格を有するものの中から任命する1名、もしくはそれ以上のもの。
- (3) 公務委員会の書記は司法・法務委員会の書記にもなるものとする。

〔公務委員会〕

- 第139条 (1) 公務委員会<Public Service Commission>を置く。その管轄は第144条に従い、第132条(1)の(c)および(f)にのべた公務職にあるもののうち会計監査長官を除くすべてのもの、マラッカ州とペナン州の公務職にあるもの、および本条の(2)に定めたかぎり、その他の州の公務職にあるもの等に及ぶものとする。
- (1A) 公務委員会の管轄権は以下に及ぶものとする —
- (a) 連邦の一般公務員のうち、サバ州もしくはサラワク州の連邦部局に雇用されているもの；
 - (b) サバ州もしくはサラワク州の一般公務員のうち、連邦の一般公務へ出向しているもの；および
 - (c) サバ州もしくはサラワク州の一般公務員のうち、連邦のポスト、もしくは当該州の連邦ポストとなっているその他のポストで働くもの、もしくは連邦の一般公務員になろうと選択するもの。
- (2) マラッカ州およびペナン以外の州の立法府は、法律により公務委員会の管

轄を当該の公務職にあるすべてあるいはいずれのものにも及ぼすことができる。しかしかかる法は通過日から12カ月以前には発効しないものとする。またかかる法が施行されていないような州において、いずれの時点においても、もし州公務委員会が設置されずその機能を遂行しない場合には、公務委員会の管轄が、連邦法律によりもしその旨規定されれば、当該州の公務職にあるものすべてに及ぶものとする。

- (3) 本条の(2)に従い、いずれかの州の立法府により行なわれる公務委員会の管轄権の拡大は、当該州の立法府が通過する法により廃止・修正されうるものとする。
- (4) 公務委員会は、最高元首が自己の裁量によるも、首相の助言を考慮し、かつ統治者会議と協議した上で任命する次の委員からなる。すなわち、委員長、副委員長およびその他の4名を下回らない数の委員とする；しかしその他の委員の数は、最高元首が命令により他に規定するまでは、30名を越えないものとする。
- (5) 委員長あるいは副委員長のいずれかは、最初に任命された日にいたる5年間のいずれかの時点あるいは現在において、公務職のいずれかに就いているものの中から任命されるものとする。また両者ともこれらの中から任命することも可能である。
- (6) 委員長あるいは副委員長に任命された公務職のいずれかにあるものは、本第10部が適用される委員会の委員以外の連邦の公職にはこれ以上任命される資格がないものとする。

〔警察委員会〕

- 第140条 (1) 警察委員会<Police Force Commission>を置く。その管轄権は警察の全職員に及ぶものとする。また同委員会は現行法律の諸規定を条件として、警察の全職員に対する任命、承認、終身あるいは年金職制への位置づけ、昇格、転任、および懲罰権の行使などに責任をもつものとする。ただし、国会は法律により、警察力の全体もしくはそのいずれの隊員に対しても、懲戒処分の実施を、そのやり方、遂行当局を含めて規定することができる。またその場合、もし遂行当局が警察委員会以外であれば、その当局が行使する懲戒措置は委員会によっては行使されないものとする；かかる法は、第10部の規定との整合性欠如の理由をもってしては無効にされないものとする。
- (2) 連邦法律は警察委員会による他の機能の行使を規定することができる。
 - (3) 警察委員会は次の委員により構成される；すなわち —
 - (a) 警察に対する責任を担う閣僚。これを委員長とする；

- (b) 警察隊の一般指揮を担う警察職員；
 - (c) 警察に対する責任を当面担う閣僚の下にある省で次官職の職務を遂行するもの；
 - (d) 最高元首が任命する公務委員会の一員；
 - (e) 最高元首の任命するその他の2名を下らず6名を越えない数の委員。
- (4) 最高元首は警察長官<Inspector-General of Police>、同副長官<Deputy Inspector of Police>およびこれらと同等あるいはそれ以上の地位にあると元首が考える警察におけるその他いずれの地位をも、特別職と指定することができる。このような特別職への任命は、本条の(1)に従って行なわれるのではなく、最高元首が警察委員会の勧告にもとづき行なうものとする。
- (5) 最高元首は、(4)に従い警察委員会の勧告にもとづき行動する前に、首相の助言を考慮するものとし、また同勧告の再考をうながすため、同委員会にこの勧告をいったんさし戻すことができる。
- (6) 警察委員会は次の事項のすべて、あるいはいずれかを規定することができる。
- (a) 業務の構成、機能遂行の方法、および記録・議事録の作成；
 - (b) 委員会の特定委員の義務・責任。これは、同委員会あるいは警察あるいは警察事務官会議、あるいは同委員会委員や警察隊員からなる委員会のいずれかの委員に対する権限あるいは義務の委任を含む；
 - (c) 委員以外の人々との協議；
 - (d) 業務（定足数決定を含む）、委員の中からの副委員長の任命、および副委員長の機能等を処理するに当たり委員会が従うべき手続き；
 - (e) 委員会が自己の機能をよりよく遂行するために、規定することが必要あるいは便宜的と考えるようなその他の諸事項。
- (7) 本条において「転任」とは警察内における地位の変化を伴わない転任を含まない。

第141条 （廃止）

〔教職委員会〕

- 第141A条 (1) 教職委員会<Education Service Commission>を置く。当委員会の管轄権は、第144条を条件として、第132条(1)の(h)にいう教職者のすべてに及ぶものとする。
- (2) 教職委員会は、最高元首が自己裁量によりながら、首相の助言を考慮し、また統治者会議とも協議の後、任命する以下の委員で構成される、すなわち、

委員長、副委員長、および4名を下回らないその他の委員とする。ただしその他の委員の数は、元首が命令により他に規定するまで、8名を越えないものとする*。

* 下段注、現在12人、See P.U.(A) 150/50

- (3) いずれの公務委員会委員も委員長、副委員長に任命されたものは、第10部が適用される委員会の委員である以外の連邦のいかなる公務にも任命される資格を持たないものとする。

〔諸委員会に関する一般規定〕

第142条 (1) 第140条(3)の(a)を条件として、国会であれ、州立法議会であれ、その議員は、本第10部が適用される公務委員会の委員に任命されないことも、されることもあるものとする。

- (2) (3)を条件として、何人も、以下の場合本第10部が適用される委員会の委員には任命されず、また以下になった場合最高元首の命令で解任されるものとする：

- (a) いずれかの公務の一員；
(b) いずれかの地方公共機関、もしくは法人、非法人を問わずいずれかの団体<body>、もしくは公共目的のために法により設立されたいずれかの団体もしくは機関<authority>、の事務官もしくは雇用者；
(c) 労働組合もしくは労働組合につながる団体や組織の一員。

- (2A) 上記(2)における欠格規定に加え、本第10部が適用される諸公務委員会の委員長もしくは副委員長は、もし同職任命3カ月後、もしくはその後のどの時点においても、公共その他いずれを問わず何らかの組織あるいは機関の、もしくは商業、工業、あるいはその他の事業の、理事会あるいは経営重役会の一員となり、もしくは従業員あるいは雇用者となり、もしくはそれら事業体の諸事あるいはビジネスに従事する場合は、そこからいかなる給与、報酬、利益、利潤をも受ける受けないにかかわらず、その職を保持する資格を奪われるものとする：

ただし、それらの事業体は何らかの福祉、もしくはボランティア事業、もしくは社会やその一部に利益をもたらす目的、もしくは慈善その他社会的性質の事業もしくは目的、を遂行するものである場合、そしてそこからいかなる給与、報酬、利益、利潤をも受けない場合は、上記の資格剥奪は適用されないものとする。

- (3) 本条の(2)は職権委員には適用されない；また公務職のいずれかにあるもの

は上記いずれかの委員会の委員長あるいは副委員長に任命され、その職に
いることができる。またもし同人が退官前の休暇中である場合、いずれかの委員に
任命されうるものとする。

(3A) 上記の諸公務委員会の委員長が、いずれかの期間について、最高元首から
欠席許可を下賜されている場合、もしくは連邦を不在にし、あるいは病気その
他の理由により職務を遂行できない場合、同委員会の副委員長が、その期間に
つき委員長の職務を遂行する。またもし、副委員長も不在、もしくは職務遂行
不能の場合は、委員会の委員がその期間につき最高元首により委員長の職務を
遂行するよう任命されるものとする。

(4) いずれかの委員会が、いずれかの期間、最高元首により休暇を与えられて
いる場合、あるいは連邦に不在のため、あるいは病気あるいはその他の理由に
より、委員としての機能を行使しえない場合、—

(a) もし当該人が任命委員であれば、最高元首は、その期間中当該人の機能
を行使するため、資格のあるものを代わりに任命することができる。またか
かる任命は、前者の任命と同様の仕方で行なわれるものとする；

(b) もし当該人が職権委員であれば、連邦法律にもとづき、その機能を行使
することを認められたものはいずれも、その期間につき、当該委員会の委員
として、前者の機能を行使することができる。

(5) 第10部の適用される委員会は、委員に欠員があっても活動することができ
る。またかかる委員会の議事は、これに出席の資格なきものが参加したという
だけの理由で無効とはされないものとする。

(6) 職権委員以外の委員はいずれも、委員会の委員として、あるいは(4)にも
とづく代理委員として、職務をはたす前に、連邦裁判所、控訴裁判所もしくは
高等裁判所の裁判官の前で第6付則にあげた就任および忠誠宣言を行い、これ
に署名するものとする。

〔委員会委員の服務条件〕

第143条 (1) 第142条(2)にもとづき規定される場合を除き、第10部の適用される委員会
の、職権委員以外の委員は —

(a) 5年の任期をもって、あるいはもし最高元首が首相の助言を考慮したの
ち、自己の自由判断で特別な場合に決定を行えば、これより短い任期をもっ
て、任命されるものとする；

(b) 資格を喪失しなければ、時々再任されうる；および

(c) いかなる時も辞任することができる。しかし一方連邦裁判所の裁判官と
同様の理由・仕方によらない場合は罷免されないものとする。

- (2) 国会は委員会のいずれの委員の報酬をも法律により規定するものとする。
ただし他のいずれかの職の保持者としてその報酬を連邦法律により規定されている者は除外される。またかくのごとく規定された報酬は統合基金に規定されたものとする。
- (3) 第10部の適用される委員会の委員の報酬およびその他の就務条件は、任命後当該人の不利になるよう改められないものとする。

〔諸委員会の職務〕

- 第144条 (1) 現行法の諸規定および本憲法の諸規定を条件として、第10部の適用される委員会は、その管轄権の及ぶ諸公務職にあるものに対する任命、追認、終身あるいは年金職制への位置づけ、昇格、転任および懲罰権の行使等を義務とする。
- (2) 連邦法律は、かかる委員会のその他の職務の遂行について規定することができる。
- (3) 最高元首は局<a department>の長あるいは次長のしめる地位、あるいは同元首が同等と考える地位を有する公務員のしめる地位を特別職に指定することができる。このような特別職への任命は、(1)に従って行なわれるものでなく、最高元首が、当該職の属する公務に対し管轄権を有する委員会の勧告にもとづき行なうものとする。
- (4) 統治者あるいは知事は、自己の州の公務職において、局の長あるいは次長がしめる地位、あるいはこれと同等と考える地位を有する公務員のしめる地位を特別職と指定することができる。このような特別職への任命は(1)に従って行なわれるものではなく、統治者あるいは知事が公務委員会の勧告にもとづき（あるいはもし当該州公務委員会がある場合は、同委員会の勧告にもとづき）、行なうものとする。
- (5) 本条の(3)あるいは(4)に従い、そこに述べた委員会の勧告にもとづき —
- (a) 最高元首は首相の助言を考慮するものとする；また
- (b) 統治者あるいは知事は自己の州の州首相の助言を考慮するものとする。
また同勧告の再考をうながすため同委員会に、この勧告をいったんさし戻すことができる。
- (5A) 本条の(5B)に規定される場合を除き、連邦法律および、連邦法律の諸規定を条件として最高元首の作る条例<regulation>は、第135条(1)の諸規定にもかかわらず、第10部の適用される委員会の管轄が及ぶ公務にある公務員、あるいはかかる公務員の集まりによる、(1)にもとづく委員会のいずれの職務の遂行についても規定することができる。ただし次を条件とする：
- (a) かかる連邦法律あるいは条例は、かかる公務員あるいは公務員の集まり

が、終身あるいは年金職制への最初の任命を行なう権限、あるいは（代理任命への昇進以外の）昇進の権限、を行使することについて規定することはできない；また

(b) かかる公務員あるいは公務員の集まりによる懲罰権限の行使に不満を抱くくものは、かかる連邦法律あるいは条例に指定される期間内および方法で当該委員会に訴えることができ、かつ同委員会はこれに関してみずから正当と考えるような命令を下すことができる。

(5B) (i) 第135条(1)、第139条および第141A条の諸規定にもかかわらず、公務委員会、もしくは第139条および第141A条にもとづき設置される教職委員会の全権限と職務は、終身あるいは年金職制への最初の任命の権限を除き、最高元首の任命する会議<board>により行使することができる。

(ii) この会議による上記の権限および職務の行使に不満をいだくものは、最高元首の任命する控訴会議<Appeal Board>に控訴することができる。

(iii) 最高元首は条例により、本項にもとづく会議あるいは控訴会議の、委員の任命、および守るべき手続き等に関する諸事項について規定することができる。

(iv) 最高元首が、本項の(i)にふれた権限あるいは機能のいずれかを行使する目的で同号にもとづく会議を任命した場合、かかる権限あるいは機能は、同会議が行使するものであるかぎり、当該委員会により行使されることを停止するものとする。

(6) 第10部の適用される委員会は、その管轄の及ぶ公務職にあるもの、あるいは同委員会により任命される公務員の会議に対して、(1)にもとづく職務のいずれかをいかなる程度の公務に関しても委託することができる。またこの公務員あるいは会議は、同委員会の指揮・管理下にこれらの職務を果たすものとする。

(6A) 連邦の一般的公務にあり、かつ、軍またはそのいずれか、あるいは警察隊等に付随的な職に雇用されているものに関して、あるいはかかる公務に雇用されているものの等級に関しても、公務委員会の職務は、(5A)あるいは(6)にもとづき、軍あるいは場合により警察の公務員、あるいは公務員の集まりにより、かれらがあたかも連邦の一般公務員であるかのごとく、行使されうるものとする。

(7) 本条において、「転任」とは、政府部局内での地位の変化を伴わない転任を含まない。

(8) 第10部の適用される委員会は、本憲法および連邦法律の諸規定を条件として、自己の手続きを定め、かつ定足数を構成すべき委員の数を明記する規則を作ることができる。

〔法務長官〕

第145条 (1) 最高元首は、首相の助言にもとづき、連邦裁判所裁判官の資格を有するものを連邦の法務長官に任命するものとする。

(2) 法務長官は、最高元首あるいは閣議により自らに時々託される、法務諸事項に関し最高元首あるいは閣議あるいはいずれかの閣僚に助言し、かつ同様にして託されるその他の法務的性格を有する諸義務を遂行し、また本憲法あるいはその他いずれかの成文法により、あるいはもとづき、自己に与えられた機能をはたすことを、自己の義務とする。

(3) 法務長官は、イスラム法廷<Syariah Court>、原住民法廷<native court>あるいは軍事法廷における訴訟以外の場合、自己の自由裁量で、犯罪に対するいかなる訴訟をも、起こし、処理し、あるいは取り下げる権限をもつものとする。

(3A) 連邦法律は、法務長官に対して、(3)にもとづき同長官が起こす権限を有する訴訟が起こされる法廷あるいは裁判地、もしくはかかる訴訟が委託される法廷あるいは場所を定める権限を付与することができる。

(4) 法務長官は自己の義務を遂行するにあたり、連邦のいかなる法廷においても聴取の権限を有し、かつ同廷において何人よりも上位に立つものとする。

(5) 法務長官は(6)を条件として、最高元首の嘉みする間その職を保持するものとし、またいかなる時もその職を辞することができる。また、閣僚の一員でない場合は、最高元首の定める報酬を受けるものとする。

(6) 本条の施行される直前において、法務長官の職を保持するものは、この施行の直前において同人に適用されていたものより不利でない条件にもとづき継続してその職を保持するものとする。また連邦裁判所裁判官と同様の理由・仕方によらない場合は罷免されないものとする。

〔委員会の報告〕

第146条 (1) 第10部の適用される委員会の各々は、最高元首に対して、その活動に関する年間報告を行い、かつそのコピーは国会の両院に提出されるものとする。

(2) 公務委員会は、自己の管轄が州公務員にまで及ぶ場合、当該各州の統治者あるいは知事に対して、本条により作成されるすべての報告のコピーを送るものとし、かつ同統治者あるいは同知事はこれを州立法議会に提出するものとする。

第146A条 (廃止)

第146B条 (廃止)

第146C条 (廃止)

〔サバ州、サラワク州における出向公務員に対する警察委員会の管轄権〕

第146D条 第134条の(2)にもかかわらず、警察委員会の管轄は（懲罰権の執行に関する場合を除き）、サバ州もしくはサラワク州の公務員にして警察へ出向したものに及ぶものとする。また警察委員会の諸目的のため、かれらは（かれらに対する懲罰権の執行に関する場合を除き）警察の一員と見なすこととする。

(2) (廃止)

(3) (廃止)

〔年金権の保護〕

第147条 (1) いずれかの公務にあるもの、あるいはその未亡人、子供、扶養家族あるいは相続人に与えられるいずれかの年金、賜金あるいはその他手当の如きもの（本条においては授与金<award>と呼ぶ）に適用される法律は、関連日<relevant day>において施行されている法律、あるいは授与金の与えられるものにとってそれ以上不利でないその後の法律、とする。

(2) 本条の諸目的のため、関連日とは次の日とする —

(a) ムルデカ・デー以前に与えられた授与金に関しては、その授与金の与えられた当日；

(b) ムルデカ・デー以前に公務のいずれかにあったものに対し、ムルデカ・デー以前に与えられた授与金に関しては、1957年8月30日；

(c) ムルデカ・デー当日あるいはそれ以後はじめて公務のいずれかの職員となったものに対し与えられる授与金に関しては、当該人がはじめてかかる職員となった日。

(3) 授与金に適用される法が、それを与えられるものの自由選択に依拠する場合、本条の諸目的のため、同人が選択する法は、その他の法より、同人にとってより有利であると見なすものとする。

〔第10部の解釈〕

第148条 (1) 本憲法において、第10部の適用される委員会に対する言及は、他に説明を要しない場合、第138条から第141A条までの諸条にもとづき設立された諸委員会のいずれかへの言及である。

(2) この第10部において、「職権委員」とは、閣僚および連邦裁判所もしくは

高等裁判所の裁判官を含む。また「州公務委員会」とは、いずれの州についても、州公務員に関し機能をはたし、かつ地位・管轄において公務委員会に相当する委員会を意味する。

第11部

破壊活動、組織暴力、および大衆に有害な行動 と犯罪に対処する特別権限と非常事態権限

〔破壊活動、公共秩序に有害な行動などに対処する立法〕

- 第149条 (1) 連邦の内外を問わず、相当数の人々<substantial body of persons>により下記の行為が起こされ、あるいは起こされる危険があることを、もし国会の法が具陳する場合は、かかる行為の停止あるいは阻止を目的としたその法律の規定は、本憲法の第5条、第9条、第10条あるいは第13条のいずれの規定とも一致しないとはいえ、あるいはまた本条から遊離し、国会の立法権を外れるとしても、いずれも有効である：－
- (a) 人あるいは財産に対して組織暴力を起こしたり、あるいは相当数の市民<substantial number of citizen>に、かかる暴力の恐怖をいだかせること；あるいは
 - (b) 最高元首あるいは連邦内のいずれかの政府に対する不満を扇動する<to excite disaffection>こと；あるいは
 - (c) 種族間あるいは階級間に、暴力を招来しそうな悪意および敵意の感情をそそのかすこと；あるいは
 - (d) 法律以外の手段で法律により確立されたものを変更しようとすること；あるいは
 - (e) 大衆への物資もしくは業務の供与の維持もしくは円滑化に有害なもの、もしくは連邦におけるいかなる社会階級あるいはそのどの部分にとっても有害なもの；もしくは
 - (f) 連邦もしくはそのどの部分の公共秩序、もしくは安全保障にとっても有害なもの。
- なおかかる法の法案、あるいはそれに対する改正案に対して、第79条は適用されないものとする。
- (2) 本条の(1)に述べたような内容をもつ法律は、事前に廃止される場合を除き、両院がこの法律を無効にする決議を採択すれば、効力を失う。ただしこの法律によってすでに為されたこと、あるいは本条のもとに新しい法律を作ろうとす

る国会の権限は、そこなわれない。

〔非常事態の布告〕

- 第150条 (1) 最高元首が、連邦もしくはそのいずれかの地域における安全保障、経済生活、もしくは公共秩序が脅かされるという深刻な事態の発生を認めれば、非常事態布告を出し、その旨の宣言を行なうことができる。
- (2) 上記(1)にもとづく非常事態布告は、もし最高元首が、かかる事態の発生が切迫していると認める場合、連邦もしくはそのいずれかの地域における安全保障、経済生活、あるいは公共秩序を脅かす事態が現実が発生する前に、出すことができる。
- (2A) 本条により、最高元首に付与される権限は、(1)にもとづき自らが既に発令した布告もしくは各種の布告のあるなしにかかわらず、またそれらが実施されているいないにかかわらず、各種の理由、各種の状況における各種の布告を出す権限を含むものとする。
- (2B) 最高元首は、国会の両院が同時会期中である場合を除き、非常事態布告の発令中に、自ら緊急に行動を起こさざるを得ないある種の状況が存在することを認める場合には、その状況が必要とするような勅令を発布することができる。
- (2C) 上記(2B)にもとづき発布される勅令は、国会法と同等の強制力と効力を持ち、かつ(3)により解除、無効とされるまで、もしくは(7)により失効するまで、国会法であるのと同様の強制力と効力とをもち続けるものとする。また(2B)にもとづき勅令を発布する最高元首の権限は、国会が法律を作ることのできるいかなる事項に関しても、国会であれば必要とされる立法上もしくはその他の手続き、もしくは必要とされる得票数などに関係なく、行使されうるものとする。
- (3) 非常事態布告および(2B)により発布されるいずれの勅令も、国会の両院に上程されるものとする。かかる布告もしくは勅令は、事前に解除されない場合、国会の両院が決議により無効することにより効力を停止するものとする。しかしこれらの布告、勅令によりなされたこと、最高元首の(1)にもとづく布告発令の権限、もしくは(2B)にもとづく勅令発布の権限は、妨げられないものとする。
- (4) 非常事態宣言の施行中においては、本憲法のいずれの規定にもかかわらず、連邦の行政権は、州の立法権限内のいずれの事項にも及び、また州政府またはその公務員またはそのいずれの局への命令下達にも及ぶ。
- (5) 本条(6A)を条件として、非常事態布告の施行中においては、本憲法あるいはサラワク州憲法のいかなる規定にもかかわらず、国会は、もし非常事態の故に法律が必要とされそうな場合は、何事についても法律を作ることができる。

また第79条はかかる法のための法案あるいはかかる法案に対する改正案については適用されない。さらに次に述べるような本憲法のいずれかの規定あるいはいずれの成文法も同様に、このような法案には適用されない：すなわち、法の通過に何らかの同意あるいはそれに関する協議を必要とするようなもの、あるいは議会通過後あるいは最高元首に同意を得るため提出された後、法の実施を制限するようなもの。

(6) 本条(6A)を条件として、本条のもとに発布されたいかなる勅令のいかなる規定も、本憲法あるいはサラワク州憲法のいずれかの規定と矛盾するとの理由で、無効とされるものではない。また非常事態布告の発効中に通過し、かつ国会が非常事態の故に必要であると見なすことを宣言するいかなる国会法のいかなる規定も同様に無効とはされない。

(6A) 上記(5)は、イスラム教やマレー人の慣習のいかなる事項、もしくはサバ州あるいはサラワク州における原住民の法や慣習のいかなる事項に関しても、国会の権限を拡大するものではない。また(6)は、かかる事項や宗教、市民権、言語に関する本憲法の諸規定と一致しない規定を無効にするものではない。

(7) 非常事態布告が効力を失う日から6カ月を経れば、同布告に従って発布されたいかなる勅令、また本条なしには作られなかったという限りにおいて同布告の施行中に作られたいかなる法も、効力を失うものとする。ただし同期間満了前において為されたこと、あるいは為されるべくして為されなかったことについては例外とする。

(8) 本憲法のいずれの規定にもかかわらず、

(a) 上記(1)および(2B)に言う最高元首の認識は最終的かつ決定的なものとし、いかなる理由によりいかなる法廷においても争われ、疑問に付されることのないものとする。

(b) いかなる法廷も、以下の事項の妥当性に関しては、いかなる形態、いかなる理由にもとづく申請、疑義、訴訟であれ、聴聞し裁決する権限を有さない。

(i) 上記(1)にもとづく布告、もしくは(1)に言う趣旨に添うかかる布告においてなされる宣言；

(ii) かかる布告の継続運用；

(iii) (2B)により発布される勅令；もしくは

(iv) かかる勅令の継続施行。

(9) 本条の目的のため、国会の両院は、それぞれの院の議員がそれぞれに集まり、国会業務を遂行していれば、会期中にある、と見なされるものとする。

〔予防拘禁に関する制限〕

第151条 (1) この第11部に従い発布された法律もしくは勅令が予防拘禁を規定する場合

- (a) 当該法律、もしくは当該勅令にもとづき命令を発して何人かを拘禁する当局は、できるかぎり速やかに、当該人に対して拘禁理由、および(3)を条件として、拘禁命令の根拠となる申し立て、を通知するものとする。また当局は、当該人に対してできるだけ速やかに同命令に抗弁する機会を与えるものとする。
- (b) いかなる市民も、上記(a)にもとづき行なった抗弁が、下記(2)にいう顧問会議<advisory board>により検討され、かつその後3カ月以内に、もしくは最高元首が認めるこれを上回る期間以内に、同元首に対してそれに関する勧告がなされるのでなければ、かかる法もしくは勅令のもとに継続拘禁されないものとする。
- (2) 本条の目的ために設置される諮問会議は、最高元首が任命する委員長とその他2名の委員から構成される。なお委員長は、現在・将来において連邦裁判所、控訴裁判所、もしくは高等裁判所の裁判官であり、もしくはその資格があるもの、もしくはマレーシア・デー以前において最高裁判所裁判官であるもの、とする。
- (3) 本条は、公表すれば国益に反すると思われるような事実の公表を当局に対して要求しない。

第12部

一般則および雑則

〔国語〕

第152条 (1) 国語はマレー語とし、その綴り字は国会で定める。ただし —

- (a) 何人も、その他の言語の（公用目的以外の）使用、教授、学習を禁止されない；また
- (b) 本項は連邦内のマレー人以外の種族の言語の使用・研究を維持しようとする連邦政府あるいは州政府の権利を妨げるものではない。
- (2) 本条(1)の諸規定にもかかわらず、ムルデカ・デー以降の10年間、およびその後国会がこれについて規定するまでの間は、国会の上下両院、およびすべての州議会等において、またその他すべての公用目的に英語を使用することができる。
- (3) 本条(1)の諸規定にもかかわらず、ムルデカ・デー以降の10年間およびその

後国会がこれについて他に規定するまでの間 —

(a) 上下両院に上程されるすべての法案および修正法案；また —

(b) すべての国会法および連邦政府の発布するすべての補助的諸立法等は英語によるものとする。

(4) 本条(1)の諸規定にもかかわらず、ムルデカ・デー以降の10年間およびその後国会がこれについて他に規定するまでの間、連邦裁判所、控訴裁判所、あるいは高等裁判所のすべての手続きは英語によるものとする。

ただし法廷および双方の弁護士が同意すれば、証人の供述証言が英語に翻訳されかつ記録される必要はない。

(5) 本条(1)の諸規定にもかかわらず、国会が、これについて他に規定するまでの間、下級裁判所のすべての手続きは証言取り調べを除き、英語によるものとする。

(6) 本条において「公用目的」とは連邦あるいは州のいずれの政府の目的をも意味し、また公共当局の目的も含むものである。

〔マレー人およびサバ州、サラワク州の原住民のための公務員、諸許可等の割当の留保〕

第153条 (1) 最高元首は、本条の諸規定に従い、マレー人およびサバ州とサラワク州の原住民<Malays and natives of any of the States of Sabah and Sarawak>の特別な地位<special position>、およびその他の種族の正当な利益等<legitimate interests>を守るとを、自己の責任とする。

(2) 最高元首は、本憲法中のいずれにもかかわらず、第40条および本条の諸規定を条件として、本憲法および連邦法律にもとづく自己の職務を、以下の諸事項を行なうために必要な方法で、遂行するものとする；マレー人およびサバ州とサラワク州の原住民の特別な地位を守ること；公務員（州公務員は除く）の職、また連邦政府が与える奨学金、学校給費、その他教育上あるいは訓練上の特権、あるいは特別の施設など、また連邦法律により何らかの取引または事業の運営に許可あるいはライセンスが必要な場合は、同法および本条の諸規定を条件として、かかる許可あるいはライセンスなどにつき、最高元首自らが、合理的と見なす割合を、マレー人およびサバ州とサラワク州の原住民のために留保することを保障すること。

(3) 本条の(2)に従って、公務員の職、奨学金、学校給費およびその他の教育上あるいは訓練上の特権、あるいは特別の施設などをマレー人およびサバ州とサラワク州の原住民にも留保することを保障するため、最高元首は、本憲法の第10部が適用されるいずれの委員会、あるいは以上のような奨学金、学校給費、

またはその他の教育上あるいは訓練上の特権、または特別の施設などの交付を取り扱ういずれの当局に対しても、当該目的に必要とされるような一般指示を与えることができる。かくして同委員会あるいは当局はこの指示に正しく従うものとする。

- (4) 最高元首は本条の(1)~(3)に従い、本憲法および連邦法律にもとづく自己の職務を遂行するに際し、何人からも、そのものが保持する公務職、あるいは同人が享受している奨学金、学校給費あるいはその他の教育上あるいは訓練上の特権、あるいは特別の施設等の継続を奪いさることはないものとする。
- (5) 本条は第136条の諸規定を損なうものではない。
- (6) 現行連邦法律により、何らかの取引または事業の運営に許可あるいはライセンスが必要とされる場合、最高元首は自らが合理的と見なすかかる許可あるいはライセンスの割合をマレー人およびサバ州とサラワク州の原住民に留保するために、必要とされる方法で当該法律にもとづくその職務を遂行することができ、あるいは同様に必要とされる一般指示を、かかる許可もしくはライセンスの交付を当該法律にもとづき取り扱う当局に対して、与えることができる。かくして当局はこの指示に正しく従うものとする。
- (7) 本条におけるいかなる規定も、何人かに帰属し、または享受あるいは保持されている権利、特権、許可あるいはライセンスを剥奪し、あるいは剥奪を正当化するよう作用するものではない。あるいはまたかかる許可もしくはライセンスの更新拒否を正当化したり、あるいは何人かの相続人、後継人、もしくは譲受人に対する許可もしくはライセンスの更新あるいは交付が、事の通常の成り行きからして、適切と思われるにもかかわらず、その交付拒否を正当化したりするよう作用するものではない。
- (8) 本憲法中のいずれにもかかわらず、いずれかの連邦法律によるいずれかの許可、もしくはライセンスがいずれかの取引または事業の運営に必要とされる場合、同連邦法律はかかる許可もしくはライセンスの一定の割合をマレー人およびサバ州とサラワク州の原住民のために留保するよう規定することができる。しかしかかる法律は、このような留保を目的とする場合 —
 - (a) 何人かにすでに帰属し、あるいは享受され、あるいは保持されている権利、特権、許可またはライセンスをも剥奪したり、またその剥奪を正当化したりはしないものとする；あるいは
 - (b) 何人に対してもかかる許可またはライセンスの更新や交付が法の他の規定に従い、事の通常の成り行きからして合理的と思われるにもかかわらず、その許可やライセンスの更新を拒否したり、当該人の相続人、後継者または譲受人に対して許可やライセンスの交付を拒否することを認めない。あるいは

は何人かが自己の企業と共にその企業を運営するための譲渡可能なライセンスを譲渡することを、妨げないものとする；あるいは

- (c) 過去になんらの許可またはライセンスも必要としなかったような取引または事業を誠実に＜bona fide＞運営していたものに対し、法律の実施後同じ取引または事業の運営のための許可またはライセンスの交付を拒否することは、認められない。あるいはその後においてかかるものに対するかかる許可またはライセンスの更新を拒否したり、あるいはかかるものの相続人、後継人、あるいは譲受人に対する許可またはライセンスの更新または交付がその法の規定に従い、事の通常の成り行きからして合理的と思われるにもかかわらず、これらの交付を拒否することは、認められない。

- (8A) マレーシア教育証書＜Malaysian Certificate of Education＞あるいはそれに相当するもの以上の教育を授ける大学、専門学校およびその他の教育機関において、これらの学校の運営に責任を有する当局の提供する学生の定員数が、これに資格を有する入学希望者数より少ない場合、最高元首が本条によりマレー人およびサバ州、サラワク州の原住民のため、自ら合理的と考える入学者数の割合を留保すべく必要とされる指示を、当局に与えることは、本憲法のいずれにもかかわらず、合法とする。かくして当局はこの指示に正しく従うものとする。

- (9) 本条のいかなる規定も、マレー人およびサバ州、サラワク州の原住民に対する留保目的のためだけに、事業あるいは取引を制限する権限を、国会に対して与えるものではない。

- (9A) 本条において、サバ州、サラワク州に関する「原住民」という表現は、第161A条に述べる意味をもつものとする。

- (10) 統治者を有するいずれの州の州憲法も、本条の諸規定に相当する（必要な修正を加え）規定を作ることができる。

〔連邦の首都〕

第154条 (1) 国会が別に定めるまで、クアラルンプル自治市＜Municipality of Kuala Lumpur＞は連邦の首都とする。

- (2) 第6部のいずれにもかかわらず、国会は連邦の首都の境界に関する法を作る独占的な権限を有する。

- (3) (廃止)

〔英連邦諸国間の相互性〕

第155条 (1) 英連邦のいずれか他の地域で実施されている法律が、本連邦の市民に何ら

かの権利または特権を与える場合、国会が英連邦の当該地域の市民にして本連邦の市民でないものに対して、同等の権利または特権を与えることは、本憲法のいずれにもかかわらず、合法である。

(2) 本条の(1)において英連邦のある地域の市民とは、連合王国あるいは英連邦内のその他の地域については、連合王国と諸植民地の市民と解されるものとする。この場合のその他の地域とは連合王国以外の英連邦国家の政府により統治される英連邦国家もしくは地域を含まないものとする。

(3) 本条は英連邦国家に対すると同様、アイルランド共和国にも適用される。

〔連邦・州不動産に関する地方税に代わる寄付〕

第156条 連邦、州あるいは公共当局により、あるいはそれらに代わり、土地、建物あるいは不動産が公共目的のために使用される場合、これら連邦、州あるいは公共当局はこれに関する地方税の支払いを免れ、代わり税務当局との間で合意に達するような寄付を行なうものとする。またこの合意が得られない場合は、第87条にもとづき設立される土地裁判所の委員長、およびこの双方がそれぞれ1名ずつ任命する2名の委員からなる裁判所が決定する寄付を行なうものとする。

〔州間機能委譲〕

第157条 州法のいずれの規定をも条件として、2つの州の間で、一方の州の当局が他方の州の当局に代わって、何らかの機能を遂行するための、取り決めを作ることができる。またかかる取り決めは、これにかかわるいかなる費用に関する支払行為をも規定することができる。

第158条 (廃止)

〔憲法の改正〕

第159条 (1) 本条の下記の諸規定および第161E条を条件として、本憲法の諸規定は連邦法律により改正することができる。

(2) (廃止)

(3) 本憲法に対する改正法案(本項の諸規定から除外される改正以外のもの)および第10条(4)にもとづき可決した法律に対する改正法案は、もしいずれの院の第2、第3読会においても総議員数の3分の2を下回らない票により支持されるのであれば、可決しないものとする。

(4) 次の諸改正は(3)の諸規定から除外される。すなわち

(a) 第2付則の第3部あるいは第6あるいは第7付則に対する改正；

- (b) 本憲法における第74条および第76条以外の規定により、国会に与えられた立法権の行使に付随し、あるいはその結果として生ずるあらゆる改正；
- (bb) 第161A条を条件として、いずれかの州の連邦への編入、またはかかる州の連邦諸州との併合のため、またはこれに関係して作られる改正、あるいはかように編入、または併合された州に対する本憲法の適用に関して作られた修正；
- (c) 本項(a)にもとづき作られた改正の結果生ずるあらゆる改正。
- (5) 第10条(4)、あるいはそれにもとづき議決したあらゆる法律、第3部の諸規定、第38条、第63条(4)、第70条、第71条(1)、第72条(4)、第152条、あるいは第153条あるいは本項などに対する改正する法律は、統治者会議の合意なしには可決されないものとする。
- (6) 本条において、「改正」とは、追加および廃止を含む。また本条および第2条の(a)において、「州」とは、いかなる領域をも含む。

〔マレーシア法の過渡的規定の運用〕

第159A条 マレーシア法<Malaysia Act>の第4部の諸規定（マレーシア法の運用に関して一時的および過渡的規定を含む）は、本憲法に体现されたものの如く、効力をもち、また本憲法のいかなる規定にもかかわらず、同法によって改正される通りの効力をもつ。また本憲法の諸規定およびとくに第4条(1)、第159条および第161E条もこれに関連して効力をもつものとする。

〔解釈〕

- 第160条 (1) 1948年解釈および一般条項勅令<Interpretation and General Clauses Ordinance, 1948>は、ムルデカ・デー直前において実施されていたと同様、本憲法の解釈についても、その第11付則に特記してある限りにおいて適用される。これは同勅令の意味におけるいかなる成文法の解釈にも適用されるのと同様である。しかし高等弁務官<High Commissioner>への言及は最高元首への言及をもってかえられるものとする。
- (2) 本憲法においては、別に説明を必要とする場合を除き、下記の諸表現は、ここにそれぞれ指定した意味をもつものとする。すなわち —
- 原住民<Aborigine> マレー半島の原住民を意味する。
 - 国会の法<Act of Parliament> 国会により作られた法律を意味する。
 - 法務長官<Attorney General> 連邦の法務長官を意味する。
 - 借入れ<Borrow> 次の方法による金銭の調達を含む；年金下付によるもの、諸税、地代、使用料、料金あるいはその他いずれかの支払いの期日

前支払いを求める取り決めによるもの、あるいは何らかの協定にもとづき政府が享受してきた何らかの利潤をその協定自身により払い戻さねばならないような、協定を結ぶことによるもの。また借款<loan>も同様に解するものとする。

臨時欠員 下院議会または立法議会において、解散以外によって生ずる欠員を意味する。

州首相<Chief Minister and Mentri Besar> 呼称のいかんにかかわらず、州政府行政会議の長を意味する。

市民 連邦の市民を意味する。

王室費<Civil List> 最高元首、その配偶者、統治者あるいは知事等の公費による維持について定めた規定を意味する。

英連邦国 最高元首が英連邦国であると認めた国を意味する。また英連邦の部分<part of the Commonwealth>とは、いずれかの英連邦国政府が統治するいずれかの英連邦国、いずれかの植民地、またはいずれかの保護国、またはその他いずれかの地域を意味する。

連邦・州政府共同管轄事項表<Concurrent List> 第9付則に定めた第3表を意味する。

債務 元金を年賦の方法で返済する義務に関する債務および何らかの保証にもとづく債務とを含む。また債務諸費用も同様に解するものとする。

選挙人 下院議会あるいは州立法議会の選挙に投票する資格を有するものを意味する。

州議会の法<Enactment> 第8付則で使われる場合、州立法議会が作る法を意味する。

行政会議<Executive Council> 連邦政府の内閣に相当する、州政府の内閣またはその他の組織（ことにサラワクの最高会議<Supreme Council>を含む）を意味する。なおそのメンバーは閣僚であるなしを問わない。

現行法 ムルデカ・デー直前より連邦あるいはそのいずれかの部分で施行されているいかなる法律をも意味する。

連邦法<Federal Law> 次を意味する —

(a) 国会が立法権を有する事項に関する現行法で、第13部のもとに継続施行される法律。

(b) 国会のあらゆる法<Act of Parliament>。

連邦管轄事項表<Federal list> 第9付則に定めた第1表を意味する。

連邦の目的 連邦・州共同管轄事項表に列挙した諸事項、および国会が第76条以外により立法権を有するその他の諸事項に関連する連邦の諸目的

を含む。

外国<Foreign country> 英連邦のいかなる部分、あるいはアイルランド共和国をも含まない。

知事 (廃止)

法律 成文法、および連邦またはそのいかなる部分においても施行されている慣習法、および連邦またはそのいかなる部分においても法の効力を有する習慣、あるいは慣例等を含む。

立法議会<Legislative Assembly> 呼称のいかににかかわらず、州立法府における代議士の議会<representative assembly>を意味する（またとくにサラワクの州議会<Council Negeri>を含む）。しかし第8付則における場合を除き、呼称のいかににかかわらず立法評議会をも含む。

立法評議会<Legislative Council> (廃止)

立法府<Legislature> 州に関係する場合は、その州の憲法にもとづき州の法律をつくる権限を有する当局を意味する。

地方不動産税<Local rates> (廃止)

マレー人<Malay> イスラム教を信仰し、習慣上マレー語を話し、マレーの慣習を守り、かつ以下であるものを意味する。

- (a) 連邦あるいはシンガポールにおいて、ムルデカ・デー以前に出生し、あるいは両親のいずれかが連邦またはシンガポールで出生しており、あるいはムルデカ・デーにおいて連邦またはシンガポールに居住している；あるいは
- (b) 以上のものの子孫である。

行政府の構成員 連邦に関しては大臣、副大臣、政務次官あるいは政治次官の職を有するもの、また州に関しては州において上記に相当する職、すなわち州行政会議の構成員（職権議員以外）としての職を有するものを意味する。

ムルデカ・デー<Merdeka Day> 1957年8月31日を意味する。

有給の職<Office of Profit> すべての常勤の公務員職を意味し、また以下のものを含む —

- (a) 連邦裁判所、控訴裁判所、あるいは高等裁判所の裁判官の職；および
- (b) 会計監査長官の職；および
- (c) 選挙委員会委員、第10部の適用をうける委員会の（職権委員以外の）委員、あるいは州憲法により設立された同等の委員会の（職権以外の）委員などの職；および

(d) その他第132条の(3)には特記されないが、国会の法により、公職と宣言されうるような、あらゆる職。

年金権 退職手当の権利および備蓄基金の権利を含む。

公共当局 最高元首、州統治者、州知事、連邦政府、州政府、地方当局、連邦法律、または州法律により付与された権限を行使する決定機関、連邦裁判所、控訴裁判所、もしくは高等裁判所以外の裁判所、あるいはこれらの人物、裁判所当局等のいずれかにより任命され、またはこれらに代わって行動する公務員または局などを意味する。

報酬<Remuneration> 給料、手当、年金権、無料または補助のある住宅、無料または補助のある交通手段、およびその他金銭に換算可能な特権を含む。

規則委員会 (廃止)

統治者<Ruler> —

(a) ヌグリ・スンビラン州にあっては自己自身のために行動する州元首<Yang di-Pertuan Besar>、および同州憲法にもとづく部族の首長<Ruling Chiefs>等を意味する。

(b) いかなる州においても、第181条(2)および第3付則、第5付則における場合を除き、当該州の憲法に従い統治者の機能を遂行するものを含む。

州 連邦の州を意味する。

州法律 次を意味する —

(a) 州の立法府が立法権を有する事項に関係するあらゆる現行法律にして、第13部にもとづき継続実行されているもの；および

(b) 州立法府が作る法律。

州管轄事項表<State List> 第9付則に定めた第2表を意味する。

州の目的 いずれの州にあっては連邦・州共同管轄事項表に列挙した事項または州立法府が立法権を有する諸事項に関連する州の諸目的を含む。

税 輸入税あるいは関税を含むが、地方目的のために徴収される地代あるいはほどこされた公益事業に対する料金は含まれない。

連邦<The Federation> 1957年マラヤ連邦協定<The Federation of Malaya Agreement, 1957>により設立された連邦を意味する。

成文法 本憲法およびいずれの州の州憲法をも含む。

州知事<Yang di-Pertua Negeri> 統治者を持たない州の元首<Head of State>を意味する。

(3) 別に説明を要する場合を除き、本憲法において特定の部、条または付則、

あるいは特定の章、項、節または号等への言及は、本憲法の部、条または付則、あるいはその言及のなされる章、項、節、または号等への言及である。また一群の条、節への言及は、その群の最初と最後のものをともに含むものとして解釈する。

- (4) 何人かが本憲法のもとに誓言を行ない、かつこれに署名することを要求される場合、もし希望すれば代わりに確言＜affirmation＞を行ない、かつこれに署名することをもってこの要求に応ずることが許される。*

（訳者注。 役職への就任、当選議員の就任などに伴い行なわれる就任式では、誓言または確言を行なうことになる。その際読み上げられる文章（第6付則）は「……は厳粛に……を誓う（もしくは確言する）」となっている。人により誓＜swear＞っていいし、確言＜affirm＞してもいいことになっている。）

- (5) 本憲法において、連邦およびその諸州への言及、また連邦の諸領域またはそのいずれかの一州への言及、および連邦の職をもつ公務員あるいは連邦における、または連邦のためのなんらかの当局もしくは団体に対する言及などは、次のように解するものとする。
- (a) 1948年マラヤ連邦協定の施行後にしてムルデカ・デー以前においてはつねに、当協定の下に設立された連邦およびこれを構成する諸州および海峡植民地への、また同連邦諸領域あるいはこれを構成する諸州および海峡植民地のいずれかの地域への言及として、また、連邦にもとづく職をもつ公務員あるいは連邦における、または連邦のための、何らかの当局もしくは団体に対する言及として解する；
- (b) 同協定施行前に関しては（文脈が許すかぎり）、諸国、諸地域、諸公職、諸当局のうち適切なものへの言及とし、その解釈は、これを同協定第135条(2)により規定が作られた諸言及に求めるものとする。
- (6) 本憲法においては、いずれの時期に対する言及も、文脈の許すかぎり、ムルデカ・デー以前に始まる時期への言及を含むものとして解釈する。
- (7) 本憲法において、1948年マラヤ連邦協定への言及は、別に説明が必要な場合を除き、ムルデカ・デー直前において施行されていた同協定への言及として解釈する。

第12A部

サバ州、サラワク州への追加的保護

〔サバ州、サラワク州における英語および土着語の使用〕

- 第161条 (1) 国会の法にして、第152条の(2)から(5)の諸項に述べられる諸目的のため、英語の使用を停止し、または制限しようとする法は、本条の(2)に述べる場合における英語の使用にかぎりマレーシア・デー以降10年間は施行されないものとする。
- (2) 本条の(1)は次の場合に適用される —
- (a) サバ州とサラワク州の出身議員の両院における英語の使用；および
 - (b) サバ州とサラワク州の高等裁判所あるいはサバ州もしくはサラワク州の下級裁判所における手続きに関する英語の使用、あるいは連邦裁判所における(4)で述べるような手続きに関する英語の使用；および
 - (c) サバ州もしくはサラワク州の立法議会での、あるいはその他公の目的（連邦政府の公の目的を含む）のための英語の使用。
- (3) 本条の(1)を損なうことなしに、同項に述べられた国会の法は、その法あるいはそれに関係する規定がサバ州とサラワク州の立法府の法令によって承認されるまで、サバ・サラワク高等裁判所の手続き、あるいは連邦裁判所における(4)で述べるような手続きについての英語の使用に関しては、これを施行しない。またかかる法は、同法あるいはそれに関係する規定がサバ州とサラワク州の立法府の法令によって承認されるまで、(2)の(b)あるいは(c)に述べられた他の場合におけるサバ州とサラワク州での英語の使用に関して、施行されないものとする。
- (4) 本条および(2)と(3)でふれた連邦裁判所もしくは控訴裁判所の諸手続きとはサバ・サラワク高等裁判所またはそのいずれかの裁判官による上訴に関する手続き、およびサバ・サラワク高等裁判所またはサバ州とサラワク州の下級裁判所において手続き上発生する問題の決着に関する第128条(2)にもとづく手続き、などのことである。
- (5) 第152条の規定にもかかわらず、サバ州とサラワク州においては、当該州で日常使用される土着言語<a native language in current use>が、原住民法廷において、あるいは原住民法典および慣習典について、使用されうるものとする。またサラワクの場合は、その立法府の法<enactments>により別に規定されるまで、立法府あるいはその委員会において議員は日常使用される土着言語を使用できる。

〔サバ州、サラワク州原住民の特別な地位〕

第161A条(1) (廃止)

(2) (廃止)

(3) (廃止)

(4) サバ州とサラワク州は、その州憲法に第153条に相当する規定（必要な修正を含む）を作ることができる。

(5) 第89条はサバ州とサラワク州には適用されない。また第8条は、サバ州とサラワク州法における、原住民用の土地保留、あるいは譲渡、あるいは州による土地譲渡に関する特惠待遇の提供などの規定を無効や、禁止にはしないものとする。

(6) 本条において原住民<natives>とは次を意味する —

(a) サラワクに関しては、市民であり、かつ(7)で同州に土着するものとして定義された種族のいずれかに属するか、あるいはこれら種族間からのみに由来する混血<mixed blood>のもの；および

(b) サバについては、市民であり、サバに土着する種族の子あるいは孫であり、かつ出生時において（マレーシア・デーの前後にかかわらず）サバに生まれたかあるいはサバに居住する父のもとに生まれたかしたもの。

(7) 本条(6)において「原住民」を定義する目的のため、サラワクに土着するものとしてあつかわれるものは次の通り —

Bukitans, Bisayahs, Dusuns, Sea Dayaks, Land Dayaks, Kadayans, Kalabits, Kayans, Kenyahs (Sabups, Sipengsを含む), Kajangs (Sekapans, Kejamans, Lahanans, Punans, TanjongsおよびKanowitsを含む), Lugats, Lisums, Malays, Melanos, Muruts, Penans, Sians, Tagals, TabunsおよびUkits.

〔非居住者に対するサバ・サラワク諸法廷での司法権行使の制限〕

第161B条 (1) 国会の法により、またはそれにもとづき、定められたいずれかの規定が、サバ州とサラワク州の裁判所において法を司る権利を、従来これを有しなかったものに与えるべく、居住資格事項を除去あるいは変更する場合、この規定は当該州の立法府の法により採用されるまで、施行されない。

(2) 連邦裁判所もしくは控訴裁判所がサバ州とサラワク州で開かれ、サバ・サラワク高等裁判所、またはその一裁判官からの上告に関する訴訟を審理する場合、あるいはサバ・サラワク高等裁判所またはサバ・サラワクの下級裁判所において訴訟中に発生した問題の決着に関する第128条の(2)にもとづく訴訟をあつかう場合に、本条は同連邦裁判所もしくは控訴裁判所において何人かが法を司る

権利に対して適用される。

第161C条 (廃止)

第161D条 (廃止)

〔サバ州、サラワク州の地位に対する保護規定〕

第161E条 (1) マレーシア法の通過以降、本憲法に対し、サバ州とサラワク州の連邦への編入に関連して作られる改正はいずれも、第159条(4)の(bb)により同条(3)から除外されないものとする。また本憲法のサバ州とサラワク州への適用に関して作られるいずれの修正も、もしその修正が本憲法にもとづく当該州の地位をマラヤ諸州の地位に等しくするようなものでない場合は、除外されないものとする。

(2) 本憲法に対する改正は、もしその改正が下記のいずれかの事項に関連して、本憲法の運用に影響を与えるようなものであるかぎり、サバ州、サラワク州のいずれかの州の知事の同意なしにはこれを行なわない —

(a) マレーシア・デー以前に出生したものが有する、州編入の理由による市民権取得の権利、および（憲法により他に規定が作られ、マレーシア・デーにおいて実施される場合を除き）かれら自身および他人、すなわち当該州あるいはマラヤ諸州に生まれ、あるいは居住するものの、市民権に関する平等な扱い；

(b) サバ・サラワク高等裁判所の構成および司法権および同裁裁判官の任命、罷免、停職等；

(c) 立法権が（国会になく）州立法院にあるような事項、またこれらの事項における州の行政権、および、（これらに関する限りの）連邦と州との財政取決め；

(d) 州の宗教、州あるいは国会におけるいずれかの言語の使用、および州原住民の特別待遇；

(e) 1970年8月以前の召集国会において下記の数を下回らない下院議員の枠を当該州に配分すること。すなわちマレーシア・デーにおいて連邦構成州たる他の州に配分された合計議員数に比例して、同日に当該州に配分された割当数を下回らないもの。

(3) サバ州とサラワク州に配分された下院議員数に関し憲法の運用に影響を与えるような憲法の改正は、(1)の目的のために当該州の地位をマラヤ諸州のそれと同等のものとするか、あるいは同一視するものとしては扱われないものとする。

(4) サバ州もしくはサラワク州への訪問および居住またこれらに関連する事項等につき、連邦法律により、当該州の政府へ与えられるいずれの権利および機能に関しても（同法律がマレーシア・デー以前に制定された与否にかかわらず）、同法律が逆の規定を定めないかぎり、(2)が適用される。この場合同法律はあたかも憲法に体现され、またこれらの権利・機能は(2)の(a)から(e)の諸号でふれた諸事項に含まれているものとして扱われる。

(5) 本条において「改正」とは追加および廃止を含む。

第161F条 （廃止）

第161G条 （廃止）

第161H条 （廃止）

第13部

暫定的・過渡的諸規定

〔現行法律〕

- 第162条 (1) 本条の次の規定および第163条を条件として、現行法律は、本憲法下に廃止権を有する当局により廃止されるまで、ムルデカ・デー当日およびそれ以降においても施行される。なお同法律については、本条下に修正を行なうことが可能であり、また連邦法律または州法律による改正にも従うものとする。
- (2) いずれかの州法律が、州立法府の定めた現行法律を改正、あるいは廃止する場合、その改正や廃止は、同現行法律が国会や州立法府が立法権を有する事項に関しては、第160条で定義された通りの連邦法律であるという理由だけで、第75条の規定により無効とされることはない。
- (3) いずれの現行法においても、1948年マラヤ連邦協定によって設立された連邦およびその領域、および連邦にかかわる職を有する公務員あるいは連邦においてまたは連邦のために設立された何らかの当局等への言及（同協定の第135節によって解される諸言及を含む）は、ムルデカ・デー当日あるいはそれ以降のいずれの時期についても、連邦（すなわち1957年マラヤ連邦協定にもとづき設立された連邦）およびその領域、および上記に相当する公務員あるいは当局などへの言及として解するものとする。また最高元首は、本項の目的のため、いずれの公務員、当局が、現行法律において言及されるいずれの公務員、当局等に相当するかを命令により宣言することができる。
- (4) （廃止）
- (5) 本条の(4)にもとづくいずれの命令も、これに関係する事項につき立法権を有する当局により改正あるいは廃止されうるものとする。
- (6) 本条あるいはそれ以外にもとづき、ムルデカ・デー当日あるいはそれ以降において修正されなかった現行法律の規定を適用する裁判所はいずれも、本憲法の諸規定との一致をはかるに必要な修正を加味したうえでこれを適用することができる。
- (7) 本条において「修正」とは改正、改作、廃止を含む。

第163条 （廃止）

第164条 （廃止）

第165条 （廃止）

〔財産の相続〕

第166条 (1) (廃止)

(2) (廃止)

(3) マラッカ州あるいはペナン州に付与された土地にして、ムルデカ・デー以前において連邦政府、あるいはイギリス政府あるいはいずれかの公共当局により、本憲法の諸規定に従い連邦目的となる諸目的のために占有、または使用された土地は、いずれも当日あるいはそれ以降、それが連邦目的に必要とされるかぎり連邦政府あるいは場合により上記公共当局により占有、使用、管理および運営されるものとする。また —

(a) 連邦政府の同意なしには、連邦以外の目的のために処分あるいは使用されないものとする、また

(b) 州政府の同意なしには、ムルデカ・デー以前にそれが使用されていた目的とは異なった連邦目的のためには使用されないものとする。

(4) (廃止)

(5) (廃止)

(6) (廃止)

(7) (廃止)

(8) ムルデカ・デー直前においてマラッカ州政府あるいはペナン州政府に関しイギリス女王に返還すべきものとなっていた財産はいずれも、その当日においてマラッカ州あるいは場合によりペナン州に返還すべきものとする。

〔権利・負債および義務〕

第167条 (1) (廃止)

(2) (廃止)

(3) (廃止)

(4) (廃止)

(5) (廃止)

(6) 法務長官は、連邦と州の間以外のいずれかの訴訟に関係するものから申請があった場合、いずれかの権利、負債あるいは義務が、本条により、連邦あるいはその証明書に名を明記した州の権利、負債あるいは義務であるかどうかを証明しなければならない。このような証明書はいずれも、かかる訴訟の目的のためには、最終的なものであり、すべての裁判所を拘束する。しかし、連邦といずれかの州の相互間における権利・義務をそこなう作用はしないものとする。

(7) 連邦は、1869年5月6日にイギリス女王とシャム国王との間で結ばれたクダ一州に関する条約の第2条にもとづき、ムルデカ・デー以前に行われたと同様

の年賦金の支払いを行うものとする。

第168条 (廃止)

〔ムルデカ・デー以前に結ばれた国際条約等〕

第169条 第76条(1)の諸目的のため —

- (a) イギリス女王あるいはその前任者あるいはイギリス政府が、連邦あるいはそのいずれかの部分に代わって、いずれかの国との間でムルデカ・デー以前に結んだ条約、協定等はいずれも、連邦とその当該国との間の条約・協定とみなされる。
- (b) 国際機関が下し、かつイギリス政府が連邦あるいはそのいずれかの部分に代わってムルデカ・デー以前に受け入れた決定はいずれも、連邦がその一員である国際機関の決定とみなされる。
- (c) サバ州とサラワク州に関して、(a)と(b)の両号は、ムルデカ・デーをマレーシア・デーに変え、かつ連邦あるいはそのいずれかの部分への言及をこれらサバ州とサラワク州あるいはそのいずれかの州に含まれる地域への言及に代えて、適用される。

第170条 (廃止)

第171条 (廃止)

第172条 (廃止)

第173条 (廃止)

第174条 (廃止)

〔初代会計監査長官〕

第175条 ムルデカ・デー直前において会計監査局長 <Director of Audit>たる職を有していたものは、その当時適用されていたものを下回らない条件で当日以降会計監査長官 <Auditor General>の職を保つものとする。

〔転任〕

第176条 (1) 本憲法の諸規定および現行法を条件として、ムルデカ・デー直前において連邦の諸事に関連して服務していたものはすべて、その当時適用されていたも

の下回らない条件で、ムルデカ・デーにおいて同様の権能を持ち、かつ同様の機能を遂行しつづけるものとする。

(2) 本条は高等弁務官あるいは主席長官<Chief Secretary>には適用されない。

〔就任宣言の廃止あるいは延期〕

第177条 ムルデカ・デー直前において公務についていたことからしてこの第13部の諸規定にもとづき、連邦における同等の職を保持するものは、国会が他に定めるまで、本来その職の保持者に必要とされる誓言を行うことなく、その機能を遂行することができる。

〔ムルデカ・デー以後の報酬〕

第178条 国会が他に定めるまで、首相およびその他の閣僚の職を有するものに支払われる報酬は、ムルデカ・デー直前において連邦の主席大臣<Chief Minister>およびその他の閣僚に支払われていたものと様とする。

〔共同公務に関する分担〕

第179条 第133条(2)に述べたいずれかの雇用に対して連邦あるいは州が支払う報酬の割合に関係する協定にして、ムルデカ・デー直前に実施されていたものは、新たな協定あるいは連邦法律によりとって代えられるまで、継続実行されるものとする。

〔年金等の保持〕

第180条 (1) 1948年マラヤ連邦協定の第10付則は、ムルデカ・デー当日およびそれ以降も継続実施される。しかし同協定における高等弁務官への言及は最高元首への言及として解するとの修正を加えるものとする。

(2) 同付則は、本憲法の目的のため、これを連邦法律とみなす。また第147条の諸規定に従い、これを改正および廃止することができる。

(3) 第147条は、本条(2)にもとづき定められた法律に適用される場合、同条における授与金についての言及が補償を含むものとして効力をもつものとする。

第14部
統治者宗主権等の除外規定

〔統治者宗主権等の除外規定〕

- 第181条 (1) 本憲法の諸規定を条件として、統治者の宗主権、大権、権限および司法権、およびヌグリ・スンビラン州の諸部族の首長等がそれぞれの統括地域において享受していた特権、権限および司法権等は影響をうけないものとする。
- (2) 個人的権能において行動する州統治者に対しては、第15部にもとづき設立される特別法廷における場合を除きいかなる法廷においても、いかなる訴訟も起こされないものとする。

第15部
最高元首および統治者に対する訴訟

〔特別裁判所〕

- 第182条 (1) 特別裁判所<Special Court>として知られる法廷を置く。この法廷は、委員長となるべき連邦裁判所首席裁判官の他、高等裁判所の首席裁判官、また統治者会議が任命する連邦裁判所もしくは高等裁判所の裁判官経験者2名からなるものとする。
- (2) 自らの個人的資格にもとづく最高元首もしくは州統治者による、もしくはに対する訴訟は、すべて上記(1)により設立される特別裁判所に提起されるものとする。
- (3) 特別裁判所は、最高元首もしくは州統治者が連邦内で犯した全ての犯罪、および訴訟原因の発生地の如何にかかわらず、最高元首もしくは州統治者による、もしくはに対するすべての民事事件を裁く排他的司法権を有するものとする。
- (4) 特別裁判所は、本憲法もしくはいずれかの連邦法律により、下級裁判所、高等裁判所および連邦裁判所に付与されたと同等の司法権と権限を有するものとする。
- (5) 国会が、民事もしくは刑事事件の訴訟手続き（裁判官私室における訴訟の聴取を含む）、および民事もしくは刑事訴訟における証拠 < evidence and proof >を規制する法律に関して、法律によりこれに反する特別な規定を定めるまで、下級裁判所、高等裁判所および連邦裁判所の訴訟に適用される慣行と訴訟手続きとが特別裁判所の訴訟にも適用されるものとする。
- (6) 特別裁判所の訴訟は、委員の多数の意見に従い裁決されるものとし、その裁決は、最終的かつ決定的であり、またいかなる理由によっても他の法廷で争わ

れ、疑問に付されることのないものとする。

- (7) 最高元首は、成文法に、もしくはいずれかの職務の遂行上にある何らかの困難もしくは異常の除去、権限の行使、義務の遂行、もしくは本条により必要となる何らかの成文法にもとづく行為の遂行などにつき、規定することが必要もしくは適切であると思われる規則を連邦裁判所首席裁判官の助言にもとづき、定めることができる。

〔法務長官の個人的同意のない最高元首、州統治者への訴訟の禁止〕

第183条 法務長官が個人的に同意した場合を除き、最高元首もしくは州統治者に対しては、かれらが個人の資格で行ない、もしくは行なわなかったことに関して民事、刑事を問わずいかなる訴訟も起こされないものとする。

付則（スケジュール）

第1付則 国籍取得のための登録もしくは帰化申請者の誓言 《全 訳》

「私 の は、連邦以外のいかなる国または州＜country or state＞に対するすべての忠節心を絶対かつ完全に放棄する＜renounce and abjure＞ことをここに宣誓する。また最高元首陛下に対して忠実であり、真の忠誠心をもち、また連邦の真の忠節かつ忠実なる市民となることを宣言します」

第2付則 （訳者注。表題名なし） 《表題のみ訳出》

第1部 マレーシア・デー以前の出生者の法律運用による市民権

第2部 マレーシア・デー当日もしくは以後の出生者の法律運用による市民権

第3部 市民権に関する補足的規定

閣 僚

（訳者注。市民権剥奪に関する連邦閣僚の権能について。第1節－第5節）

閣僚の職務

（訳者注。市民権交付に伴う連邦閣僚の権能について。第6節－第15節）

犯 罪

（訳者注。市民権取得にかかわる犯罪について。第16節）

解 釈

（訳者注。憲法第3部(市民権)の条文に関する解釈。第17節－第22節）

第3付則 最高元首および副元首の選出 《全 訳》

第1部 最高元首の選出

1. (1) 統治者は以下の場合を除き、最高元首に選出される資格を有する —
 - (a) 未成年者であること；もしくは
 - (b) 御璽官＜Keeper of the Rulers' Seal＞に対して、選出されることを希望しない旨通知した場合；もしくは
 - (c) 統治者会議が秘密投票で、当該人につき心身の虚弱、もしくはその他の理由により最高元首の職務を行使するのにふさわしくないと決議した場合。
- (2) 本節にもとづく決議は、会議の少なくとも5名のメンバーがこれに賛成の投票を

しない場合、可決しないものとする。

2. 統治者会議は、第4節に述べられる選出リストの首位にあり、したがって選出される資格ある州の統治者に対して最高元首の職をオファーする。もし当該者がこれを受けない場合は、リストの第2位の統治者へ、という方式で受け入れる統治者が現れるまで作業を続ける。
3. 統治者が、第2節に従い最高元首の職を受け入れた場合、統治者会議は、本人が選出されたものとして宣言し、また御璽官は、国会の両院に対して書状で、選出の結果を通知する。
4. (1) 選出リストは、 —
 - (a) 第1回選出の場合、州元首が相互に認め合う序列に従い各州統治者を並べたものとする。
 - (b) それ以後の選出については、下記の(2)に従い、(3)による再構成になるまで変更されるものとする。またそれ以降の選出については、(4)に従い、再構成され変更されたリストとする。
- (2) 第1回選出の際のリストは、以下に従い変更される：
 - (a) 各回の選出後、選出された統治者の州より上位にあった州は、リストの最後へ（最初のリストにあった順位に従い）移行され、また選出された統治者の州は除外される。
 - (b) リストにある州の統治者に変更がある場合、その州は、リストの最後へ移行される（もし同日に、1州以上の州の統治者に変更があれば、それらの州もその時の順位に従い、新リストの最後へ移行される）。
- (3) 上記(2)により変更されたリストにどの州も残らない場合、またはリストにある州の統治者が選出の時点でいずれも選出資格がなく、あるいは選出を受け入れない場合は、選出リストは、すべての統治者の州を再び包含するよう再構成される。しかし再構成は次の方式をとる。すなわち各統治者が最高元首の職に就任した順序に従い、またこれに続き同職に就任したことの無いものがリストが再構成される前の序列でつづく。
- (4) 再構成されたリストによる選出がなされた後、そのリストは以下のように変更される：
 - (a) 統治者が選出された州の上位にあった州は、（最初のリストにあった順位に従い）リストの最後へ移行される；また
 - (b) 統治者が選出された州は、最後位へ移行される。

第2部 副元首の選出

5. 統治者は、以下の場合を除き、副元首に選出される資格を有する —

- (a) 最高元首に選出される資格のない場合；または
 - (b) 御璽宮に対して選出を望まない旨通知している場合。
6. 統治者会議は、最高元首の職が空席である場合、副元首を選出しない。
7. 統治者会議は、現任の最高元首が死亡した場合、その職をまず第一にオファーされる資格のある統治者に対して副元首の職をオファーする。

第3部 最高元首の罷免

8. 統治者会議による最高元首罷免の決議は、少なくとも委員の5名が賛成投票をしない場合は議決されない。

第4部 総則

9. (廃止)
10. 上記4.(3)の「統治者」という表現は、過去の統治者をも含む

第4付則 最高元首および副元首の就任誓言

第1部 最高元首の誓言（マレーシア語）

私 の子

マレーシア連邦最高元首は、ここに、

「神にかけて（Wallahi ; wabillahi ; watallahi）」の語を発して誓言する。

またこの誓いにより私は、厳粛かつ誠実に次の通り宣言する。私は、マレーシアを統治する自己の義務を、過去に発布され、また将来に時々発布される諸法と憲法とに従い、正しく忠実に遂行する。さらに私は、あらゆる時においてイスラム教を守り、国家の法の諸規則と秩序とを擁護することを宣言する。

第2部 副元首の誓言（マレーシア語）

私 の子 は、

マレーシア連邦副元首に選出されたことにより、

「神にかけて（Wallahi ; wabillahi ; watallahi）」の語を発して誓言する。

またこの誓いにより私は、厳粛かつ誠実に次の通り宣言する。私は、マレーシアの諸法と憲法とにより過去に制定され、また将来に時々制定される副元首としての義務を忠実に遂行する。

第3部 英語訳

第5付則 統治者会議 《全 訳》

1. 統治者会議<Conference of Rulers>は、本付則の以下の諸規定を条件として、統治者および統治者を持たない州の知事<Yang di-Pertua Negeri>からなるものとする。
2. 統治者会議のメンバーであるいずれの州の統治者、もしくはいずれの州の知事も、当該州の憲法が定めるあらゆる場合に、その憲法が定める人物により、その地位を取って代えられることができる。
3. 統治者会議は、統治者の璽<Rulers' Seal>を持つものとする。同璽は統治者会議が任命する者により、保管される。
4. 上記 3 にもとづき任命される者は、Penyimpan Mohor Besar Raja-Raja（御璽官<Keeper of the Rulers' Seal>）として知られ、統治者会議の幹事<Secretary>として行動し、会議の意に添いその職を保持する。
5. 統治者会議ではメンバーの多数を定足数とする、また本憲法の諸規定を条件として、会議はそれ自身の議事手続きを作成することができる。
6. 御璽官は、最高元首により、もしくは会議委員の3名を下らない数により要求がある場合、随時統治者会議を召集する。またかかる要求のない場合も最高元首が任期満了となる4週間前を割り込まない時期に、さらに最高元首もしくは副元首が空席になる場合は随時、統治者会議を召集する。
7. 統治者を持たない州の知事は、最高元首の選出・罷免もしくは副元首の選出に関する議事、もしくは州統治者の特権、地位、栄典および位階のみに関する、もしくは宗教行事、典礼、儀式に関する議事の目的のためには、統治者会議のメンバーではないものとする。
8. 統治者会議は、全会一致の意見が得られない場合、投票メンバーの多数により決定を行なう。ただしこれは第3付則の諸規定を条件とする。
9. 本憲法にもとづき必要とされる統治者会議の同意、任命もしくは助言は、統治者の璽のもとに公表されるものとする。またある種の任命が提案され、これに統治者会議のメンバーの多数が、御璽官に対して書状で当任命に賛成を表明する場合、御璽官は会議を召集することなしに会議の助言を公表する。

第6付則 誓言・証言の形式 《省 略》

1. 公務員の就任誓言
2. 国会議員の就任誓言
3. 秘守の誓言

第7付則 上院議員の選出と退任 《全 訳》

第1部 上院議員の選出

1. (1) (廃止)
- (2) 州により上院へ選出された議員に空席がある場合、最高元首は、当該州の統治者または知事に対して、上院議員の選出が必要である旨を通知する。統治者または知事は、立法議会に対して可能なかぎり速やかに上院議員を選出するよう要求する。
2. (1) 候補者名は、立法議会議員により指定提案されかつ支持されるものとする。提案者と支持者は、もし選出されれば上院議員として役職を果たす、とする当該候補の署名する声明書を提出する。
- (2) 立候補届がすべて受領されるや、会議主宰官<presiding officer>は候補者の名前をアルファベット順に公表し、名前をその順に従い投票にかける。
- (3) 州議会の出席議員は、補充すべき空席数の候補者に投票する。各候補者に投票する議員の名前は記録されるが、もし議員が本項の許容する者以外に投票を行なう場合、その投票は無効となる。
- (4) 会議主宰官は、最多票を獲得した候補者を当選者として宣言する。ただし2名もしくはそれ以上の候補者が同数の票を得、その候補者の数が補充すべき空席数よりも多い場合は、それら候補の選出は籤により決定されるものとする。
3. 上記2にもかかわらず、任期満了にともなう空席をその他の理由で生じた空席とともに同じ会議で補充する場合は、前者の空席をまず補充し、次にその他の空席を補充する。
4. 会議主宰官は、上院議会書記に対して自筆の書状で、本付則に従い上院議員として選出された者の氏名を認証する。
5. もし上院議員のいずれかが本付則の諸規定に従い正しく選出されたかどうかについて疑義が発生した場合、上院議会が決定を行ない、それをもって最終とする。しかし上記の1(2)にもとづく選出が速やかに行なわれなかった場合でも、上院議員の選出を無効とはしないものとする。

第2部 上院議員の退任

6. (廃止)
7. (廃止)
8. 任期満了以前に死亡、もしくは辞任した上院議員の代わりに選出もしくは任命された者の任期は、当該任期の残余の期間とする。

第8付則 州憲法に記載すべき諸規定 《条文表題のみ訳出》

第1部 最終規定

1. 〔助言にもとづき行動する統治者〕
- 1A. 〔統治者に対する訴訟〕
2. 〔行政会議〕
3. 〔州の立法府〕
4. 〔立法議会の構成〕
5. 〔議員の資格〕
6. 〔立法議会議員の欠格〕
7. 〔二重議員資格を禁止する規定〕
8. 〔欠格に関する決定〕
9. 〔立法議会の召集、停会および解散〕
10. 〔立法議会の議長〕
11. 〔立法権の行使〕

財政規定

12. 〔法律にもとづかない課税の禁止〕
13. 〔統合基金に既定される支出〕
14. 〔年度予算書〕
15. 〔既定費を除く歳出法案〕
16. 〔予算過不足にともなう補正予算〕
17. 〔統合基金からの引き落とし〕

州公務員の公平な待遇

18. 〔州公務員の公平な待遇〕

憲法改正

19. 〔憲法改正〕

マラッカ、ペナン、サバ、サラワク諸州の州知事に関する規定

- 19A. 州知事
- 19B. 州知事の資格と禁止規定
- 19C. 州知事の諸経費
- 19D. 州知事の就任誓言

第2部 第1部の諸規定と二者択一の暫定規定

- 20. 行政会議（第2節と二者択一）
- 21. 〔立法議会の構成（第4節と二者択一）〕

第3部 マラッカ、ペナンに関する第1部および第2部の修正

- 22. （訳者注。表題なし）
- 23. （訳者注。表題なし）

第9付則 立法管轄表（Legislative Lists） 《抄 訳》

第I表 連邦管轄事項表（Federal List）

- 1. 外交。
- 2. 防衛。
- 3. 国内治安。（訳者注。警察、刑務所、情報、国民登録を含む）
- 4. 民法、刑法、訴訟、司法行政。（訳者注。イスラム法廷を除く）
- 5. 連邦市民権および帰化。
- 6. 政治機構、州管轄事項表を加味する。（訳者注。州立法議会選挙を含む）
- 7. 財政。（訳者注。州、公共機関、民間企業等による借り入れを含む）
- 8. 貿易、商業、工業。
- 9. 海運、航行、漁業。
- 10. 通信、交通。
- 11. 連邦公共事業、電力。（訳者注。この第11項には、Act 26/1963により1963年9月16日以降水道、河川について次の改正がなされた。従来は「関係するすべての州の間の協定によって規制されていない州間の水道、河川、運河」が連邦の管轄とされていたが、今日では「完全に1州内にあるもの、または関係するすべての州の間の協定により規制されるものを除く、水道、河川、運河」が連邦管轄となっている。）
- 12. 測量、調査。（訳者注。人口センサス、気象などを含む）
- 13. 教育。（訳者注。図書館、博物館、史跡等を含む）
- 14. 医療、保健。（訳者注。麻薬、酒類を含む）
- 15. 労働、社会保障。（訳者注。Wakaf等の慈善・信託およびヒンドゥー基金 <Hindu endowments>を含む）
- 16. 原住民の福祉。
- 17. 特定される以外の専門職。
- 18. 州休日以外の休日、標準時。

19. 法人組織でない団体。
20. 農虫害の管制、保護、植物病の防止。
21. 新聞、出版、出版業者、印刷。
22. 検閲。
23. 劇場、映画館、映画フィルム、公共娯楽場。ただし州管轄事項表5(f)を条件とする。
24. (廃止) (訳者注。もと連邦の住宅建設、および改良信託機関)
25. 協同組合。
- 25A. 観光。
26. 防火。ただし共同管轄表の9Aを条件とする。
27. 連邦区に関係するすべての事項。州管轄事項表の2、3、4、5にある諸事項、およびサバ州、サラワク州事項への補足にある15、16、17の諸事項を含む。

第II表 州管轄事項表 (State List)

1. イスラム法、およびイスラム教を信ずる人々の私法および家族法。イスラム教の諸寄付金。マレー人の慣習、イスラム寺院その他その他イスラム関係建造物；イスラム法廷の諸規則。
2. 以下の土地関係事項。ただし連邦区を除く。
 - (a) 地主・小作関係、地券の登記、入植、土地改良、土壤保護、地代制限
 - (b) マレー人保留地、またはサバ、サラワク州の場合、原住民保留地
 - (c) 探鉱の許可およびライセンス
 - (d) 土地の強制収用
 - (e) 土地の譲渡、土地に関する抵当、貸借料
 - (f) 土地の復帰、地下発掘物
3. 農業、林業。ただし連邦区を除く。
4. 地方自治。ただし連邦区を除く。
5. その他地方的性格の事業。
6. 州公共事業および水道。
7. 州政府機構。ただし連邦管轄事項表を条件とする。
8. 州休日。
9. 州管轄事項表に含まれ、または州法律により扱われる諸事項に関する犯罪の設定。
10. 州目的のための調査、調査委員会・統計収集等を含む。
11. 州管轄事項表の諸事項に関する損害補償。
12. 亀および河川漁業。
- 12A. 図書館、博物館、古代遺跡、歴史的な遺跡および記録、考古学上の遺跡及び遺物、ただし、法律などによって連邦管轄とされたものを除く。

第IIA表 サバ州、サラワク州管轄事項の補足

13. 原住民法と慣習。
14. 州法律により設立される諸機関への法人格付与等。
15. 連邦以外の港湾。
16. 土地台帳の調査。
17. (廃止) (訳者注。もと図書館、博物館その他)
18. サバ鉄道。
19. (廃止)

第IIB表 (廃止)

第III表 共同管轄事項表 (Concurrent List)

1. 社会福祉、青年・婦女子の保護。
2. 奨学金。
3. 野生動物の保護、国立公園。
4. 動物飼育、動物虐待防止、獣医学、動物検疫。
5. 都市、田園計画 (連邦首都を除く)。
6. 放浪者、行商人。
7. 公衆衛生。
8. 排水、灌漑。
9. 鉱山跡・土壌侵食を被った土地の復興。
- 9A. 防火安全措置。
- 9B. 文化、スポーツ。
- 9C. 住宅、改良信託事業。

第IIIA表 サバ州、サラワク州向けの共同管轄事項の補足

10. 結婚、離婚その他に関する私法。
11. 食品その他の品質粗悪化。
12. 15トン以下の船舶の航行。
13. 水力および水力による電力の生産・配分・供給。
14. 農林調査、農虫害の管制。
15. 慈善、慈善基金など。
16. 劇場、映画館、公衆娯楽場。
17. 間接選挙制度実施期間中の州議会の選挙。
18. サバにおける1970年末までの医療・保健。

第ⅢB表 (廃止)

第10付則 州交付金および州に帰せられる歳入源 《全 訳》

第1部 人頭交付

1. (1) 1 財政年度につき各州に支払われる人頭交付は次の率によるものとする。

- (a) 最初の5万人まで、1人当たり60.00リンギット。
- (b) 次の50万人に、1人当たり 8.50リンギット。
- (c) 次の50万人に、1人当たり 9.00リンギット。
- (d) 残りに1人当たり 9.50リンギット。

また、連邦政府により決定され、かつ前回の人口センサス時点に計算された州の各年人口成長予測を基礎とするものとする。

ただし、前回の人口センサスが、当該財政年度の始まる1年前に行なわれている場合は、その特定年度の交付金はそのセンサスにより決められた人口をもとにする。

(訳者注。上記の内容は、Act A392[1976年1月1日施行]および Act A514[1981年5月15日施行]により、二度変更されている)

(2) (廃止)

第2部 州道交付

2. マラヤ諸州に対して財政年度毎に支払われる州道交付金は、以下を乗じて計算される。

- (a) 州が州道1マイルを維持するのに要する平均費用で、連邦政府が国家財政会議と協議した後、にきめる最低水準のもの。
- (b) 交付の対象となる州道のマイル数。

3. 上記2の目的のため、 —

- (a) 特定州の州道の長さは、前財政年度の12月31日現在の長さとし、また2(a)にいう平均費用とは、前財政年度に算定された当該州における平均費用とする。
- (b) 州道の維持とは、州道、道路に付随する諸設備、橋、高架橋、排水渠など、道路の一部をなし、または建設当初の原型にもしくはその後の改良に、可能なかぎり密接に接続するもの、などの保全、維持 修復を意味する。

4. 州道の長さは、州の公共事業局が上記2にいう最低水準、またはそれ以上の水準で現実に維持している場合、交付金の対象となる。また地方当局の管轄範囲内にある道の長さも、当該州の公共事業局が交付を受ける水準にあると証明し、かつ上記2にいう最低水準もしくはそれ以上の水準で維持している場合、交付金の対象となる。

5. 本付則の第2部において、州道とは連邦道以外の公道で、一般大衆が利用できる連邦道以外の道を意味する。
6. (1) サバ州、サラワク州に支払われるべき州道交付は、1964、1965の各年とも1マイル当たり4,500マラヤ・ドルの率とし、サバについては1,151マイル分、またサラワクについては連邦政府と州政府が合意する距離の分とする。
(2) その後の州道交付については、第2節から第5節までが以下の修正を加えた上で適用される。
 - (a) 上記 2(a) にいう最低水準とは、当該州の州道について決定される最低水準とする。
 - (b) 州の費用で地方当局が維持する道路の長さは、当該州の公共事業局が維持するものとして扱われる。

第3部 州に帰属する歳入源

1. トディー酒店からの収入。
2. 土地、鉱山、森林からの収入。
3. ライセンス収入、ただし機械動力車、電気設備、事業登記等に関するものを除く。
4. 娯楽税。
5. 連邦裁判所以外における法廷料金。
6. 州政府諸部局の行なう規定事業による諸受取。
7. 市役所、市議会、村役場、地方議会および同様の地方当局などの収入。ただし以下を除く —
 - (a) いずれかの市政令<Municipal Ordinance>により設立された自治体。
 - (b) 成文法により歳入を留保し、その歳出を管理する権限を有する市役所、市議会、村役場、地方議会および同様の地方当局。
8. 水道料金、用水使用料。
9. 州財産の賃貸料。
10. 州余剰金の利子。
11. 土地売却、州財産売却の受取。
12. 連邦裁判所以外の法廷における罰金、没収。
13. ザカット、フィトラー、バイトウルマル、その他のイスラム教収入等。
14. 地下発掘の所有者不明の財産。

第4部 サバ、サラワク州への特別交付

1. (1) サラワク州の場合、各年\$5,800,000。
(2) サラワク州の場合、1964年およびそれ以降の4年間にはそれぞれ\$3,500,000、

\$ 7,000,000、\$ 11,500,000、\$ 16,000,000、\$ 21,000,000。またその後の各年については憲法第112D条にもとづく見直しにより定める。

2. (1) サバ州の場合、サバ州からあがる連邦の純歳入が1963年における同純歳入額を上回る場合、その額の5分の2。ただし次を条件とする —
 - (a) マレーシア法が1964年と同様、当該年も施行されている場合；および
 - (b) 1963年の純歳入実績が、マレーシア・デー当日およびそれ以降に定められた税または料金の変更を無視して算定された場合、
(本項の目的のため「純歳入」とは、連邦に帰属する歳入のうち、州が受け取る配分額を差し引いたものを意味する)。
- (2) サバ州の場合、1968年以前の各年について州道交付金が\$ 5,179,500以下であれば、その差に等しい額を補足する。
3. 両州いずれの場合も、1974年以前の各年、およびもし1974年の年初に州立法府が、陸上を通過する人と財貨、または機械動力車に関して法令を定める権限を持つ場合は、その権限の施行期間中、当該年に当該州に発生した支出に等しい額を州道路交通局に交付する。

第5部 サバ、サラワク州に帰せられる追加的財源

1. 石油製品に対する輸入税と内国消費税。
2. 木材その他森林産品に対する輸出税。
3. 錫以外（ただし鉱物油を含む）の鉱産物で輸出税を賦課される鉱物につき州が徴収する鉱山使用料が、輸出税について算定された従価10%の額に至らない場合、その鉱物にかかる輸出税。もしくは使用料と鉱物輸出税の合計額を、輸出税のために算定された従価10%に合わせるような輸出税の一部分。
4. サバ州の場合、医療・保健が共同管轄事項表の事項であり、またそのための支出が州の負担となるかぎり、上記 1、2、3 にいう関税に関する歳入を除き、すべての関税収入の30%。
5. 1974年以前の各年、またもし1974年年初において州立法府が、陸上を通過する人と財貨、または機械動力車もしくは同車にかかわるライセンスに関して法令を定める権限を持つ場合は、その権限の施行期間中につき、かかるライセンスに由来する料金。
6. 1974年以前の各年、またもし1974年年初において州立法府が、機械動力車の登録に関して法令を定める権限を持つ場合は、その権限の施行期間中につき、かかる登録に由来する料金。
7. 州販売税。
8. 連邦港湾以外の港湾からあがる諸料金および使用料 <fees and dues>。

第11付則 本憲法の解釈に適用される1948年解釈・一般条項勅令の諸規定
(1948年マラヤ連合勅令) 《省 略》

第12付則 (廃止)

(訳者注、Act 25/1963により1963年8月29日から廃止。本付則は、ムルデカ・デー以後の立法評議会に適用されていた1948年マラヤ連邦協定の諸規定)

第13付則 選挙区区画に関する規定 《省 略》

第1部 選挙区区画の宣言とそれに関する原則

第2部 選挙区区画の手続き

竹下秀邦

No.42, 1958 (1958年12月5日施行)

連邦最高元首が出身州に保持する権限に関する技術的改正 (第34条(8)、後にNo.10, 1960により差替え)

No.10, 1960 (施行日には1960年5月31日、9月11日、12月1日などあり)

- (1)市民権問題 (第3部、第15条、第16条、第17条、第23条、第30条など改正)
- (2)連邦最高元首 (州元首として州憲法を改正：第34条の(8)を差替え。特赦権：第42条に(10)を追加、後に改正。閣僚任命権：第43条(5)を改正、第43A条を追加)。
- (3)立法・行政規定 (国会議員欠格：第48条改正。州議会議長：第57条に(4)追加。閣僚の拡大：第61条に(4)追加。州議会の立法：第76条(3)を改正)。
- (4)選挙制度 (委員会人事：第114条の(4)差替え。有権者年齢：第119条の(1)差替え)
- (5)司法 (仲裁裁判所規定：第125条(4)改正)
- (6)公務 (公務員服務規程：第132条に(2A)追加。軍務：第137条(3)差替え。司法・法務：第138条を廃止、後にNo.26, 1963で再設。警察委員会：第140条差替え。法務長官Attorney-generalの新設：第145条挿入)。
- (7)治安 (非常事態の法的終結に伴う措置：第149条差替え、非暴力破壊活動にも対処するより包括的な立法権限を国会に付与。従来かかる立法は、12カ月後に自動失効する、となっていたが、今後は国会が廃止するまで効力を保持する。後に有名な1960年国内治安法は、本改正法を根拠に立法され、1960年8月1日から発効した；第150条の(3)差替え。連邦最高元首の行なう非常事態布告を規定するもの。従来、この布告は発布後2カ月間、もしくはそれ以前に国会が失効させるまで効力を持つに過ぎなかったが、これ以後は国会が廃止し、もしくは失効させるまでの間無限に効力を持つこととなった；第151条(1)の(b)差替え。非常事態権限により3カ月間拘留されていた政治犯の釈放を規定)。
- (8)連邦首都 (第154条の(3)を廃止)。

No.14, 1962 (1962年10月1日施行)

1957年憲法における齟齬の修正のほか、以下を改正。

- (1)市民権——市民権のjus soliの原則を修正。マラヤにおける出生が自動的に法運用にもとづく市民権の交付になるが、両親がマラヤ人もしくはマラヤの永久居住者であっても、自動的にその子に市民権を交付しない。出生する子にマラヤ市民権を認めさせるための入境を阻止。また連邦市民の外国人妻に対する登録による市民権交付が、便宜的結婚を促すのを阻止。またムルデカ・デーにマラヤに居住しているものが10年を経過して市民権を獲得するという登録による市民権の獲得を廃止するも

の。(第15条の(1)(2)差替え、第15A条追加。第17条・第20条廃止、その他)。

(2)第8部選挙関係(第113条以下、区画等、および第13付則の挿入)

No.25, 1963 (1957年8月31日遡及施行と1963年8月29日施行)

マレーシア結成に伴う諸改正。

No.26, 1963 (Malaysia Act) (1963年9月16日施行)

マレーシア連邦結成に伴う諸改正、とくに市民権規定、財政取り決め、選挙規定、司法規定、非常事態規定、新加入州への暫定規定などが著しい。

No.19, 1964 (1964年7月30日施行)

(1)マレーシア連邦結成に伴う上院、下院の手直し。上院については任命議員(連邦最高元首の任命)の数が、当初の16からNo.26, 1963により22となり、さらに当該法により32となった(第45条(1)(b))。この結果、任命議員は各州が選出する上院議員の総数28を上回ることとなった。なお下記Act A442, 1978も参照せよ。

(2)下院については、議長の就任資格として議員以外に門戸を開いた(第57条(1)および(1A))。

(3)連邦最高元首の職務を代行する副元首の歳費を統合基金から支出するよう追加規定(第35条(2)を改正)。

No.31, 1965 (1965年7月1日施行)

雑多な技術的事項に関する改正。

No.53, 1965 (1965年8月9日施行)

シンガポールの分離独立をさだめた法律。この法律は、特定の憲法諸条項の改訂を示すものではなく、原則を示すに留まっている。

No.59, 1966 (1966年8月9日)

シンガポールの分離独立に伴う諸改正。上記No.26, 1963の殆どを改正。

No.68, 1966 (1966年9月22日施行)

サラワク政変に対して出された非常事態宣言に伴う諸改正(第150条(5)と(6))。

No.27, 1968 (1968年9月9日施行)

雑多な技術的事項に関する改正。とくに公務員の服務規程に関し、州政府の権限を強化する改正(第135条(1)に但書追加、第139条に(3)を挿入)

Act A1, 1969 (1968年11月18日施行)

下院議会における欠員補充規定の改正(第54条(1)への但書の追加)。次回総選挙予定時までの期間が6カ月以下の場合、欠員補充を行わないとするもの。

Act A30, 1971 (1971年3月10日施行)

1969年5月の暴動に伴い種族間問題を処理し、暴動を抑制するため政府の権限を以下の諸改正で強化: 第10条に(4)を追加、第63条に(4)を追加、第72条に(4)を追加、第152条に(6)を追加、第153条に(8A)と(9A)を追加、第161A条の(1)(2)(3)を削除。

第159条の(3)と(5)にそれぞれ若干の語句を追加。また、第153条の原住民規定中の「マレー人」の後へ「およびボルネオ州住民」を追加。

Act A31, 1971 (No.2) (1966年9月19日遡及施行、1971年3月24日施行)

(1)州元首の英名称号Their Highnesses, His HighnessをTheir Royal Highnesses, His Royal Highnessへ変更(第40条、第137条および第3、第5、第8付則)。

(2)英名称号Assistant Minister(s)をDeputy Minister(s)へ変更(第43A条、第43B条、第61条、第160条)。

(3)その他雑多な技術的事項に関する改正。

Act A193, 1973 (1974年1月1日施行)

第132条の「公務」に「教職」を追加。またこれに伴い、第141A条を新設。第144条の(i)を差替え、および第8付則19(5)に(aa)を挿入。

Act A206, 1973 (No.2) (1973年8月23日施行、1974年2月1日施行)

クアラルンプルの連邦区化に伴う諸改正(第1条、第3条、第11条、第97条、第113条、第116条、および第9付則、第13付則)。

Act A354, 1976 (1957年8月31日遡及施行、1976年8月27日施行)

(1)連邦領域規定(第1条(2)を差替え)。

(2)イスラム教の英語名称を「Muslim religion」から「religion of Islam」へ変更(第3条(2)、第11条(4))。

(3)基本的自由に関する改正(第5条に但書きを追加、第6条に(4)を追加)。

(4)宗教教育問題(第12条に(2)を追加)。

(5)市民権問題(第24条の(3)廃止、第25条で字句修正、第28A条の(1)廃止)。

(6)全条文にわたり「Governor」を「Yang di-Pertua Negeri」へ変更。

(7)全条文にわたり「Deputy Supreme Head」を「Timbalan Yang di-Pertuan Agong」へ変更。

Act A392, 1977 (1976年1月1日遡及施行)

第10付則の第1部、人頭交付率の変更に関する規定。

Act A442, 1978 (1957年8月31日遡及施行、1978年12月31日施行)

(1)上院議員の任命議員数を32から40へ拡大(第45条(1)(b))、また上院議員の任期を6年から3年に削減(第45条(3))。

(2)公務員服務規程の改正(第135条(2)の最後へ但書きを追加。第141A条「教職」に若干の変更)。

(3)破壊活動防止に関する憲法第10部のタイトル変更。第149条で若干の改正。

Act A514, 1981 (1976年8月27日遡及施行、1981年5月15日施行)

(1)非常事態における政府の権限強化。(第150条の(1)(2)を差替え、第150条に(2A)(2B)(2C)(8)(9)を追加。

(2)全条文にわたり「ボルネオ州」を「サバ、サラワク州」へ変更。この部分は1976年8月27日に遡及施行。

(3)全条文にわたり「Governor」を「Yang di-Pertua Negeri」へ変更。ただしA354で直し洩れたもの。1976年8月27日に遡及施行。

(4)国会議員の服務規程（第52条に(2)を追加）。

(5)下院議長の辞任に関する規定。（第57条(2)に(bb)を追加）

(6)マレー保有地条項に追加規定（第89条に(1A)を追加）

(7)選挙委員会規定に若干の追加（第114条）

(8)公務委員会に関する規定（第142、143条への若干の改正、第146C条の廃止）

Act A566, 1983（1974年2月1日遡及施行、1983年12月16日施行、1985年1月1日施行）

(1)クアラルンプル連邦区設置に伴う改正（第1条(4)など）。

(2)連邦裁判所の最高裁判所への読み替え（第37条以下関係各条）

(3)Deputy Ministerに関する規定（第43A条(2)、1963年12月16日へ遡及実施、第43B条(2)）。

(4)国会議席の州間配分（第46条を差替え）、

(5)国会議員の欠格事項（第48条に(4)(5)を追加）。

(6)連邦最高元首の立法権への改正（第66条(4)、同条(5)を差替えし、(5A)を新設。

これらの改正の目的は、連邦最高元首の立法権を弱めることであった。但しこの直後にAct A584により(5)は再度差替えられ、(5A)は廃止された。また第150条における非常事態を宣言する権限もこのAct A566により連邦最高元首から首相へ移管されたが、Act A584により元に戻された）。

(7)マレー保有地規定に若干の改正（第90条に(1A)を追加）。

(8)最高控訴機関を国内へ（第131条を廃止）。

(9)公務員服務規定の改正（第142条(2)の(b)を差替え）。

(10)非常事態諸規定への若干の改正（第150条の(2),(2A),(2B),(2C)の諸項目）。

Act A584, 1984（1984年1月20日施行）

本法は、上記Act A566に対する改正法となっている。上記の(7)を見よ。

Act A585, 1984 (No.2)（1974年2月1日遡及施行、1984年4月14、16日施行）

ラブアン島をサバ州から離し、連邦区とするもの（第1条(4)など）。

Act A704, 1988（1988年2月24日施行）

(1)シャリア裁判所の管轄（第5条最後の但書き、第121条に(1A)を追加）。

(2)連邦政府による州有地の取得を規定（第83条に(8)を追加、第84条を廃止、第85条と第86条を差替え）

(3)司法に対する連邦権限に改訂（第121条、第142条、第145条、第158条など）。

Act A767, 1990（1990年5月11日施行）

(1)国会議員資格（第48条に(6)を追加、国会を辞任したものは以後5年間再任の資格を喪失）。

(2)公務員委員会規定に改正（第139条(4)）。

(3)教職委員会規定に改正（第141A条(2)）。

Act A837, 1992（1992年11月20日施行）

(1)下院議席数の改訂、180名から192名へ（第46条(1)）。

(2)上下両院書記の規定（第65条の(2)(3)を差替え、第132条(4)の(a)を廃止）。

Act A848, 1993（1993年3月30日施行）

連邦最高元首・州元首らの規律に関する規定（第32条(1)に語句追加、第33A条追加、第38条(2)に(d)(e)を追加、第42条に(12)(13)を追加、第63条に(5)を追加、第72条に(5)を追加、第181条(2)に語句追加、第15部（第182条と第183条）を追加）。

Act A849, 1993 (No.2)（1992年11月20日遡及施行）

選挙委員会規定に若干の改正（第113条(3A)）。

Act A857, 1993 (No.3)（1993年8月20日施行）

(1)州議会議員の連邦閣僚への就任規定の改正（第43条(8)廃止）

(2)上院議会の欠員規定への改正（第54条(1)）

Act A885, 1994（1994年6月24日施行）

(1)最高裁判所の連邦裁判所への読み替え、および関係職名称の変更（第4条(4)、第37条、第65条、第80条、第87条、第105条、第114条、第122条、第123条以下関係各条）

(2)連邦最高元首による立法権行使への規制（第40条に(1A)を挿入、第66条の(4)(4A)を差替え、同(4B)を廃止）。

(3)Deputy Ministerへの規定（第43A条(3)に改正）。

(4)国会の開会と解散（第55条(6)廃止）。

(5)諸裁判所の規定（第122A条を差替え、第122AA条と第122AB条を新設、第122B条の(1)(4)を差替え、第124条(2)の差替え、第125条の(9)差替え、同(10)追加、第125A条(1)の(a)差替え、同(aa)追加、第126条・第127条字句修正、第128条(3)差替え）。

(6)公務サービスに関する改正（第132条(1)の(e)削除、第134条差替え、第139条(1)改正、第142条(1)の修正）

(7)「ボルネオ州」を「サバ、サラワク州」へ変更（第161E条）。

Act No.不明（1995年6月26日下院議会で可決）

(1)第8付則、第1部2(2)(b)州行政会議メンバーの定数を現行の8名から10名へ拡大する。

(2)第8付則、第1部10：立法議会の議長に関する規程。

議長は立法議会議員メンバーもしくは議員でなくて同等の資格を持つ人物を議長として、選出することができる。